

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-補-014 改 03
提出年月日	2023年2月28日

工事計画に係る補足説明資料

(その他発電用原子炉の附属施設のうち火災防護設備)

2023年2月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

1. 工事計画添付書類に係る補足説明資料  
 添付書類の記載内容を補足するための資料を以下に示す。

資料 No.	補足説明資料（内容）	備考
	1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統	
	1-2 火災区域の配置を明示した図面	
	1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について	
	2-1 潤滑油及び燃料油の引火点, 室内温度及び機器運転時の温度について	
	2-2 保温材の使用状況について	
	2-3 建物内装材の使用状況について	
	2-4 難燃ケーブルの使用について	
	2-5 水素ガスの蓄積防止について	
	3-1 全域ガス消火設備について	
	3-2 ケーブルトレイ消火設備について	
1	3-3 消火用の照明器具の配置図	今回提出範囲
	3-4 消火栓及びガス系消火設備の必要容量について	
	3-5 煙の発生が抑制される火災区域又は火災区画についての可燃物管理	
	3-6 新燃料貯蔵庫未臨界性評価について	
	3-7 火災感知器の種類及び配置を明示した図面	
	3-8 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処施設の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について	
	3-9 火災感知設備の電源確保について	
	3-10 火災感知器の種類の詳細について	
	4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について	
	4-2 中央制御室及び補助盤室制御盤の火災の影響軽減対策について	

資料 No.	補足説明資料（内容）	備考
1	4-3 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について	
	4-4 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について	
	4-5 火災区域（区画）特性表について	
	4-6 原子炉格納容器内火災を想定した場合の対応について	
	4-7 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について	
	5-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画書に定め管理する事項について	

別紙 工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係

工認添付書類と設置許可まとめ資料との関係  
(工事計画に係る説明資料 (発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書))

工認添付資料	設置許可まとめ資料			引用内容
発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書	DB	第 8 条	火災による損傷の防止	資料の一部を引用
	SA	第 41 条	火災による損傷の防止	資料の一部を引用

発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書  
に係る補足説明資料

補足説明資料 3-7  
火災感知器の種類及び配置を明示した図面

## 1. 目的

本資料は、VI-1-1-8 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 5. 1. 2(1)b. 項に示す火災感知器の種類及び配置を示すために、補足説明資料として添付するものである。

## 2. 内容

火災感知器の選定においては、設置場所に対応する適切な火災感知器の種類を火災防護に関する説明書 5. 1. 2(1)b. 項に示す通り、消防法に準じて選定する設計とする。

火災感知器の取付方法や設置個数については、消防法施行規則第 23 条第 4 項に基づき設置する設計とする。

火災感知器の種類や設置に関する技術的な部分については消防法施行規則に則り設置する設計とする。

また、火災感知器の設置にあたっては消防設備士によって確認を行う。

なお、施工にあたっては消防法施行規則に則り設置する。

また、消防法認定品でない火災感知器を採用する場合、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号））に定められる火災感知器の感知性能を有していることを確認している。

以下 3. 項においては、火災感知器のうち、基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器以外の火災感知器についての種類、仕様及び感知原理等を示す。

以下 4. 項においては、各火災感知器の具体的な設置条件及び、消防法に準じて火災感知器を設置した具体例を示す。

以下 5. 項においては、火災感知器の配置図を示す。

3. 基本的な組み合わせとなるアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器以外の火災感知器について

(1) 防爆型火災感知器

a. 防爆型煙感知器の概要

防爆型煙感知器の概要を図1に示す。動作原理は、発光回路で一定時間ごとにLED（発光素子）に対して電流を流し発光させ、発光した光は、レンズを通して防爆容器外部へ照射される。その光を、煙がチャンバー内に流入すると、煙に反射して散乱光を生じる。この散乱光を、レンズを通して受光素子が検知し、電気信号に変換し、受光回路でこれを検出する。受光回路で検出した信号は、マイコンで測定され、一定のレベルを越えると火災信号を受信機へ送信する。

防爆型煙感知器は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能(耐圧防爆構造\*)を有する。

b. 消防法の認定について

防爆型煙感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条（光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

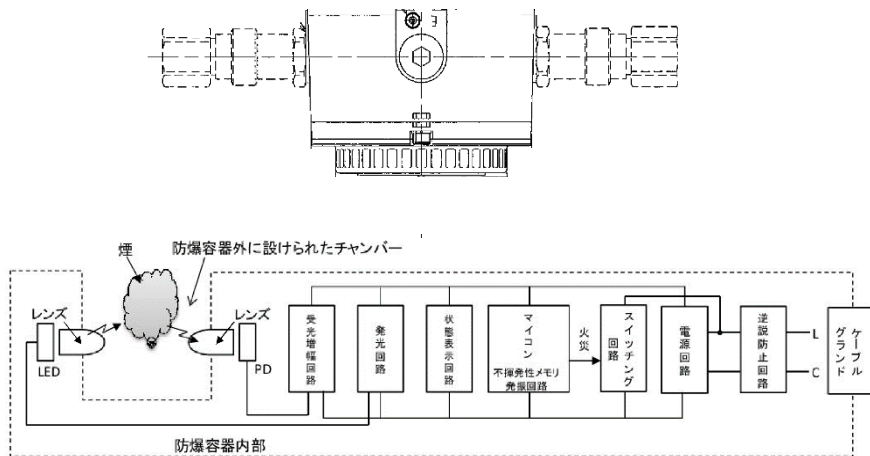


図1 防爆型煙感知器の概要



c. 防爆型熱感知器の概要

防爆型熱感知器の概要を図2に示す。防爆型熱感知器は、感熱素子サーミスタを用いて熱を検出し、周囲温度が一定値以上になったときに受信機に火災信号を発する。サーミスタは温度変化により抵抗値が変化する素子で、一定周期で電流を流してサーミスタの両端にかかる電圧を測定し、温度検出回路にて変換した電圧値を内部制御回路に送り、制御回路にて一定時間内での温度上昇値を測定し、温度上昇率が設定値を超えた場合に火災と判断し、受信機に火災信号を発する。

防爆型熱感知器は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能(耐圧防爆構造\*)を有する。

d. 消防法の認定について

防爆型熱感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分および感度））に定められる感知性能を満足している。

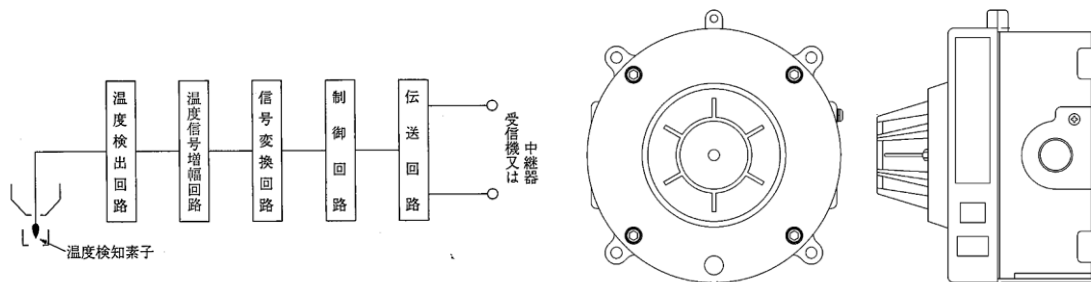


図2 防爆型熱感知器の概要

e. 防爆型炎感知器の概要

炎感知器の概要を図3に示す。炎感知器は感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検出した場合にのみ発報する)を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象(急激な環境変化)を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

防爆型炎感知器は、全閉構造であり可燃性ガス又は引火性の蒸気が感知器内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該感知器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該火災感知器の外部のガス又は蒸気に点火しない構造となっていることから、防爆性能(耐圧防爆構造\*)を有する。

f. 消防法の認定について

炎感知器(屋外仕様)は、消防法認定品ではないが、消防法(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号)第17条の8(炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角))に定められる炎感知器の感度及び視野角の感知性能が同等以上を有していることを確認している。

注記\*：耐圧防爆構造(「電気機械器具防爆構造規格」労働省告示第16号)全閉構造であつて、可燃性のガス(以下「ガス」という。)又は引火性の物の蒸気(以下「蒸気」という。)が容器の内部に侵入して爆発を生じた場合に、当該容器が爆発圧力に耐え、かつ、爆発による火炎が当該容器の外部のガス又は蒸気に点火しないようにしたものという。

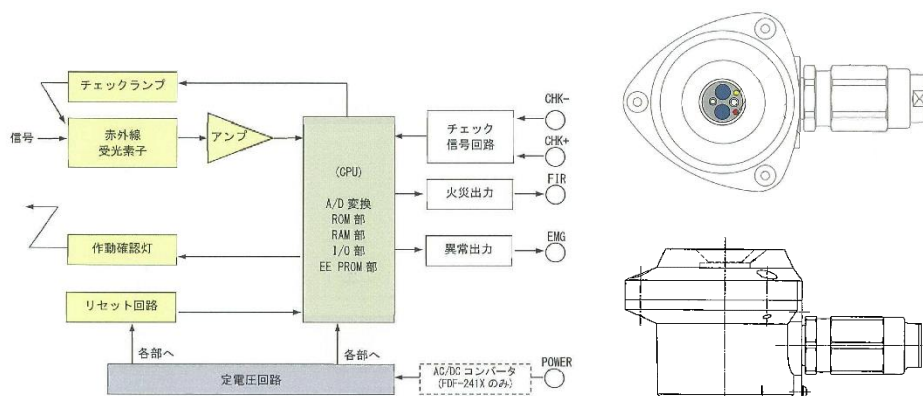


図3 防爆型炎感知器の概要

(2) 熱感知器（屋外仕様）

a. 熱感知器（屋外仕様）の概要

熱感知器（屋外仕様）の概要を図4に示す。動作原理は、温度検出素子を用いて熱を検出し、周囲の温度が一定の範囲内の温度になったときに、火災信号を受信機へ送信する。また、端子部分がコーキングされているため、屋外でも使用可能である。

b. 消防法の認定について

熱感知器（屋外仕様）は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

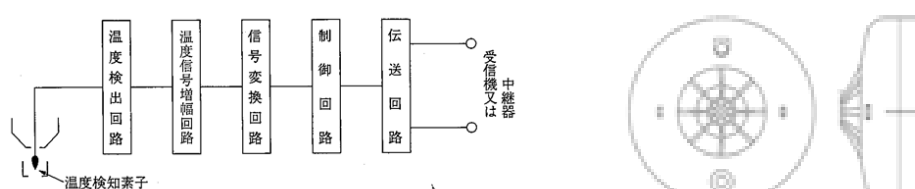


図4 熱感知器（屋外仕様）の概要

(3) 熱感知器（接点式）

a. 熱感知器（接点式）の概要

熱感知器（接点式）の概要を図5に示す。動作原理は、バイメタルが受熱により反転して接点が閉じることで火災を検知し、火災信号を受信機へ送信する。また、炎が生じ、温度上昇した場合にも火災として検知し、火災信号を受信機へ送信する。

b. 消防法の認定について

熱感知器（接点式）は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第14条（定温式感知器の公称作動温度の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

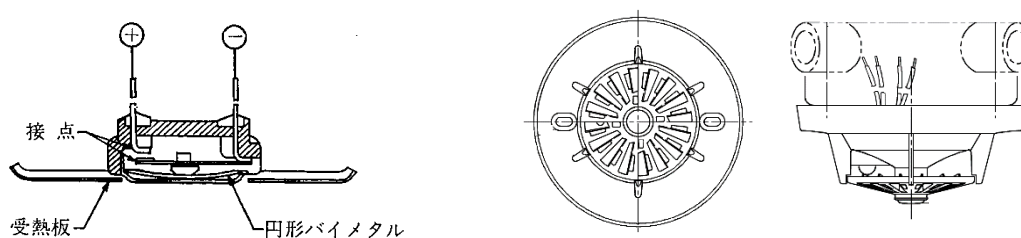


図5 熱感知器（接点式）の概要

#### (4) 光電分離型煙感知器

##### a. 光電分離型煙感知器の概要

原子炉建物オペレーティングフロアに設置する光電分離型煙感知器の概要を図6に示す。光電分離型煙感知器は、光を発する送光部とそれを受ける受光部を5m～100mの距離に対向設置し、この光路上を煙が遮ったときの受光量の変化で火災を検出する。そのため、大空間での広く拡散した煙を検知することができる。光電分離型煙感知器の取付概要を図7に示す。消防法施行規則第23条（自動火災報知設備の感知器等）より、感知器の光軸の高さが80パーセント以上となるように設置する。

##### b. 消防法の認定について

光電分離型煙感知器は、消防法認定品であり、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年6月20日自治省令第17号）第17条の2（光電式分離型感知器の公称蓄積時間の区分、公称監視距離の区分及び感度））に定められる感知性能を満足している。

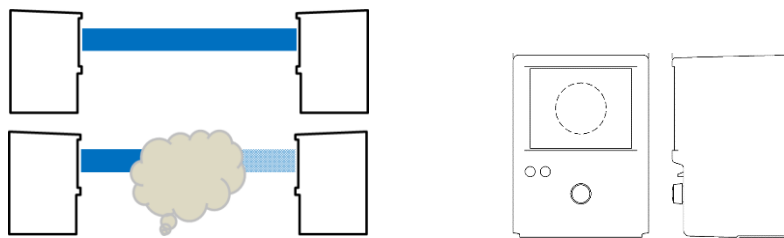


図6 光電分離型煙感知器の概要

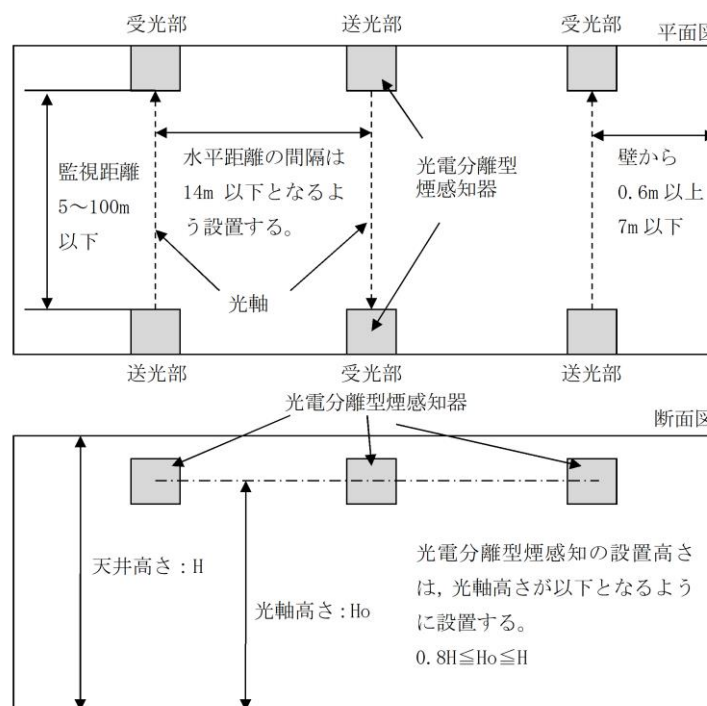


図7 光電分離型煙感知器の取付概要

## (5) 煙吸引式検出設備

### a. 煙吸引式検出設備の概要

高線量区域である主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備の概要を図8に示す。煙吸引式検出設備の感知原理は、一般的なアナログ式煙感知器と同様に、光による散乱光方式を用いて火災感知する。高線量区域にて発生する火災の煙を、内蔵ファンにて煙吸引式検出設備に取り込む。感知器内部の発光素子の光が、火災の煙流入により散乱することで煙を感知する。

煙吸引式検出設備は、アナログ式煙感知器と吸引装置を組み合わせた構成となっているため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することが可能であり、設定した煙の濃度にて警報を発する設計とする。

煙吸引式検出設備の故障時は、中央制御室に異常の警報を発する設計とする。また、煙吸引配管については、損傷等していないことを定期的に保守管理することを定め、煙吸引式検出設備を監視エリアの近傍に設置することで、監視エリア外における煙吸引配管の損傷リスクを可能な限り低減する設計とする。

高線量区域で使用する煙吸引式検出設備の仕様を表1に示す。

### b. 消防法の認定について

煙吸引式検出設備は、消防法認定品ではないが、消防法(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号)第17条(光電式スポット型感知器の公称蓄積時間の区分及び感度))に定められる光電式スポット型感知器と同等の感知性能を有していることを確認している。

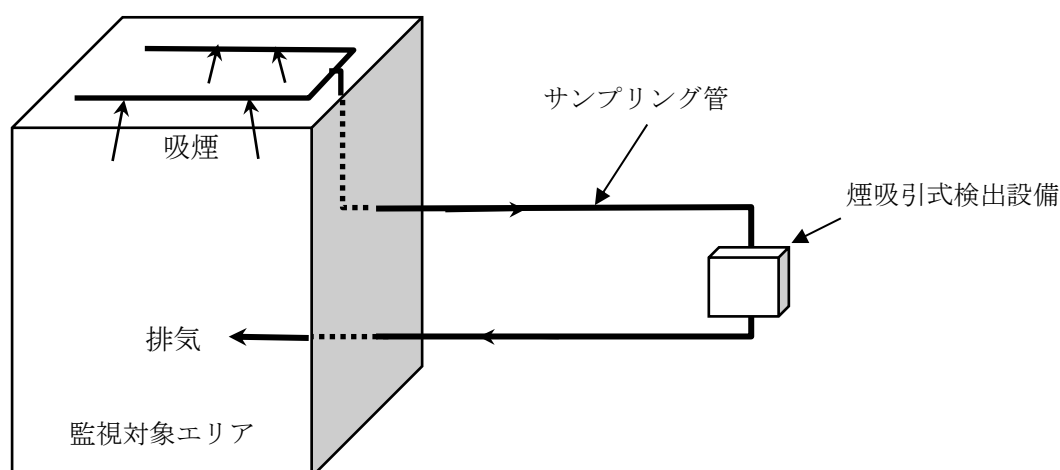


図8 煙吸引式検出設備の概要

表1 煙吸引式検出設備の仕様

項目	仕様
検知可能ライン数	1ライン
火災警報設定値	10%/m(光電式スポット型感知器2種相当)
煙濃度表示	0~20%/m バーグラフ表示
煙検知濃度	減光率0.001~20%/m
検知時間	吸煙口から煙吸引式検出設備までの煙の検知時間に遅れがないよう、1分以内に早期に火災を検知する設計
フィルター	フィルター内蔵
吸煙配管サイズ	20A
吸煙配管長さ	最大1ライン50m以内
吸煙口	孔径2mm以上/孔ピッチ500m以内
煙検知原理	エアースAMPLINGによる散乱光方式
ファンユニット	ファン内蔵
吐出配管サイズ	20A
警報	火災警報, 異常警報
電源盤	直流電源装置内蔵
安全対策	加振試験を行い, 正常な監視状態を継続出来る設計とする。

## (6) 炎感知器

### a. 炎感知器の概要

原子炉建物オペレーティングフロアに設置する炎感知器の概要を図9に示す。炎感知器は感知原理に「赤外線3波長式」(物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を3つ検出した場合にのみ発報する)を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することで誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象(急激な環境変化)を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

### b. 消防法の認定について

炎感知器は、消防法認定品であり、消防法(火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年6月20日自治省令第17号)第17条の8(炎感知器の公称監視距離の区分, 感度及び視野角))に定められる感知性能を満足している。



図9 炎感知器の概要



(7) 炎感知器（屋外仕様）

a. 炎感知器（屋外仕様）の概要

屋外に設置する炎感知器の概要を図 10 に示す。炎感知器は感知原理に「赤外線 3 波長式」（物質の燃焼時に発生する特有な放射エネルギーの波長帯を 3 つ検出した場合にのみ発報する）を採用し、誤作動防止を図る。さらに、外光からの影響を考慮し、遮光カバーを設けることにより、誤作動を防止する設計とする。

検知素子から出力される信号は連続的ではあるが、炎感知器においては、この信号を連続的に処理することが可能なシステムが開発されていないため、非アナログ式である。

しかし、平常時から炎の波長の有無を連続監視し、火災現象（急激な環境変化）を把握できることから、アナログ式と同等の機能を有する。

b. 消防法の認定について

炎感知器（屋外仕様）は、消防法認定品ではないが、消防法（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和 56 年 6 月 20 日自治省令第 17 号）第 17 条の 8（炎感知器の公称監視距離の区分、感度及び視野角））に定められる炎感知器の感度及び視野角の感知性能が同等以上を有していることを確認している。



図 10 炎感知器（屋外仕様）の概要

(8) 熱感知カメラ

a. 熱感知カメラの概要

屋外に設置する熱感知カメラの画像と外観を図 11 に示す。熱感知カメラは、物体から発する赤外線波長の温度信号として捕え、赤外線は温度が高くなるほど強くなる特徴を利用し、強さを色別して温度マップとして画像に映すことにより、一定の温度に達すると警報を発する火災感知設備である。

b. 消防法の認定について

熱感知カメラは、消防法認定品ではないが、赤外線感知機能により死角となる場所がないように熱感知カメラを適切に設置する。

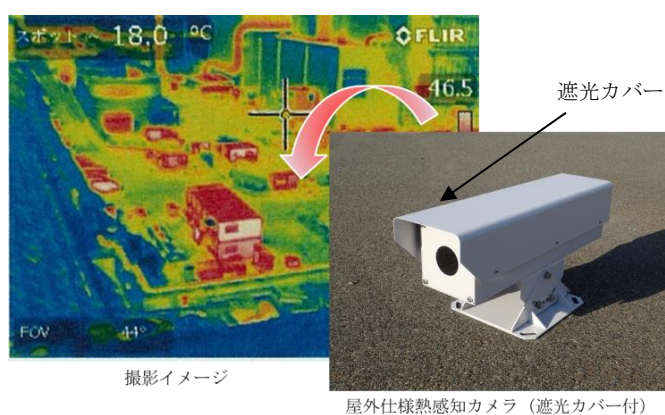


図 11 熱感知カメラの画像及び外観

4. 各火災感知器の設置条件及び具体例

4.1. 各火災感知器の設置条件

4.1.1. 火災感知器の種類と設置個数の考え方

各火災感知器の設置条件を表2に示す。

表2 火災感知器の種類と設置個数の考え方

火災感知器の種類			火災感知器の設置個数の考え方		消防法 施行規則
			取付面高さ	設置個数 当たりの 床面積	
煙感知器	光電アナログ式スポット型 及び 光電式スポット型 (防爆型含む)	1種及び 2種	4m未満	150m <sup>2</sup>	第23条 第4項 第7号
			4m以上20m未満	75m <sup>2</sup>	
		3種	4m未満	50m <sup>2</sup>	
	光電アナログ式分離型	—	20m未満*2	— (光軸の水平距離が14m以下)	第23条 第4項 第7の3号
煙吸引式検出設備	—	センサ1台あたり100m <sup>2</sup> 以内*3		消防法に適用されない	
熱感知器	熱アナログ式スポット型	—	4m未満	70m <sup>2</sup> *1	第23条 第4項 第3号
			4m以上8m未満	35m <sup>2</sup> *1	
	定温式スポット型 (屋外仕様, 防爆型含む)	特殊	4m未満	70m <sup>2</sup> *1	
			4m以上8m未満	35m <sup>2</sup> *1	
		1種	4m未満	60m <sup>2</sup> *1	
			4m以上8m未満	30m <sup>2</sup> *1	
2種	4m未満	20m <sup>2</sup> *1			
	4m以上8m未満	—			
炎感知器	赤外線3波長式	公式監視 距離最大 45m以内	床面から1.2mの監視空間		第23条 第4項 第7の4号
	赤外線3波長式 (屋外仕様) (防爆型含む)	最大60m 以内	監視範囲に死角がないように設置		消防法に適用されない
熱感知カメラ	赤外線式	最大100m 以内	監視範囲に死角がないように設置		消防法に適用されない

注：上記に記載のない事項については、消防法施行規則等に基づく、火災感知器の設置方法に従う。

注記\*1：主要構造部を耐火構造とした防火対象物又はその部分における設置個数当たりの床面積を示す。

\*2：原子炉建物オペレーティングフロア（天井等の高さ20.5m）及びタービン室（天井等の高さ20.7m）については、天井等の高さ20m以上の場所であり、消防法施行規則第23条第4項の適用対象外となるが、火災の早期感知の観点から消防法施行規則に準じて設置する。

\*3：設置対象となる主蒸気管室での火災を模擬した試験結果に基づく監視面積として設定した。

#### 4.1.2. 煙感知器の設置条件

消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ハの規定により，梁等が天井より 0.6m 以上突出している場合は個別の区画とし，それぞれの床面積から煙感知器の必要個数を求める。(図 12 参照)

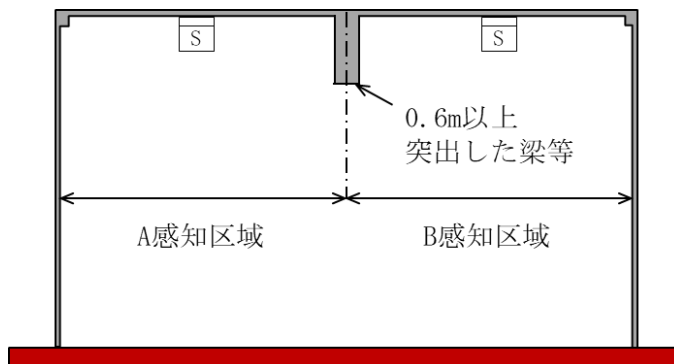


図 12 梁等が天井より 0.6m 以上突出している場合の解説図

消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号ホの規定により，天井高さから，それぞれの床面積に必要な煙感知器の設置個数を算出し設置する設計とする。(表 3 参照)

表 3 天井高さから必要な煙感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		
		4m 未満	4m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
煙感知器	1 種	150m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>
	2 種	150m <sup>2</sup>	75m <sup>2</sup>	—
	3 種	50m <sup>2</sup>	—	—

消防法施行規則第 23 条第 4 項第 7 号への規定により，煙感知器を廊下及び通路に設ける場合は，歩行距離 30m につき 1 個以上の個数を，階段及び傾斜路にあつては垂直距離 15m につき 1 個以上の個数を設置する設計とする。

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。(表4、図13参照)

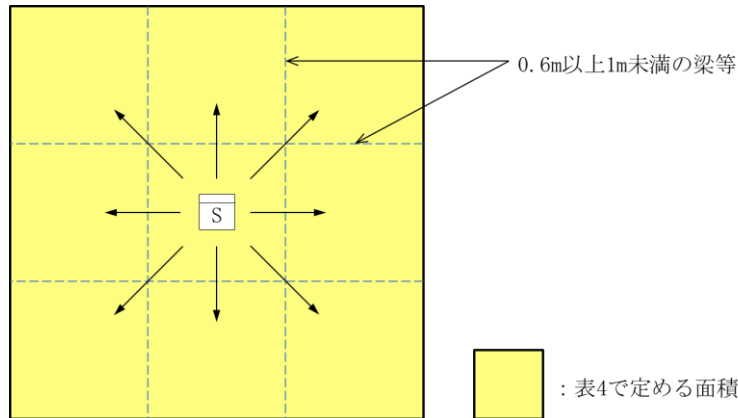


図13 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(1)

表4 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知器の種別	感知面積の合計			
	4m 未満	4m 以上 8m 未満	8m 以上 15m 未満	15m 以上 20m 未満
1種	60m <sup>2</sup>	60m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>
2種	60m <sup>2</sup>	60m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	—
3種	20m <sup>2</sup>	—	—	—

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、小区画が隣接している場合、梁等の深さが0.6m以上1m未満で区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接している場合は、当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。(図14参照)

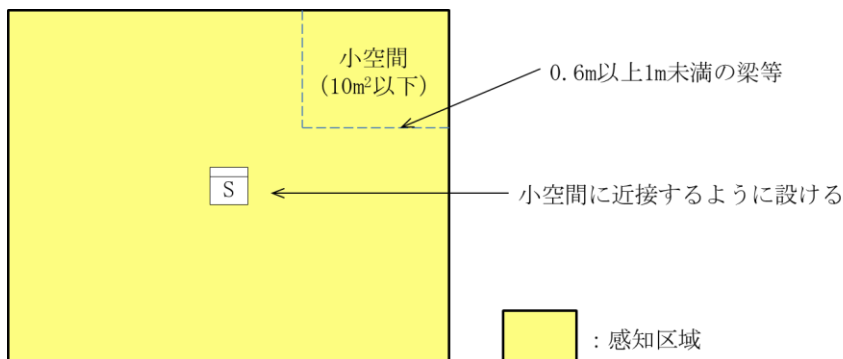


図14 煙感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図(2)

#### 4.1.3. 熱感知器の設置条件

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、梁等が天井より0.4m以上突出している場合は個別の区画とし、それぞれの床面積から熱感知器の必要個数を求める。(図15参照)

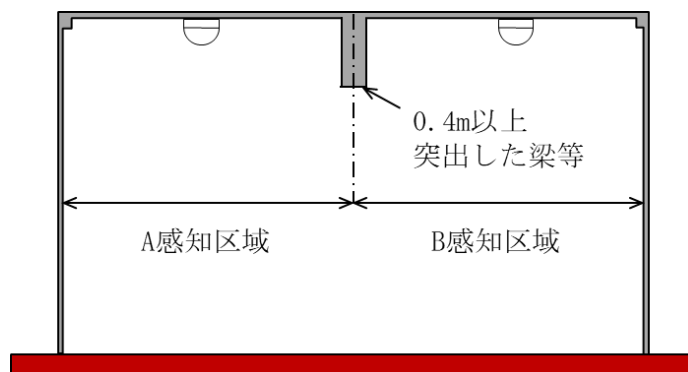


図15 梁等が天井より0.4m以上突出している場合の区画の解説図

消防法施行規則第23条第4項第3号ロの規定により、天井高さから、それぞれの床面積に必要な熱感知器の設置個数を算出する設計とする。(表5参照)

表5 天井高さから必要な熱感知器の設置個数を算出する場合の床面積

感知器の種別		取付面の高さ		4m未満		4m以上8m未満	
		建築物の構造		耐火	非耐火	耐火	非耐火
差動式スポット型	1種	90m <sup>2</sup>	50m <sup>2</sup>	45m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>		
補償式スポット型	2種	70m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	35m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>		
定温式スポット型	特殊	70m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	35m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>		
	1種	60m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>		
	2種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>	—	—		
熱アナログ式スポット型		70m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	35m <sup>2</sup>	25m <sup>2</sup>		

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により、定温式スポット型熱感知器(特殊)は、短辺が3m未満の細長い居室等に熱感知器を設置する場合は、歩行距離が13mにつき1個以上の個数を設置する設計とする。

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により，梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合，下記図及び表で定める範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。（表6，図16参照）

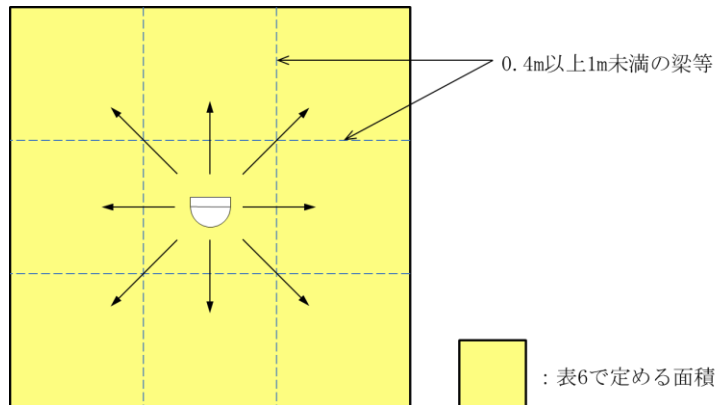


図16 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図（1）

表6 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる面積

感知器の種別	感知区域 建築物の構造	合計面積	
		耐火	非耐火
差動式スポット型	1種	20m <sup>2</sup>	15m <sup>2</sup>
補償式スポット型	2種	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
定温式スポット型	特殊	15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
	1種	13m <sup>2</sup>	8m <sup>2</sup>
熱アナログ式スポット型		15m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>

日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書により，小区画が隣接している場合，梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画が1つ隣接している場合は，当該部分を含めて1つの感知区域とすることができる。（図17参照）

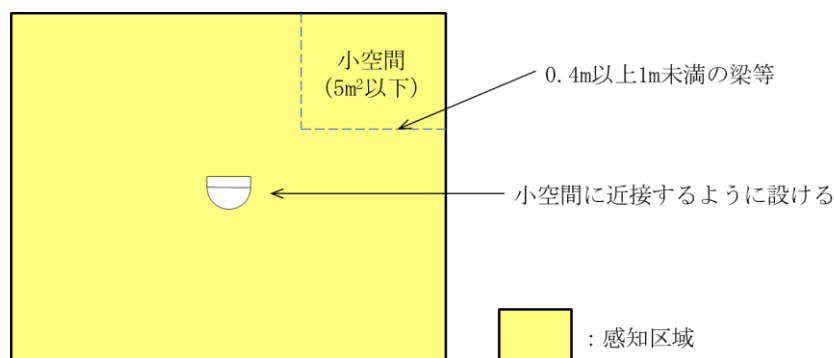


図17 熱感知器における1つの感知区域と見なすことができる解説図（2）

#### 4.2. 火災感知器を設置した具体例

##### 4.2.1. 消防法に準じて煙感知器，熱感知器及び炎感知器を設置した具体例

消防法施行規則第23条第4項に基づき，建物等に設置する熱感知器，煙感知器及び炎感知器について，各建物等の火災区域毎に整理した一覧表と配置図を別紙1に示す。

なお，消防法施行規則第23条第4項第8号の規定による火災感知器は，換気口等の空気吹出し口から1.5m以上の離隔距離を満足する設計とする。

##### 4.2.2. その他エリアの火災感知器を設置した具体例

その他エリアとして，屋外に設置する屋外仕様炎感知器及び熱感知カメラ，主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備並びに原子炉建物オペレーティングフロア及びタービン室に設置する光電分離型煙感知器について，配置図を別紙2に示す。



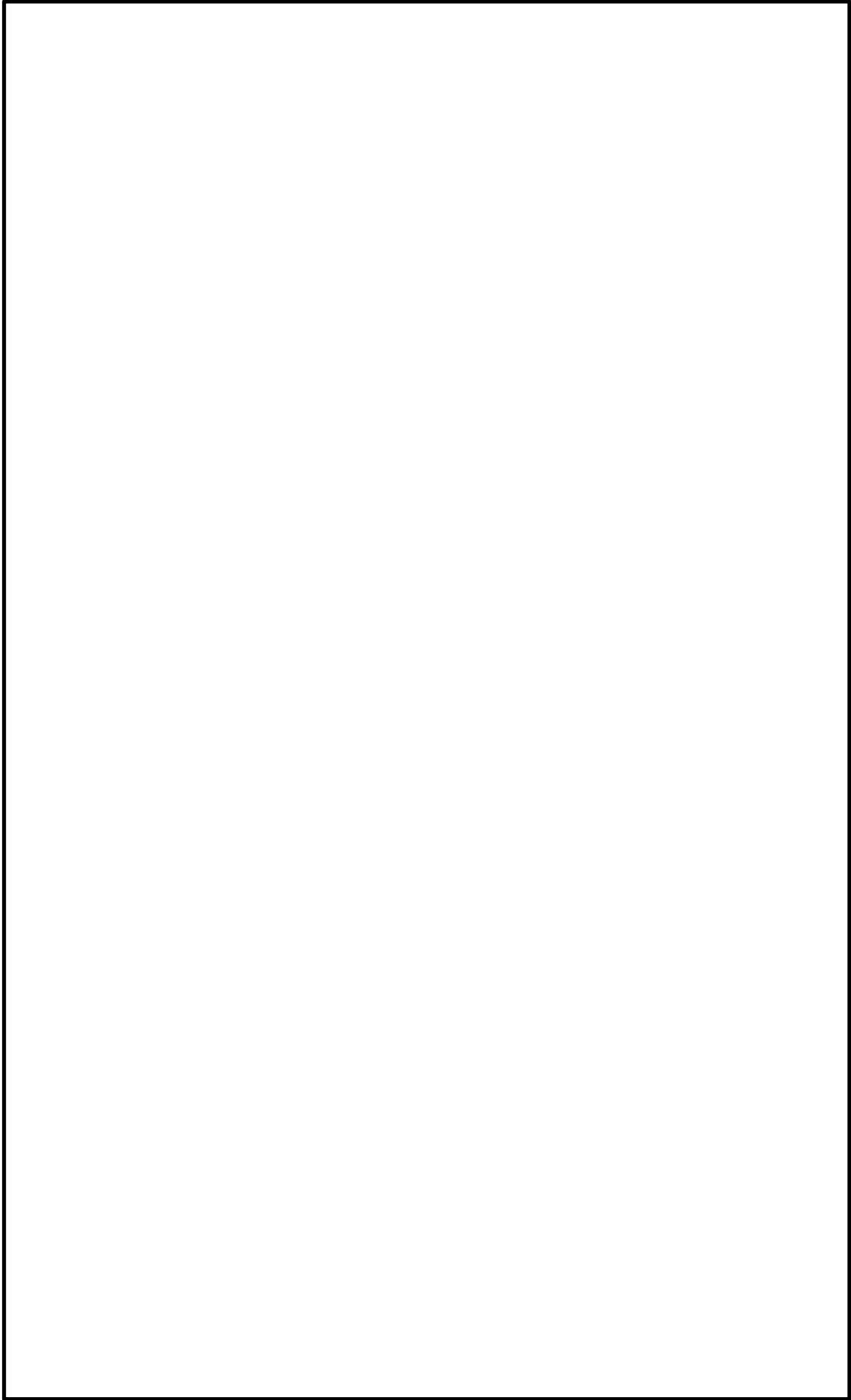
5. 各火災感知器の配置図

各火災感知器の配置図を次頁以降に示す。



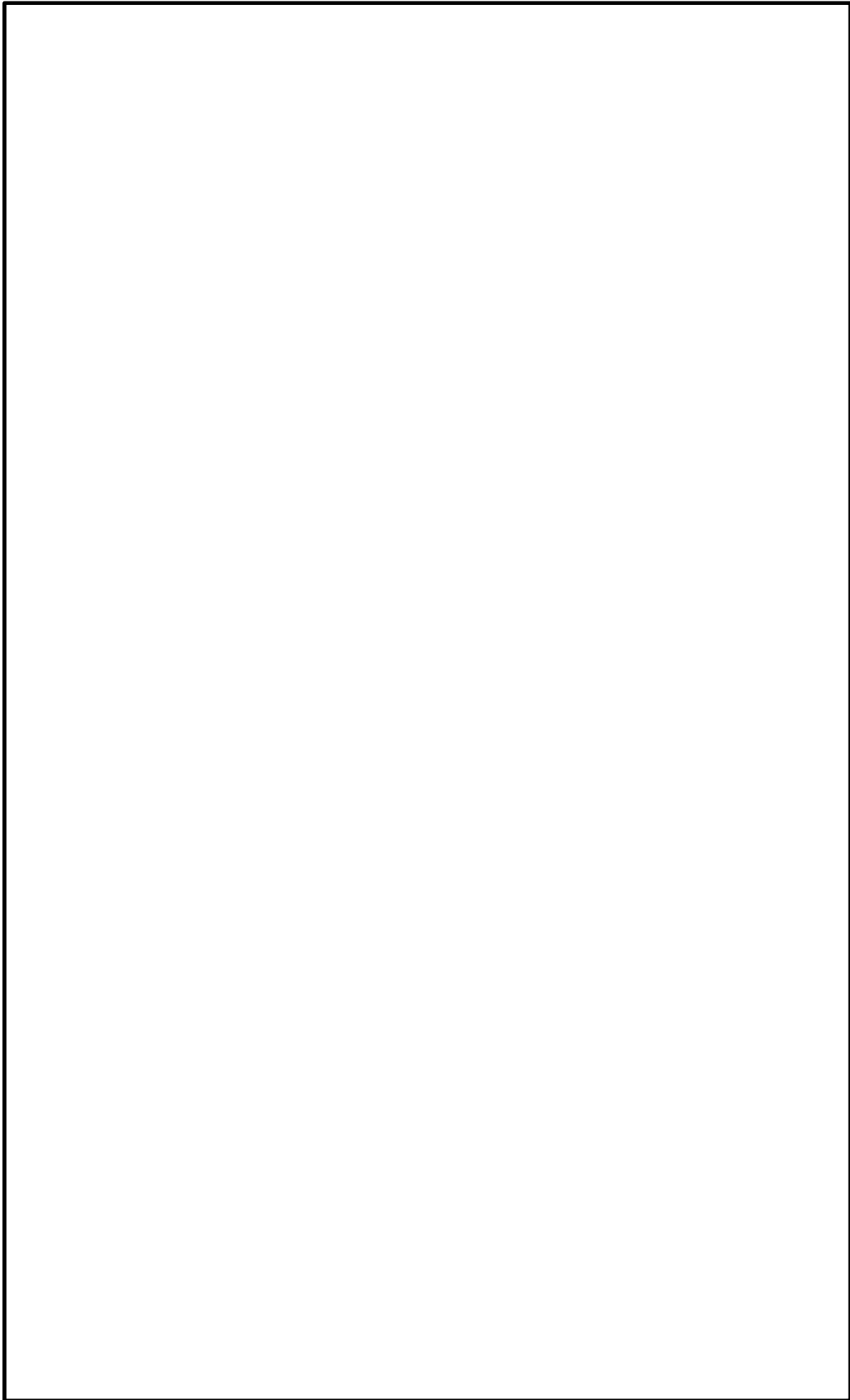




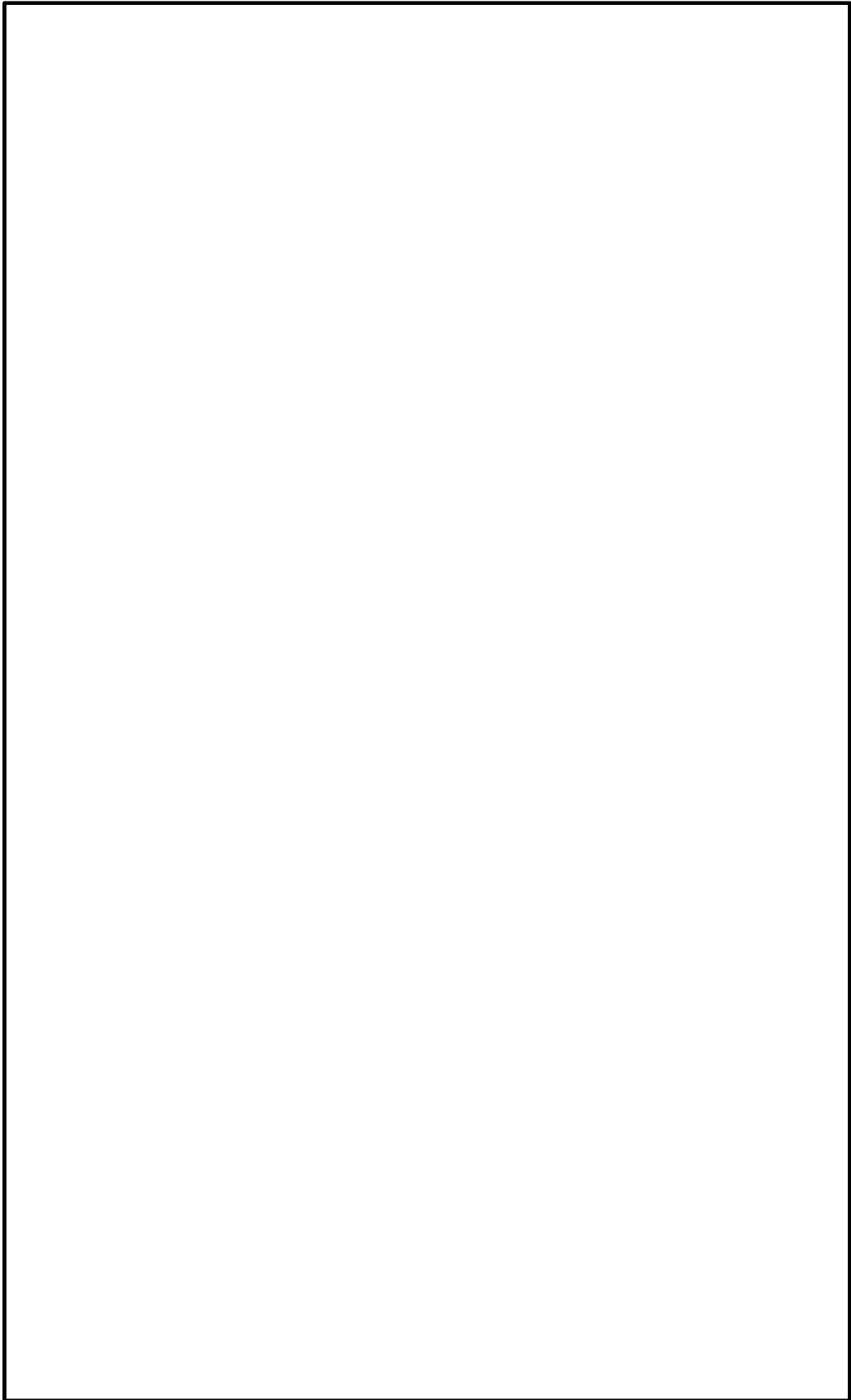


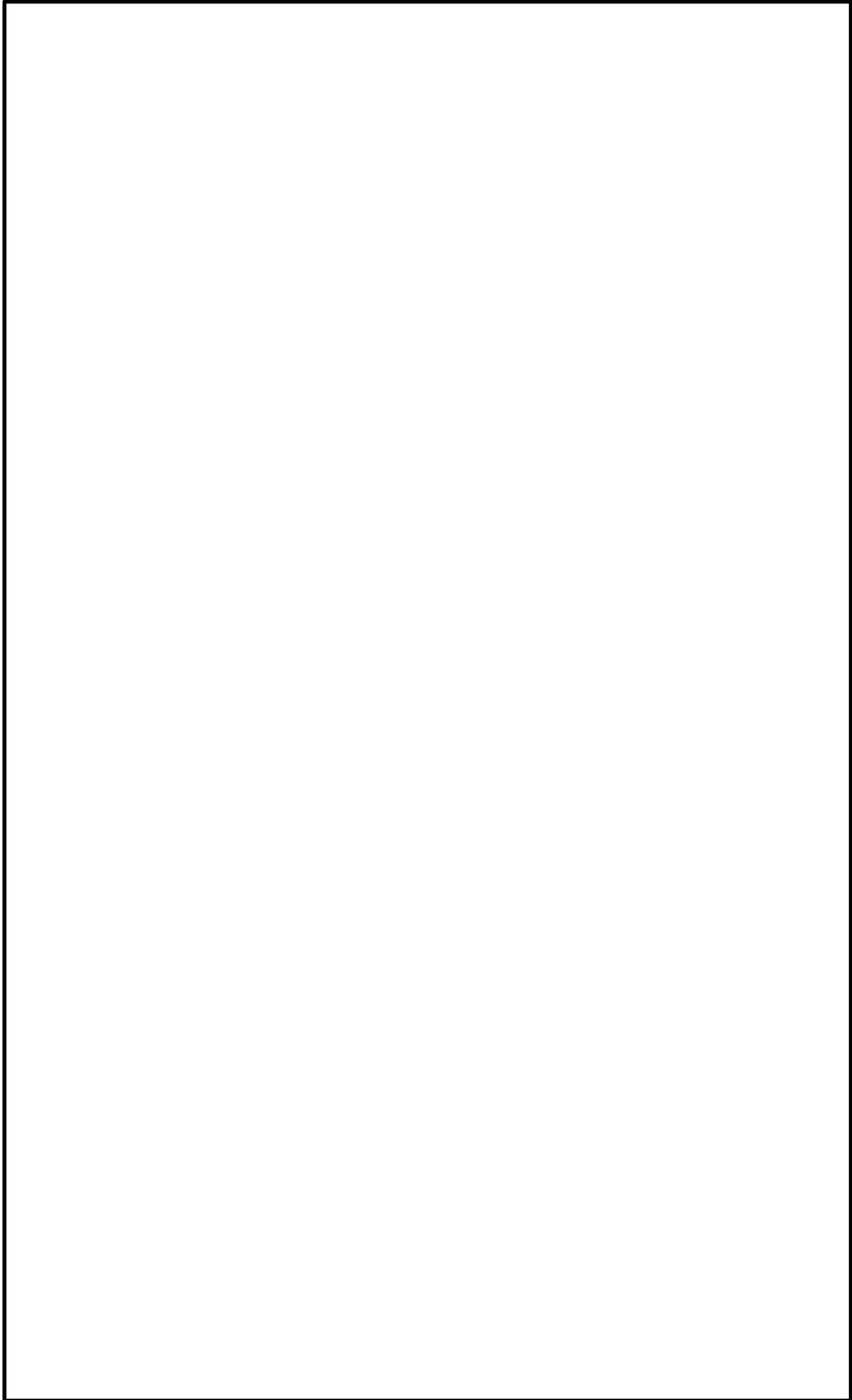
















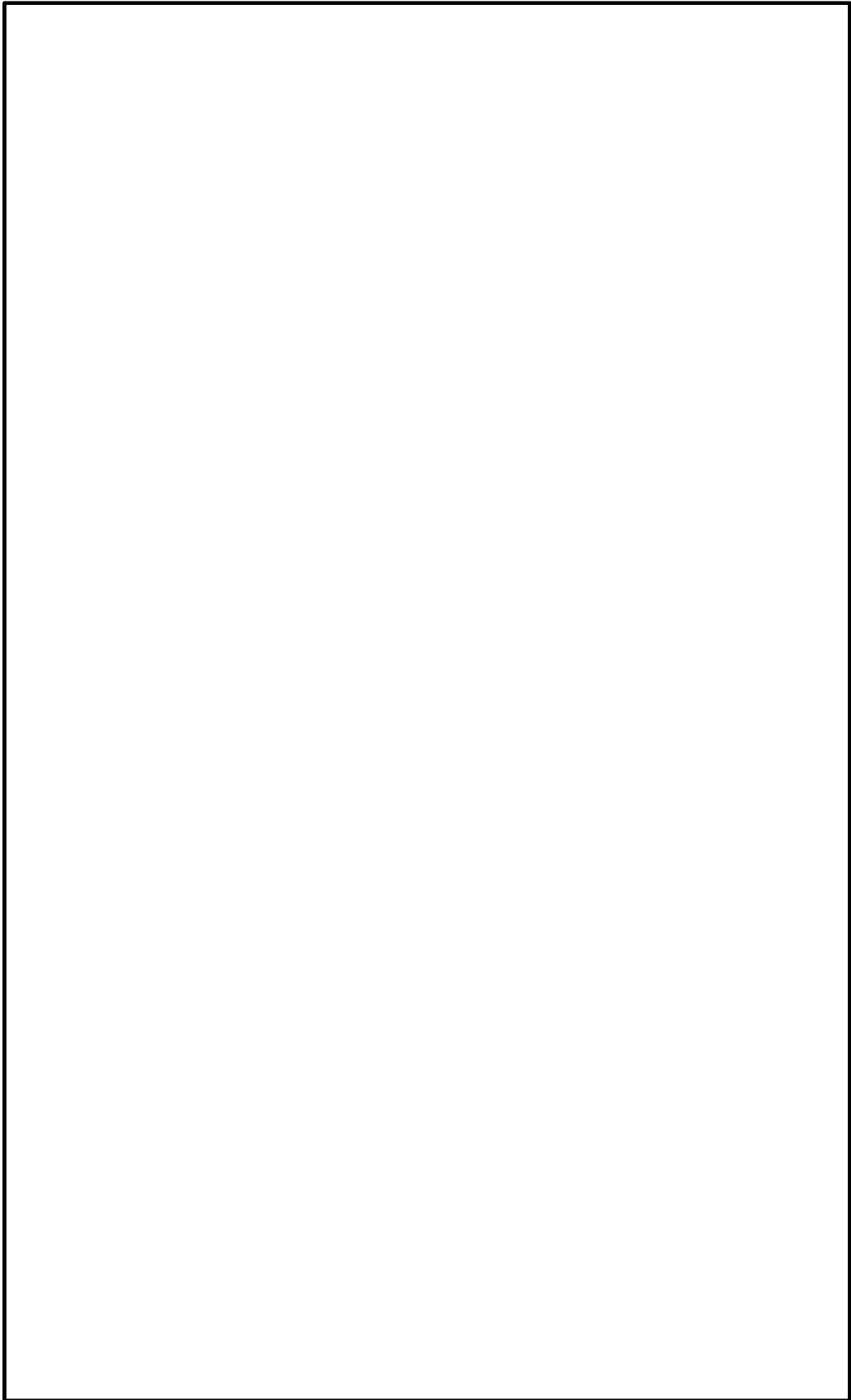














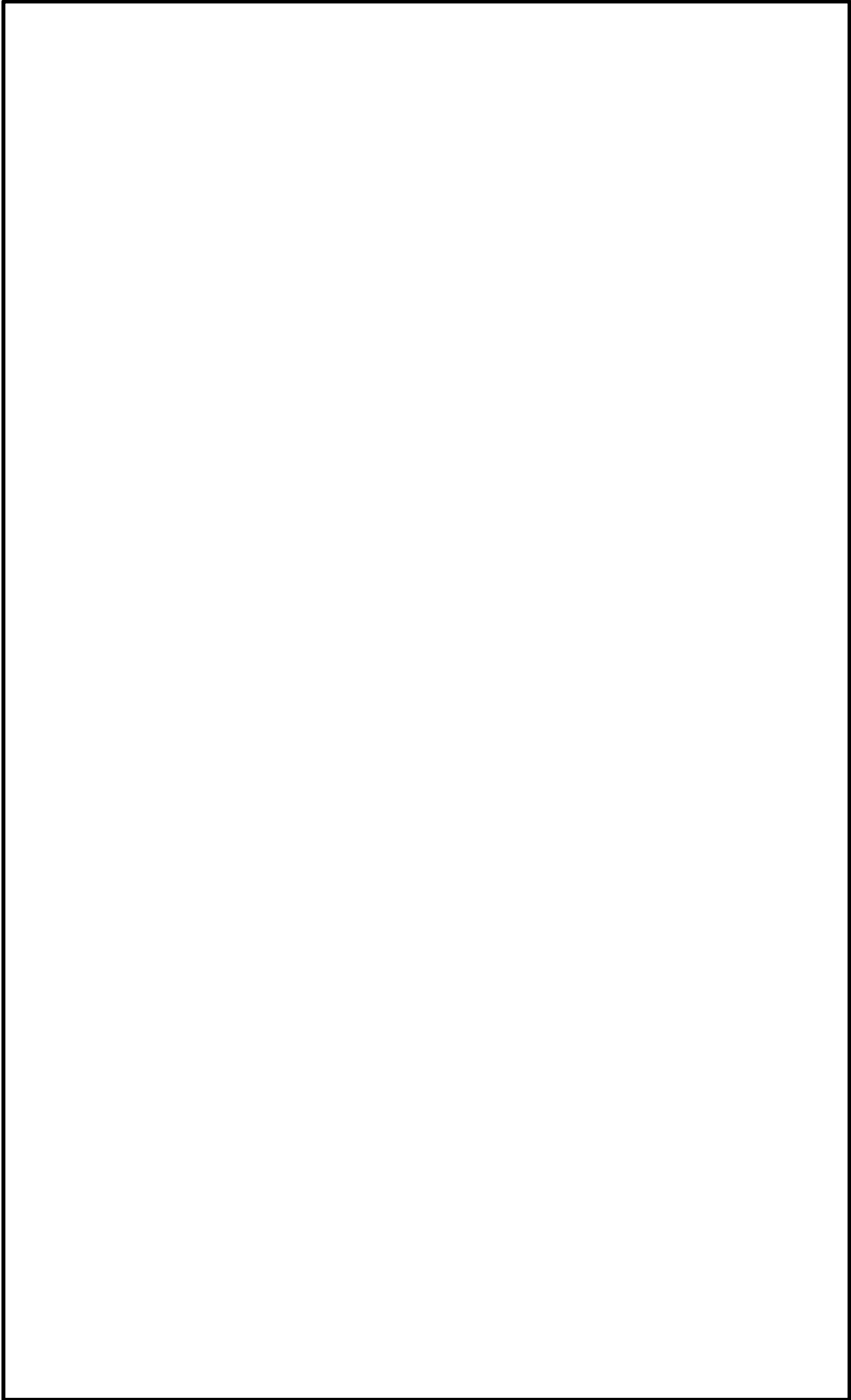




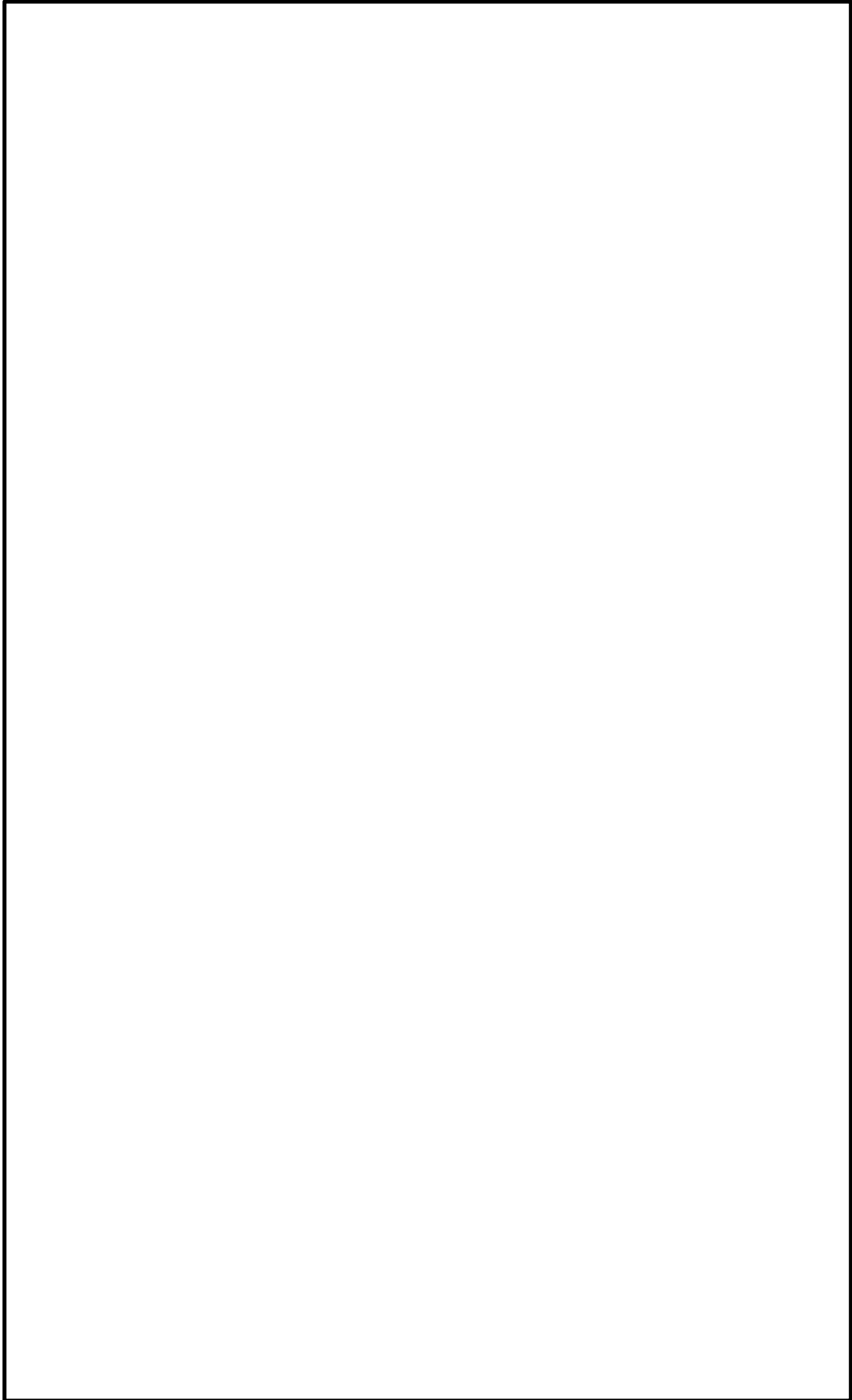


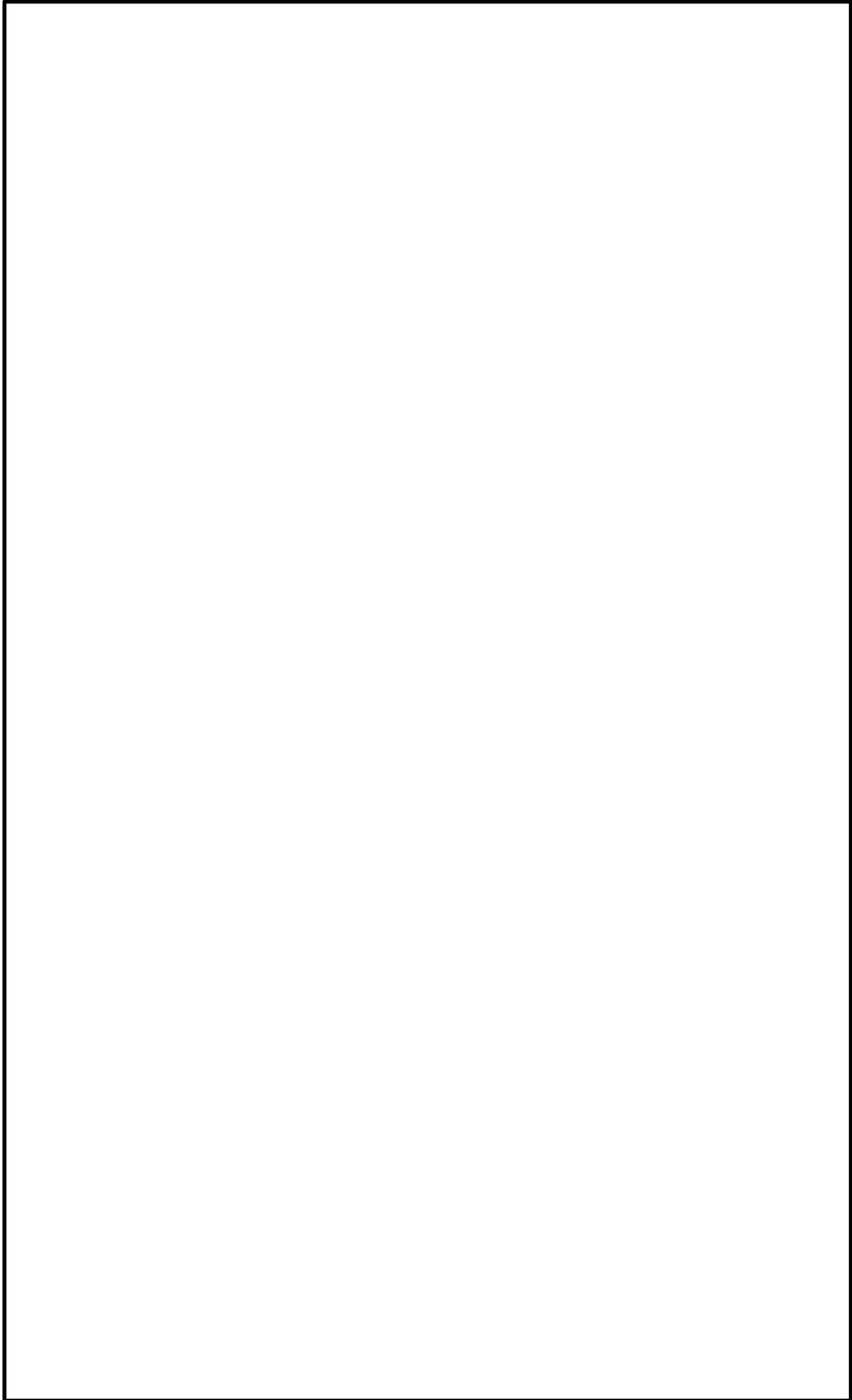


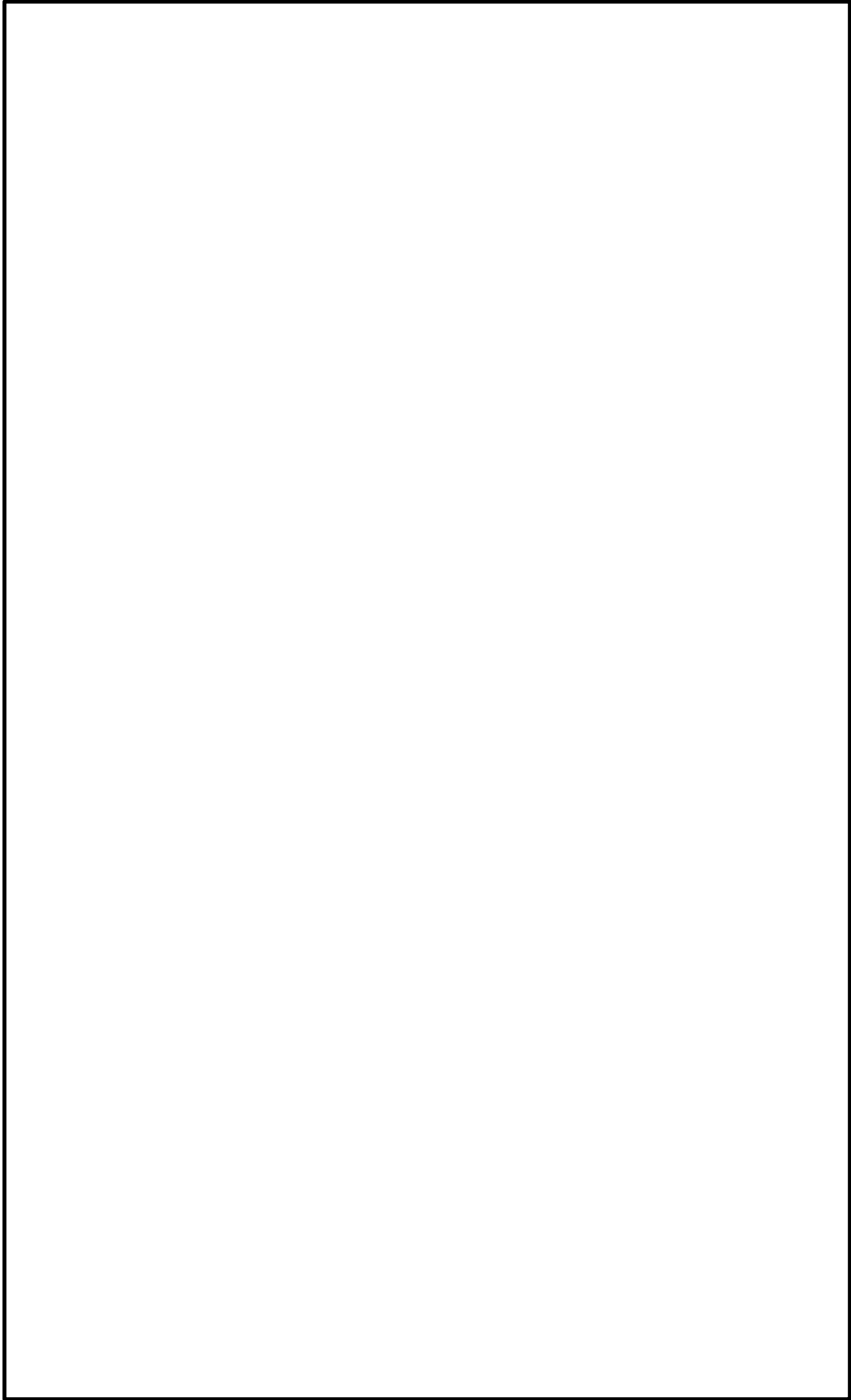














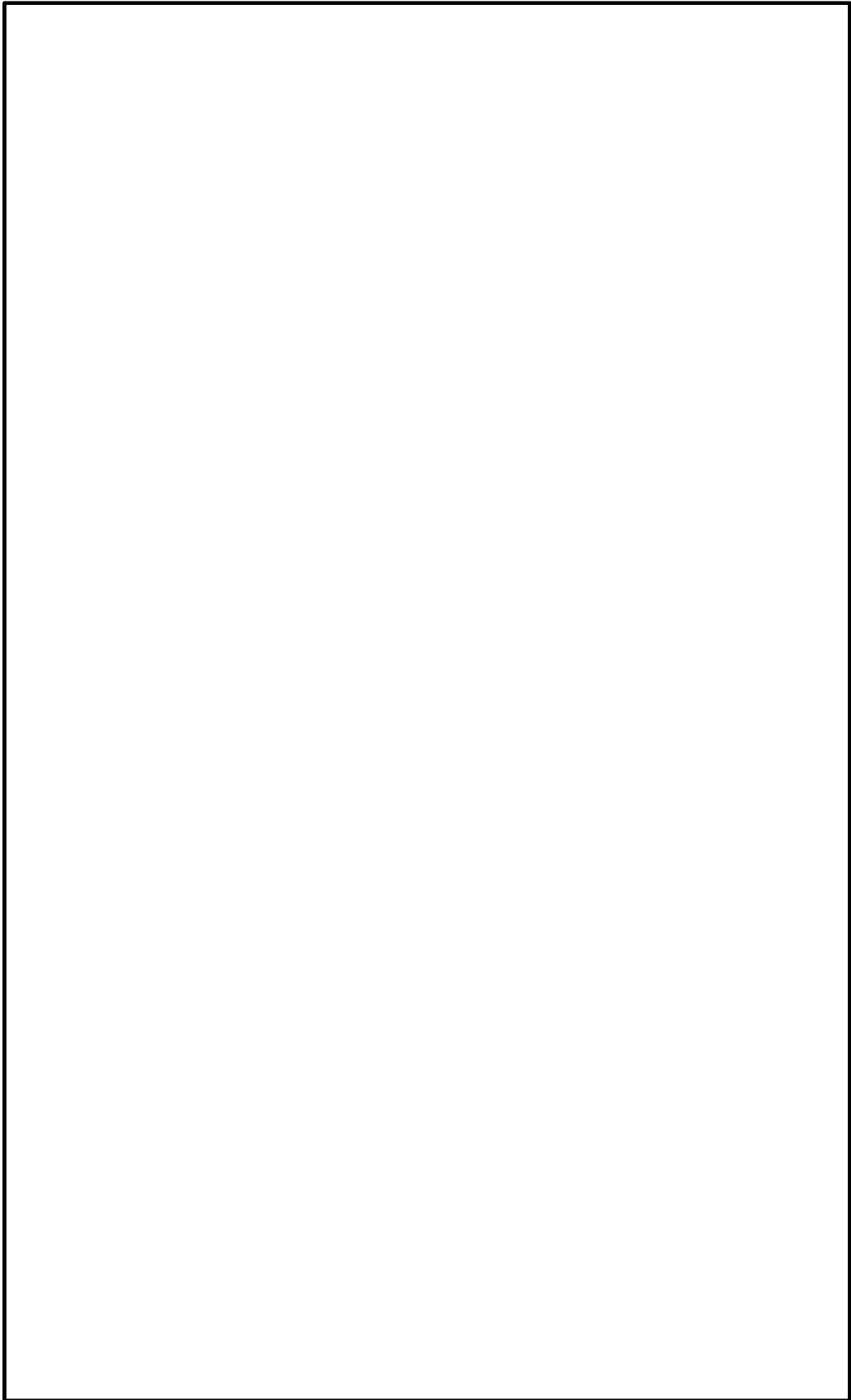












別紙 1  
消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置された  
火災感知器の設置状況について

火災感知器について, 建物等毎に火災感知器の配置を示した一覧表と火災感知器の配置図について以下に示す。なお, 建物毎に代表 1 箇所の断面図を示す。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部屋番号	部屋名称	設置高さ	取付高さ※2					設置数	合計	備考	検知範囲※2					設置数	合計	備考						
			4m未満 4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m未満 20m未満	8m以上 10m未満	10m以上 <10m <sup>1</sup> <40m <sup>2</sup>				8m未満 <50m <sup>1</sup>	8m以上 <40m <sup>2</sup>	8m以上 <10m <sup>1</sup>	6m未満 <10m <sup>2</sup>	8m以上 <10m <sup>1</sup>				6m未満 <10m <sup>2</sup>	8m以上 <10m <sup>1</sup>	6m未満 <10m <sup>2</sup>	8m以上 <10m <sup>1</sup>	6m未満 <10m <sup>2</sup>	
R-B2F-01	RCロビー室		1	○	-	-	-	1	1	23.8	1	-	-	-	1	1	23.8	1	-	-	-	-	1	
			2	-	-	-	-	-	-	37.2	1	-	-	-	-	-	37.2	2	-	-	-	-	2	
			3	-	-	-	-	-	-	37.2	1	-	-	-	-	-	37.2	2	-	-	-	-	2	6
			4	-	-	-	-	-	-	34.7	1	-	-	-	-	-	34.7	1	-	-	-	-	1	
			5	-	-	-	-	-	-	5.0	1	-	-	-	-	-	5.0	1	-	-	-	-	0	
R-B2F-02	A-RHRポンプ室		1	-	-	-	-	-	-	33.4	1	○	-	-	-	-	33.4	1	○	-	-	-	1	3
			2	-	-	-	-	-	-	21.7	1	○	-	-	-	-	21.7	1	○	-	-	-	1	
			3	-	-	-	-	-	-	21.4	1	○	-	-	-	-	21.4	1	○	-	-	-	1	
			1	-	-	-	-	-	-	37.0	1	-	-	-	-	-	37.0	2	-	-	-	-	2	
			2	-	-	-	-	-	-	38.4	1	-	-	-	-	-	38.4	2	-	-	-	-	2	
			3	-	-	-	-	-	-	39.0	1	-	-	-	-	-	39.0	2	-	-	-	-	2	8
			4	○	-	-	-	-	-	32.5	1	-	-	-	-	-	32.5	1	○	-	-	-	1	
			5	○	-	-	-	-	-	11.0	0	-	-	-	-	-	11.0	1	○	-	-	-	1	
			1	-	-	-	-	-	-	8.5	1	○	-	-	-	-	8.5	1	○	-	-	-	1	
			2	-	-	-	-	-	-	10.3	1	○	-	-	-	-	10.3	1	○	-	-	-	1	
			3	-	-	-	-	-	-	17.8	1	○	-	-	-	-	17.8	1	○	-	-	-	1	
			4	-	-	-	-	-	-	15.4	1	○	-	-	-	-	15.4	1	○	-	-	-	1	
			5	-	-	-	-	-	-	14.1	1	○	-	-	-	-	14.1	1	○	-	-	-	1	
			6	-	-	-	-	-	-	14.0	1	○	-	-	-	-	14.0	1	○	-	-	-	1	14
			7	-	-	-	-	-	-	17.1	1	○	-	-	-	-	17.1	1	○	-	-	-	1	
			8	-	-	-	-	-	-	22.5	1	○	-	-	-	-	22.5	1	○	-	-	-	1	
			9	-	-	-	-	-	-	20.8	1	○	-	-	-	-	20.8	1	○	-	-	-	1	
			10	-	-	-	-	-	-	15.2	1	○	-	-	-	-	15.2	1	○	-	-	-	1	
			11	-	-	-	-	-	-	19.2	1	○	-	-	-	-	19.2	1	○	-	-	-	1	
			12	-	-	-	-	-	-	14.7	1	○	-	-	-	-	14.7	1	○	-	-	-	1	
			13	-	-	-	-	-	-	28.9	1	○	-	-	-	-	28.9	1	○	-	-	-	1	
			14	-	-	-	-	-	-	17.9	1	○	-	-	-	-	17.9	1	○	-	-	-	1	
			1	-	-	-	-	-	-	17.3	1	-	-	-	-	-	17.3	1	-	-	-	-	1	
			2	-	-	-	-	-	-	18.7	1	-	-	-	-	-	18.7	1	-	-	-	-	1	
			3	-	-	-	-	-	-	28.8	1	-	-	-	-	-	28.8	1	-	-	-	-	1	6
			4	-	-	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	1	
			5	-	-	-	-	-	-	18.0	1	-	-	-	-	-	18.0	1	-	-	-	-	1	
			6	-	-	-	-	-	-	28.2	1	-	-	-	-	-	28.2	1	-	-	-	-	1	
			1	-	-	-	-	-	-	19.4	1	○	-	-	-	-	19.4	1	○	-	-	-	1	
			2	-	-	-	-	-	-	17.3	1	-	-	-	-	-	17.3	1	-	-	-	-	1	
			3	-	-	-	-	-	-	17.9	1	-	-	-	-	-	17.9	1	-	-	-	-	1	
			4	-	-	-	-	-	-	18.3	1	-	-	-	-	-	18.3	1	-	-	-	-	1	
			5	-	-	-	-	-	-	23.8	1	-	-	-	-	-	23.8	1	-	-	-	-	1	
			6	-	-	-	-	-	-	18.3	1	-	-	-	-	-	18.3	1	-	-	-	-	1	12
			7	-	-	-	-	-	-	18.6	1	○	-	-	-	-	18.6	1	○	-	-	-	1	
			8	-	-	-	-	-	-	18.1	1	○	-	-	-	-	18.1	1	○	-	-	-	1	
			9	-	-	-	-	-	-	18.5	1	○	-	-	-	-	18.5	1	○	-	-	-	1	
			10	-	-	-	-	-	-	15.9	1	○	-	-	-	-	15.9	1	○	-	-	-	1	
			11	-	-	-	-	-	-	22.9	1	○	-	-	-	-	22.9	1	○	-	-	-	1	
			12	-	-	-	-	-	-	24.1	1	○	-	-	-	-	24.1	1	○	-	-	-	1	
R-B2F-05	A-非常用DG電気室		1	-	-	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	1	
			6	-	-	-	-	-	-	18.0	1	-	-	-	-	-	18.0	1	-	-	-	-	1	
R-B2F-06	B-非常用DG室		1	-	-	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	-	19.4	1	-	-	-	-	1	
			11	-	-	-	-	-	-	18.3	1	-	-	-	-	-	18.3	1	-	-	-	-	1	
			12	-	-	-	-	-	-	17.9	1	-	-	-	-	-	17.9	1	-	-	-	-	1	

※1 取付面高さ  
※2 取付面高さ

【備考】：全型消防長会中部支団編 消防用設備等の技術基準  
※3 取付面高さが40cm以上1m未満の範囲に小さく、感知領域が連続する場合は、15m以下でかつ2つ以上の感知区域を持つ感知区  
※4 取付面高さが40cm以上1m未満の範囲に小さく、感知領域が連続する場合は、15m以下でかつ2つ以上の感知区域を持つ感知区  
※5 段違い部分を含む居室等の場合が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とする  
【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書  
※5 段違い部分を含む居室等の場合が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とする  
【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書  
※6 段違い部分を含む居室等の場合が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とする  
【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書  
※7 段違い部分を含む居室等の場合が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とする  
【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書  
※8 段違い部分を含む居室等の場合が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とする  
【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書

上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

Table with columns for sensor ID, model, and various status indicators (0/1/O). The table lists sensor configurations for multiple building units, including fire detectors and heat detectors, with corresponding model numbers and specifications.

※1 66~69号一區画66~70層和棟 ※2 72,73号一區画1~73層和棟 ※3 95,96号一區画95~98層和棟 ※4 117,118号一區画117~119層和棟 ※5 125~133号一區画125~133層和棟 ※6 128,129層和棟, 機庫干渉設置不可 ※7 137~139号一區画136~139層和棟





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

設置番号	設置名称	設置区画	煙感知器																																						
			設置区画 0.4m以上 1m未満	設置区画 1m以上 3m未満	設置区画 3m以上 8m未満	設置区画 8m以上 15m未満	設置区画 15m以上 30m未満	設置区画 30m以上 45m未満	設置区画 45m以上 60m未満	設置区画 60m以上 80m未満	設置区画 80m以上 10m <sup>2</sup> 未満	設置区画 10m <sup>2</sup> 以上 60m <sup>2</sup> 未満																													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-01	CRDホコ管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-02	R/BBフック管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-03	A-R/BBフック管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-04	A-DG原料イタ管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-05	B-DG原料イタ管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-06	HPCS-DG原料イタ管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-07	A-RHRホコ管冷却設備		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-08	B-RHRホコ管冷却設備		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-09	HPCSホコ管冷却設備		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
R-B1F-10	CUW補助ホコ管		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			

○2.3条第4項 七 煙感知器（光電式分離型煙感知器を除く）は、次に定めることとする。

ハ 感知器の下層は、取付面の下方0.6m以上の位置に設けること。

※1 取付面が0.4m以上突出した梁等により区画

ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知器区域に、感知器の傾斜及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積に一つ一個以上の感知器を、火災を有効に感知するように設けること。

※2 取付面積は

床面積  
150m<sup>2</sup>  
4m以上～8m未満  
4m以上～20m未満  
75m<sup>2</sup>

【感知器】：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準

※3 取付面が40cm以上1m未満の梁等により区画は、感知器区域が連続する場合は、当該小区画1つが隣接する場合は、当該小区画を同一感知器区域とする。感知器を同一感知器区域とする。

※4 取付面が40cm以上1m未満の梁等により区画は、感知器区域が連続する場合は、当該小区画1つが隣接する場合は、当該小区画を同一感知器区域とする。

【感知器】：日本火災報知設備工業会 自動火災報知設備 工事基準書

※5 段差の部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等同一感知器区域とする。

ハ 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートルにつき一つ一個以上の感知器を、階段及び傾斜路にあっては垂直距離十五メートルにつき一つ一個以上の感知器を、火災を有効に感知するように設けること。

○2.3条第4項 三 煙感知器の取付、設置は次のとおりである。

ロ 感知器は、感知区域（存在区域）に取付面が0.4m以上突出した梁等により区画された部分（以下、同一）とし、感知器の傾斜及び取付面の高さに応じて定める床面積につき一つ一個以上の感知器を、火災を有効に感知するように設けること。

※1 取付面が0.4m以上突出した梁等により区画

床面積  
70m<sup>2</sup>  
4m未満  
4m以上～8m未満  
35m<sup>2</sup>

【感知器】：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準

※3 取付面が40cm以上1m未満の梁等により区画は、感知器区域が連続する場合は、当該小区画1つが隣接する場合は、当該小区画を同一感知器区域とする。

※4 取付面が40cm以上1m未満の梁等により区画は、感知器区域が連続する場合は、当該小区画1つが隣接する場合は、当該小区画を同一感知器区域とする。

【感知器】：日本火災報知設備工業会 自動火災報知設備 工事基準書

※5 段差の部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等同一感知器区域とする。

【日本火災報知設備工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
廊下・居室等の場合  
感知器を有効に3m未満の幅長い居室等に設ける場合は、歩行距離1.3mごとに一つ一個以上の感知器を設ける。

上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

R-BIF-20	高圧炉心27L、併機除却炉心カマクラク室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32.2	1	O	-	-	-	-	-	-	-	1		
		2	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.2	1	O	-	-	-	-	-	-	2		
		3	O	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.0	1	O	-	-	-	-	-	-	3		
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.1	2	-	-	-	-	-	-	-	4		
		5	-	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.7	2	-	-	-	-	-	-	-	5			
		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10.7	1	-	-	-	-	-	-	-	6		
R-BIF-21	CST運転格納外	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38.9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2		
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
		ELV 階段	-	-	-	-	-	O	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	ELV 階段		
R-BIF-32	監視格納外	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.1	1	-	-	-	-	-	-	-	1				
R-BIF-33	ILベ-1室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
R-BIF-34	原子炉格納容器	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
R-BIF-35	ILベ-1室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1			
		感知器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	感知器		
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置不要箇所	
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	設置不要箇所	

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部屋番号	部屋名称	火災感知器 (煙感式分離感知器を除く)は、次に定めることによる。															備考		
		区域	高さ 0.4m未満 ※1	取付け高さ※2			消防法 設置数			面積適用			設置数			合計			
		4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m未満 20m未満	20m以上 8m未満	8m以上 <10m <sup>2</sup>	10m以上 <50m <sup>2</sup>	50m以上 <100m <sup>2</sup>	100m以上 <500m <sup>2</sup>	500m以上	10m未満	10m以上 30m未満	30m以上 50m未満	50m以上 100m未満		設置数	合計	
R-1F-01	A-事務機サブリング室	1	-	-	-	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		2	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
R-1F-01-2(仮)	第2号リフト	1	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
		3	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
R-1F-02	PLRの2階MGの小屋	1	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		7	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		10	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		11	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		12	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		13	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		14	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		15	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		16	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		17	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		18	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		19	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		20	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		21	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		22	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		23	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		24	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		25	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		26	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		27	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		28	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		29	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R-1F-03	B-R/B外モーター	1	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		4	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		5	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
R-1F-04	T1P電動風車	1	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		4	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		5	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
R-1F-05	A-R/R取交換機室	1	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		3	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		4	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		5	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

※1 19、20層の間、空調がスペース設置不可 ※2 空調がスペース設置不可



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	設置位置	煙感知器																						
			設置位置 0.4m以上 1m未満 ※1	取付高さ※2				設置数	合計	備考	設置数				合計	備考									
設置位置 0.4m以上 1m未満 ※1	4m未満 8m未満	4m未満 8m未満	8m以上 15m未満	8m以上 15m未満	設置数	設置数	設置数				設置数	設置数	設置数	設置数			設置数	設置数	設置数						
R-2F-01	中央制御室外原子炉停止装置		1	-	0	-	6.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0		
R-2F-02	A: 格納容器内空気モーター装置		3	-	0	-	14.6	1	0	0	-	14.6	1	0	-	14.6	1	0	-	14.6	1	0	-	1	3
R-2F-03	B: 原子炉冷却系空気モーター装置		1	-	0	-	29.7	1	1	1	-	29.7	1	1	-	29.7	1	1	-	29.7	1	1	-	1	1
			2	-	0	-	95.4	2	2	2	-	95.4	2	2	-	95.4	2	2	-	95.4	2	2	-	3	1
			3	-	0	-	18.7	1	1	1	-	18.7	1	1	-	18.7	1	1	-	18.7	1	1	-	1	1
			4	-	0	-	12.4	1	0	0	-	12.4	1	0	-	12.4	1	0	-	12.4	1	0	-	1	1
			5	-	0	-	25.7	1	0	0	-	25.7	1	0	-	25.7	1	0	-	25.7	1	0	-	1	13
R-2F-04	A: 非常用電気室		7	0	-	0	-	14.1	0	-	-	14.1	0	-	-	14.1	0	-	-	14.1	0	-	-	-	1
			8	0	-	0	-	29.4	1	-	-	29.4	1	-	-	29.4	1	-	-	29.4	1	-	-	-	1
			9	0	-	0	-	18.7	1	-	-	18.7	1	-	-	18.7	1	-	-	18.7	1	-	-	-	1
			10	0	-	0	-	13.9	1	-	-	13.9	1	-	-	13.9	1	-	-	13.9	1	-	-	-	1
			11	0	-	0	-	11.3	1	-	-	11.3	1	-	-	11.3	1	-	-	11.3	1	-	-	-	1
			12	0	-	0	-	43.2	1	-	-	43.2	1	-	-	43.2	1	-	-	43.2	1	-	-	-	2
			2	0	-	0	-	26.9	1	-	-	26.9	1	-	-	26.9	1	-	-	26.9	1	-	-	-	1
			3	0	-	0	-	13.9	1	-	-	13.9	1	-	-	13.9	1	-	-	13.9	1	-	-	-	1
			4	0	-	0	-	45.2	1	-	-	45.2	1	-	-	45.2	1	-	-	45.2	1	-	-	-	2
			5	0	-	0	-	23.5	1	-	-	23.5	1	-	-	23.5	1	-	-	23.5	1	-	-	-	1
			6	0	-	0	-	29.3	1	-	-	29.3	1	-	-	29.3	1	-	-	29.3	1	-	-	-	1
R-2F-05	B: 非常用電気室		7	0	-	0	-	18.4	1	-	-	18.4	1	-	-	18.4	1	-	-	18.4	1	-	-	-	1
			8	0	-	0	-	15.5	1	-	-	15.5	1	-	-	15.5	1	-	-	15.5	1	-	-	-	1
			9	0	-	0	-	34.1	1	-	-	34.1	1	-	-	34.1	1	-	-	34.1	1	-	-	-	1
			10	0	-	0	-	25.8	1	-	-	25.8	1	-	-	25.8	1	-	-	25.8	1	-	-	-	1
			11	0	-	0	-	28.1	1	-	-	28.1	1	-	-	28.1	1	-	-	28.1	1	-	-	-	1
			12	0	-	0	-	21.1	1	-	-	21.1	1	-	-	21.1	1	-	-	21.1	1	-	-	-	1
			13	0	-	0	-	23.0	1	-	-	23.0	1	-	-	23.0	1	-	-	23.0	1	-	-	-	1
			14	0	-	0	-	17.3	1	-	-	17.3	1	-	-	17.3	1	-	-	17.3	1	-	-	-	1
R-2F-06	A: 非常用DC電源装置		1	-	0	-	0	33.6	1	-	-	33.6	1	-	-	33.6	1	-	-	33.6	1	-	-	-	1
			2	-	0	-	0	36.0	1	-	-	36.0	1	-	-	36.0	1	-	-	36.0	1	-	-	-	1
			2	-	0	-	0	9.5	1	-	-	9.5	1	-	-	9.5	1	-	-	9.5	1	-	-	-	1
R-2F-07	B: 非常用DC電源装置		2	-	0	-	0	22.1	1	-	-	22.1	1	-	-	22.1	1	-	-	22.1	1	-	-	-	1
			3	-	0	-	0	19.4	1	-	-	19.4	1	-	-	19.4	1	-	-	19.4	1	-	-	-	1
			4	-	0	-	0	19.4	1	-	-	19.4	1	-	-	19.4	1	-	-	19.4	1	-	-	-	1

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	火災感知器				煙感知器				熱感知器				
		設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数
R-M2F-01	R/B非消用C/室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
R-M2F-02	R/B非消用C/室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
R-M2F-03	配管室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
R-M2F-04	ハロ/室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
R-M2F-05	CUW/ハロ/室	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
R-M2F-06	配管室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
R-M2F-07	配管室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
R-M2F-08	CUW/ハロ/室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
R-M2F-09	A-CUW非消用C/室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
R-M2F-10	B-CUW非消用C/室	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
R-M2F-11	CUW非消用C/ハロ/室	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
R-M2F-12	FPOC/室	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

※※1 1,2,3階同一区画4,5階同一区画 1~5階和室

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

R-M2F-18	PCVボクストモニタシステム装置	1	-	-	-	-	-	-	-	1	267	1	-	-	-	-	-	1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	2	109.0	2	-	-	-	-	-	2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	3	36.2	1	○	-	-	-	-	-	
		4	-	-	-	○	○	-	-	4	24.5	1	○	-	-	-	-	-	7
		5	-	-	-	○	○	-	-	5	10.5	1	○	-	-	-	-	-	
		6	-	-	-	○	○	-	-	6	14.6	1	-	-	-	-	-	-	
R-M2F-19	FFCボクスト冷却装置	1	-	-	-	-	-	-	1	15.3	1	-	-	-	-	-	-	-	
		2	-	-	-	-	-	-	2	32.8	1	-	-	-	-	-	-		
		3	-	-	-	-	-	-	3	13.6	1	-	-	-	-	-	-		
		4	-	-	-	-	-	-	4	36.1	2	-	-	-	-	-	-		
		5	-	-	-	○	○	-	-	5	14.9	1	○	-	-	-	-	7	
		6	-	-	-	○	○	-	-	6	4.2	1	○	-	-	-	-	1個不足	
R-M2F-20	-	-	-	-	-	-	-	1	54.8	1	-	-	-	-	-	-	-		
R-M2F-21	-	-	-	-	-	-	-	2	28.5	1	-	-	-	-	-	-	2		
R-M2F-22	-	-	-	-	-	-	-	1	26.0	1	-	-	-	-	-	-	1		
R-M2F-23	通路	-	-	-	-	-	-	1	19.4	1	○	-	-	-	-	-	1		
R-M2F-24	通路	2	-	-	○	○	-	2	16.7	1	○	-	-	-	-	-	2		
R-M2F-25	工具室	1	-	-	-	-	-	1	8.0	1	-	-	-	-	-	-	2		
R-M2F-26	通路	1	-	-	-	-	-	1	31.5	1	-	-	-	-	-	-	1		
R-M2F-27	原子炉冷却システム装置	2	-	-	-	-	-	2	10.4	1	-	-	-	-	-	-	1		
R-M2F-28	エレベーター室	1	-	-	-	-	-	1	6.7	1	-	-	-	-	-	-	1		
		1	-	-	-	-	-	1	1.4	1	-	-	-	-	-	-	1		



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	火災感知器															
		区画	区画面積 ㎡	消防法 設置数	設置数	合計	備考	設置数	合計	備考	設置数	合計	備考	設置数	合計	備考	
R-3F-01 1F-ベ-非常用		1	17.1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	32.7	1	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		3	45.6	1	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		4	22.5	1	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		5	11.7	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		6	11.7	0	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5
		7	11.7	0	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		8	13.3	1	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	9	9	9
		9	15.7	1	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10
		10	30.7	1	0	0	0	0	11	11	11	11	11	11	11	11	11
		11	23.9	1	0	0	0	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		12	45.2	1	0	0	0	0	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		13	23.6	1	0	0	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14
		14	43.0	1	0	0	0	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		15	22.3	1	0	0	0	0	16	16	16	16	16	16	16	16	16
		16	7.9	1	0	0	0	0	17	17	17	17	17	17	17	17	17
		17	14.4	1	0	0	0	0	18	18	18	18	18	18	18	18	18
18	3.8	1	0	0	0	0	19	19	19	19	19	19	19	19	19		
19	28.8	1	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2		
20	19.5	1	0	0	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3		
21	30.5	1	0	0	0	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
22	15.9	1	0	0	0	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
23	44.1	1	0	0	0	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6		
24	22.8	1	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
25	13.2	1	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	8	8		
26	28.0	1	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
27	21.2	1	0	0	0	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
28	41.1	1	0	0	0	0	11	11	11	11	11	11	11	11	11		
29	21.2	1	0	0	0	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12		
30	43.3	1	0	0	0	0	13	13	13	13	13	13	13	13	13		
31	22.3	1	0	0	0	0	14	14	14	14	14	14	14	14	14		
32	38.0	1	0	0	0	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15		
33	20.0	1	0	0	0	0	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
34	6.3	1	0	0	0	0	17	17	17	17	17	17	17	17	17		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	火災感知器												合計	設置数	感知器	備考		
		区画	0.6m未満 ※1	取付高さ2				設置数	感知器	感知器			設置数						
				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満			設置数	感知器	感知器							
R-4F-01	原子炉建物オペレーションフロア	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		16	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		19	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
R-4F-02	通路	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R-4F-03	連絡通路	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R-4F-04	電源室	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R-4F-05	制御室	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
R-4F-06	計算機室	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

火災感知器

○2.3条第4項 三 感知器の種類(感知器の種類)は、次に定めることによること。

ハ 感知器の下部は、取付面の下部0.6m以内の位置に設けらるること。

※1 取付面が0.6m以上0.9m以下に突出した梁等により区画

ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び昇降機等感知区域に、感知器の感知及び取付面の高さによって定められる取付面高さに、感知器の下部は、取付面の下部0.6m以内の位置に設けらるること。

※2 取付面高さは、

4m未満 床面高

4m以上～20m未満 75m<sup>2</sup>

4m以上～8m未満 35m<sup>2</sup>

【備考】全国消防団会中国支部編成、消防用設備等の技術基準】

※3 取付面が60cm以上1m未満の梁等により区画された場合は、定められた範囲内でかつ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。

※4 取付面が60cm以上1m未満の梁等により区画された場合は、当該小区画も合わせて同一感知区域とすることができる。

※5 段差の部分を含む階差等の幅が6m未満であれば、当該階差を同一感知区域とすることができる。

【備考】日本火災保険工業会 自動火災報知設備 工事基準書】

※6 段差の部分を含む階差等の幅が6m未満であれば、当該階差を同一感知区域とすることができる。

【備考】日本火災保険工業会 自動火災報知設備 工事基準書】

※7 感知器の感知及び取付面の下部は、取付面の下部0.6m以内の位置に設けらるること。

※8 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数、階段及び傾斜路にあっては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数、火災発生の感知するよう設けらるること。

ハ 感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数、階段及び傾斜路にあっては垂直距離十五メートルにつき一個以上の個数、火災発生の感知するよう設けらるること。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部屋番号	部屋名称	熱感知器										炎感知器						
		区画	梁高	取付高さ	区画面積	消法	設置数	合計	備考	区画	監視範囲	視野角	設置数	合計	備考			
R-B1F-23	HPCS・DG室排気管室	1	4m未満 ※1	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上	—	—	—	1	—	3	最上階まで吹抜け	1	45	100	2	※※1
R-B1F-24	HPCS給気消費器具外室	2	—	—	—	—	—	—	2	—	2	3	最上階まで吹抜け	2	45	100	2	※※1
R-B1F-25	A-給気消費器具外室	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	最上階まで吹抜け	1	45	100	2	※※1
R-B1F-29	B-給気消費器具外室	1	—	—	—	—	—	—	1	—	1	1	最上階まで吹抜け	1	45	100	1	※※1
		2	—	—	—	—	—	—	1	—	2	2	最上階まで吹抜け	2	45	100	1	※※1

○23条第4項 三 差動式ボイ小型、定温式ボイ小型又は積層式ボイ小型その他の積層式ボイ小型の感知器は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、感知区域（をその設置又は取付面から50.4m以上突出した部分を除く。以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付面の高さに応じた表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

※1 取付面から50.4m以上突出した梁等により区画  
 床面積 70m<sup>2</sup>  
 4m未満 35m<sup>2</sup>  
 4m以上～8m未満

【緩和措置：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m<sup>2</sup>以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。

※4 取付面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。

【緩和措置：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。

【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 細長い居室等の場合  
 感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、併行距離1.3mごとに1個以上設けること。

上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

○23条第4項 七の四 炎感知器（道路の用に供される部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部屋番号	部屋名称	熱感知器										埋引式検出設備					
		区画	梁高 0.4m未満 ※1	取付け高さ※2		区画面積 (m <sup>2</sup> )	消防法 設置数	梁高さ 0.4m以上 1m未満	緩和適用		緩和適用 適用数	設置数	区画	設置数	合計	備考	
R-1F-09	主蒸気管室	1	-	-	0	-	53.5	2	0	-	-	-	2	1			
		2	-	-	0	-	18.8	1	0	-	-	-	1	2			
		3	-	-	0	-	13.4	1	0	-	-	-	1	3			
		4	-	-	0	-	13.4	1	0	-	-	-	1	4			
		5	-	-	0	-	17.8	1	0	-	-	-	1	5			
		6	-	-	0	-	58.2	2	0	-	-	-	2	6			
		7	-	-	0	-	58.2	2	0	-	-	-	2	7			
		8	-	-	0	-	22.5	1	0	-	-	-	1	8			
		9	-	-	0	-	5.8	1	0	-	-	-	1	9			
		10	-	-	0	-	11.6	1	0	-	-	-	1	10			
		11	-	-	0	-	11.6	1	0	-	-	-	1	11			
		12	-	-	0	-	13.4	1	0	-	-	-	1	12			
		13	-	-	-	0	15.9	1	-	-	-	-	-	1	13		
		14	-	-	-	0	15.9	1	-	-	-	-	-	1	14		
R-1F-26	主蒸気隔離弁用弁室	1	-	-	0	-	29.5	1	0	-	-	-	1	1			
		2	-	-	0	-	45.0	2	0	-	-	-	2	2			

○2.3条第4項 三 差動式スポット型、定温式スポット型又は複合式スポット型の感知器は、次に定めることによること。  
 □ 感知器は、感知区域（それぞれ壁又は取付け面から50.4m以上突出した部分等）によって区画された部分（以下同じ。）ごとに、感知器の種類及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設置すること。  
 ※1 取付け面から50.4m以上突出した梁等により区画  
 床面積  
 70m<sup>2</sup>  
 4m未満  
 4m以上～8m未満  
 35m<sup>2</sup>  
 ※2 取付け面高さ  
 4m未満  
 4m以上～8m未満  
 35m<sup>2</sup>  
 【緩和例：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付け面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m<sup>2</sup>以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付け面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。  
 【緩和例：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。  
 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 細長い居室等の場合  
 感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、歩行距離1.3mごとに1個以上設けること。  
 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

埋引式検出設備  
 ○埋感知器と同等の機能を有する機器  
 (消防法施行規則第23条第4項対象外)

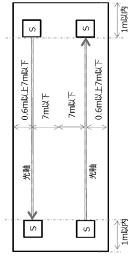
消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区画	天井高さ 20m未満	取付け高さ > 天井高さ × 0.8m	設置条件		消防法設置数	設置数	合計	備考
											感知器前面と背面の壁との距離 ≤1.0m	光軸と並行する壁との距離 0.6~7.0m				
R-4F-01	原子炉建物アレーナ2/Fロア	1	-	90	4	4		1	20500	○	○	○	5	6	6	※※1

※※1 天井等の高さ20m以上の場所であり、消防法施行規則第23条第4項の適用対象外となるが、火災の早期感知の観点から設置

火災感知器  
 ○23条第4項 七の四 火災感知器 (通路の用に供される部分に設けられるものを除く) は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一メートルまでの空間 (以下「監視空間」という) の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。

光電式分離型感知器  
 ○23条第4項 七の三 光電式分離型感知器は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器を設置する区域の天井等 (天井の室内に面する部分又は上層の床面又は層間の下面をいう。以下同じ) の高さが二メートル以上の場所以外の場所に設けること。  
 水 感知器の光軸の高さが天井等の高さの八十分の一センチメートル以上となるように設けること。  
 ト 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように設けること。



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	R-取-版	火災感知器の配置		火災感知器の設置		火災感知器の検出		火災感知器の検出		火災感知器の検出		備考
			設置数	検出数	設置数	検出数	設置数	検出数	設置数	検出数			
			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
			合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	

○2.3条第4項 七 煙感知器（光電式分離型煙感知器を除く。）は、次に定めるところによること。  
 八 感知器の下部は、取付面の下方0.6m以上の位置に設けらるること。  
 ※1 取付面が0.6m以上突出した梁等における区画  
 床面積  
 70㎡  
 4m未満  
 4m以上～8m未満  
 4m以上～8m未満  
 35㎡  
 【備考】：全周消防系中国支那編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付面が40cm以上1m未満の梁等における区画は、15㎡以内でかつ以下の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付面が40cm以上1m未満の梁等における区画は、5㎡以下の区画1つが隣接する場合は、当該区画を同一感知区域とすることができる。  
 ※5 段差の部分を含む梁等の場合は、当該区画を同一感知区域とすることができる。  
 【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 感知器検出が3m未満の距離に感知器が設置される場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。  
 感知器検出が3m未満の距離に感知器が設置される場合は、歩行距離13mごとに1個以上設けること。  
 上記に記述のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

○2.3条第4項 七 煙感知器（光電式分離型煙感知器を除く。）は、次に定めるところによること。  
 八 感知器の下部は、取付面の下方0.6m以上の位置に設けらるること。  
 ※1 取付面が0.6m以上突出した梁等における区画  
 床面積  
 150㎡  
 4m未満  
 4m以上～20m未満  
 4m以上～20m未満  
 75㎡  
 【備考】：全周消防系中国支那編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付面が60cm以上1m未満の梁等における区画は、定められた範囲内でかつ以下の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付面が60cm以上1m未満の梁等における区画は、10㎡以下の区画1つが隣接する場合は、当該区画を同一感知区域とすることができる。  
 ※5 段差の部分を含む梁等の場合は、当該区画を同一感知区域とすることができる。  
 【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 感知器検出が3m未満の距離に感知器が設置される場合は、歩行距離30メートルにつき1個以上設けること。  
 感知器検出が3m未満の距離に感知器が設置される場合は、歩行距離30メートルにつき1個以上設けること。  
 上記に記述のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	感知器		感知器の設置位置	感知器の種類	設置数	合計	備考
		有感知器	無感知器					
RW-B2F-01	A-復水タンク分層タンク室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-02	B-復水タンク分層タンク室	2	0	2	有感知器	2	2	
RW-B2F-03	機器トランス分層タンク室	2	0	2	有感知器	2	2	
RW-B2F-04	制御センター	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-05	制御センター	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-06	制御センター	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-07	制御センター	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-08	A-RW/B9ストローク室	2	0	2	有感知器	2	2	
RW-B2F-09	復水タンク分層タンク室	2	0	2	有感知器	2	2	
RW-B2F-10	七号機室	2	0	2	有感知器	2	2	
RW-B2F-11	七号機室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-12	七号機室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-13	機器トランス通風機室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-14	機器トランス通風機室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-15	処理水タンク室	2	0	2	有感知器	2	2	
RW-B2F-16	タンクドレンタンク室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-17	濃縮液タンク室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-18	A-濃縮液タンク室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-19	B-濃縮液タンク室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-20	C-濃縮液タンク室	1	0	1	有感知器	1	1	
RW-B2F-21	サブタンク室	2	0	2	有感知器	2	2	





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	区域	感知器の種類	感知器の設置	備考
RW-BIF-01	放射線管理用具置場	1	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-02	運転工員室	2	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-03	薬材室	1	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-04	薬剤貯蔵庫	1	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-05	被服置場	1	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-06	濃縮機ファンルーム	2	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-07	工具室	2	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-08	ホト計検測修室	1	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-09	復旧期間貯蔵タンク室	2	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-10	A-復水スタンバイ貯蔵タンク室	3	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-11	B-復水スタンバイ貯蔵タンク室	4	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-12	C-復水スタンバイ貯蔵タンク室	5	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-13	A-原子形浄化阻層貯蔵タンク室	1	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-14	B-原子形浄化阻層貯蔵タンク室	2	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-15	原子形浄化阻層貯蔵タンク室	3	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-16	放射化学分析室	4	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-17	放射化学分析室	5	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-18	放射化学分析室	6	点検型	1	1-2線和架
RW-BIF-19	放射化学分析室	7	点検型	1	1-2線和架

〇2 第4項 三 感知器の種類 点検型(感煙型)感知器の種類は、次に掲げる通りとする。

- 感知器の種類は、感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。
- 感知器の種類は、感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。

※1 感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。

※2 感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。

※3 感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。

※4 感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。

※5 感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。

※6 感知器の種類が感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)を有する感知器の種類(感知器の種類)とする。





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

装置番号	装置名称	設置場所	設置状況		備考	設置数	合計	検知範囲			設置数	合計	備考
			設置数	検出率				検知範囲	設置数	合計			
RW-1F-01	濃煙検知器	15m <sup>2</sup> 4m未満 4m以上～8m未満	1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-02	濃煙検知器	75m <sup>2</sup> 4m未満 4m以上～20m未満	2	2	2	2	2	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	2	2	2
RW-1F-03	煙料検知器	15m <sup>2</sup> 4m未満 4m以上～8m未満	1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-04	会津検知器	60m <sup>2</sup> 4m以上～20m未満	2	2	2	2	2	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	2	2	2
RW-1F-05	補助検知器	40m <sup>2</sup>	3	3	3	3	3	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	3	3	3
RW-1F-06	中央制御送風機警報機		1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-08	RW制御盤		2	2	2	2	2	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	2	2	2
RW-1F-09	コート昇降器		4	4	4	4	4	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	4	4	4
RW-1F-10	A.計装用電気室		1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-11	A./O制御室		2	2	2	2	2	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	2	2	2
RW-1F-12	化学療法薬線機機体下装置		1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-13	濃煙検知器		3	3	3	3	3	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	3	3	3
RW-1F-14	薬品貯蔵室		1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-15	放射化学分析室ノド別風機室		2	2	2	2	2	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	2	2	2
RW-1F-16	室付エレベーター		1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1
RW-1F-17	雑用機室		1	1	1	1	1	0.4m未満	4m未満	4m以上～8m未満	1	1	1

〇2 3条第4項 七、濃煙感知器（光電式分測濃煙検知器）は、次に定めるところによる。

八、感知器の下部は、取付面の上方0.4m以内の位置に設置されること。

※1 取付面の高さが6.6m以上突出した装架により区画

ホ、感知器は、廊下、階段、縦段及び傾斜路を除く検知区域において、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める区画内に一つ以上設置し、かつ、火災を有効に感知するものとする。

※2 取付面の高さ

4m未満 15m<sup>2</sup>  
4m以上～8m未満 75m<sup>2</sup>  
8m以上～20m未満 40m<sup>2</sup>

【備考】：全日本消防協会中国支店編纂「消防用設備等の技術基準」

※3 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合、定められた検知範囲内かつ以下の検知区域を同一感知区域とする。

取付面の高さ

4m以上～8m未満 60m<sup>2</sup>  
8m以上～20m未満 40m<sup>2</sup>

※4 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合、定められた検知範囲内かつ以下の検知区域を同一感知区域とする。

【備考】：日本消防協会編纂「消防用設備等の技術基準」

※5 階段、部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等同一感知区域とする。

ハ、感知器は、廊下及び階段において歩行距離三十一メートル以上かつ一つの以上の感知器を、縦段及び傾斜路については歩行距離十五メートル以上かつ一つの以上の感知器を、火災を有効に感知するように設置する。

上記に記載のない消防法施行規則については準拠して感知器を設置する。

〇2 3条第4項 三、濃煙感知器の設置方法は、次に定めるところによる。

感知器は、検知区域（それぞれ標準的な検知範囲が0.4m以上突出した装架により区分される部分を除く。）以下に、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める区画内に一つ以上設置し、かつ、火災を有効に感知するように設置する。

※1 取付面の高さが4m以上突出した装架により区画

※2 取付面の高さ

4m未満 70m<sup>2</sup>  
4m以上～8m未満 35m<sup>2</sup>

【備考】：全日本消防協会中国支店編纂「消防用設備等の技術基準」

※3 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合は、15m以内の区画1つ以内を同一感知区域とする。当該区画を同一感知区域とする。

※4 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合、定められた検知範囲内かつ以下の検知区域を同一感知区域とする。

取付面の高さ

4m以上～8m未満 60m<sup>2</sup>  
8m以上～20m未満 40m<sup>2</sup>

【備考】：日本消防協会編纂「消防用設備等の技術基準」

※5 階段、部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等同一感知区域とする。

ハ、感知器は、廊下及び階段において歩行距離三十一メートル以上かつ一つの以上の感知器を、縦段及び傾斜路については歩行距離十五メートル以上かつ一つの以上の感知器を、火災を有効に感知するように設置する。

上記に記載のない消防法施行規則については準拠して感知器を設置する。

〇2 3条第4項 三、濃煙感知器の設置方法は、次に定めるところによる。

感知器は、検知区域（それぞれ標準的な検知範囲が0.4m以上突出した装架により区分される部分を除く。）以下に、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める区画内に一つ以上設置し、かつ、火災を有効に感知するように設置する。

※1 取付面の高さが4m以上突出した装架により区画

※2 取付面の高さ

4m未満 70m<sup>2</sup>  
4m以上～8m未満 35m<sup>2</sup>

【備考】：全日本消防協会中国支店編纂「消防用設備等の技術基準」

※3 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合は、15m以内の区画1つ以内を同一感知区域とする。当該区画を同一感知区域とする。

※4 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合、定められた検知範囲内かつ以下の検知区域を同一感知区域とする。

取付面の高さ

4m以上～8m未満 60m<sup>2</sup>  
8m以上～20m未満 40m<sup>2</sup>

【備考】：日本消防協会編纂「消防用設備等の技術基準」

※5 階段、部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等同一感知区域とする。

ハ、感知器は、廊下及び階段において歩行距離三十一メートル以上かつ一つの以上の感知器を、縦段及び傾斜路については歩行距離十五メートル以上かつ一つの以上の感知器を、火災を有効に感知するように設置する。

上記に記載のない消防法施行規則については準拠して感知器を設置する。

〇2 3条第4項 三、濃煙感知器の設置方法は、次に定めるところによる。

感知器は、検知区域（それぞれ標準的な検知範囲が0.4m以上突出した装架により区分される部分を除く。）以下に、感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める区画内に一つ以上設置し、かつ、火災を有効に感知するように設置する。

※1 取付面の高さが4m以上突出した装架により区画

※2 取付面の高さ

4m未満 70m<sup>2</sup>  
4m以上～8m未満 35m<sup>2</sup>

【備考】：全日本消防協会中国支店編纂「消防用設備等の技術基準」

※3 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合は、15m以内の区画1つ以内を同一感知区域とする。当該区画を同一感知区域とする。

※4 取付面から50cm以上1m未満の距離にある場合、定められた検知範囲内かつ以下の検知区域を同一感知区域とする。

取付面の高さ

4m以上～8m未満 60m<sup>2</sup>  
8m以上～20m未満 40m<sup>2</sup>

【備考】：日本消防協会編纂「消防用設備等の技術基準」

※5 階段、部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等同一感知区域とする。

ハ、感知器は、廊下及び階段において歩行距離三十一メートル以上かつ一つの以上の感知器を、縦段及び傾斜路については歩行距離十五メートル以上かつ一つの以上の感知器を、火災を有効に感知するように設置する。

上記に記載のない消防法施行規則については準拠して感知器を設置する。



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	煙感知器										熱感知器									
		区画	設置数	備考	合計	設置数	備考	合計	設置数	備考	合計	設置数	備考	合計	設置数	備考					
RW-2F-01	中央制御室・特用郵便送風機室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-02	中央制御室送風機室	3	3		3		3		3		3		3		3						
RW-2F-03	廃棄物処理建物C/C室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-04	排ガス処理系弁室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-05	排ガス処理系直井天井口装置	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-06	酸化窒素制御室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-07	圧入圧入装置	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-08	原子炉建物温度監視室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-09	通路	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-10	水中ポンプ操作室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-11	化学原液配置室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-13	A床下1之燃焼室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-14	B床下1之燃焼室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-15	床下1之配管室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-16	機器室1之5通風器室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-17	機器室2之通風器室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-18	機器室1之配管室	1	1		1		1		1		1		1		1						
RW-2F-19	機器室2之配管室	1	1		1		1		1		1		1		1						



消法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名	消感知器										熱感知器									
		設置区 0.6m未満 ※1	4m未満 8m未満 ※2	8m未満 15m未満 20m未満 ※3	消法区 (㎡) ※4	設置数 ※5	検知数 ※6	合計	備考	設置区 0.6m未満 ※1	4m未満 8m未満 ※2	8m未満 15m未満 20m未満 ※3	消法区 (㎡) ※4	設置数 ※5	検知数 ※6	合計	備考				
RW-3F-01	排ガス口バルコニー付居室	1	0	11.4	1	1	1	2				1	1	2							
RW-3F-02	排ガス口居室	2	0	26.2	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-03	廊下	1	0	30.0	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-04	排ガス処理室	1	0	15.8	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-05	浴室	2	0	26.9	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-06	B-RW付2人用浴室	2	0	21.1	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-07	バス処理室	3	0	34.4	1	1	1	1				3	3	6							
RW-3F-08	洗濯排水処理装置付バルコニー付居室	2	0	70.0	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-09	バルコニー付居室	1	0	54.2	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-10	バルコニー付居室	1	0	50.6	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-11	バルコニー付居室	1	0	54.4	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-12	バルコニー付居室	1	0	54.4	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-13	バルコニー付居室	1	0	50.8	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-14	化学洗剤用洗剤排水装置	2	0	10.8	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-15	床下収納用排水装置	3	0	17.4	1	1	1	1				3	3	6							
RW-3F-16	バルコニー付居室	2	0	8.2	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-17	バルコニー付居室	4	0	25.1	1	1	1	1				4	4	8							
RW-3F-18	浴槽用排水装置	1	0	72.5	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-19	バルコニー付居室	2	0	29.7	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-20	浴室	3	0	43.3	1	1	1	1				3	3	6							
RW-3F-21	浴室	4	0	51.1	1	1	1	1				4	4	8							
RW-3F-22	浴室	5	0	22.1	1	1	1	1				5	5	10							
RW-3F-23	浴室	6	0	3.6	1	1	1	1				6	6	12							
RW-3F-24	浴室	7	0	4.0	1	1	1	1				7	7	14							
RW-3F-25	浴室	8	0	21.2	1	1	1	1				8	8	16							
RW-3F-26	浴室	9	0	13.7	1	1	1	1				9	9	18							
RW-3F-27	浴室	10	0	96.3	1	1	1	1				10	10	20							
RW-3F-28	浴室	2	0	33.2	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-29	浴室	3	0	8.0	1	1	1	1				3	3	6							
RW-3F-30	浴室	1	0	24.3	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-31	浴室	2	0	22.0	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-32	浴室	1	0	11.7	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-33	浴室	2	0	10.7	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-34	浴室	2	0	9.6	1	1	1	1				2	2	4							
RW-3F-35	浴室	1	0	10.7	1	1	1	1				1	1	2							
RW-3F-36	浴室	2	0	19.2	1	1	1	1				2	2	4							

※1 設置区0.6m未満  
 ※2 設置区4m未満  
 ※3 設置区8m未満  
 ※4 消法区(㎡)  
 ※5 設置数  
 ※6 検知数

上記に記載のない消法施行規則についても準拠して感知器を設置する。



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

RW-3F-23	男性トイレホコリ室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	RW-3F-22F監視	1
RW-3F-24	通路	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	1.2層用検	1
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	1.2層用検	2
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	3.4層用検	3
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	3.4層用検	4
		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	5.6層用検	5
		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	5.6層用検	6
RW-3F-25	乾燥機排気口室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	6	1	感知器 二重化不燃箇所	1
RW-3F-26	排気口外出口正二ヶ所ホコリ室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	RW-2F-29F同区域	1







消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部屋番号	部屋名称	火災感知器の配置状況										備考			
		区画	梁高さ ※1	取付高さ※2	区画積 (m <sup>2</sup> )	消法 設置数	梁高さ 0.4m以上 1m未満	縦和梁 適用数	設置数	合計	設置数		合計		
RW-BIF-21	配管室	1	0.4m未満 ※1	4m未満 4m以上 8m未満 8m以上	8m以上	設置数	0.4m以上 1m未満	縦和梁 適用数	設置数	1	20	100	2	2	2

**熱感知器**

○23条第4項 三 差動式ボット型、定温式ボット型又は積層式ボット型その他の熱複合式ボット型の感知器は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、感知区域（それぞれ懸又は取付面から50.4m以上突出しは薄によつて区画はれた部分を除く。）以下同一。）ごと、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災を有効に感知するはらに設けること。  
 ※1 取付面から50.4m以上突出した梁等により区画  
 床面積  
 70m<sup>2</sup>  
 4m未満  
 4m以上～8m未満  
 35m<sup>2</sup>

【緩和策：全国消防長会中国支部編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15m<sup>2</sup>以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とする。  
 ※4 取付面から40cm以上1m未満の梁等により区画はれた5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。

【緩和策：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 ※5 段違い部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。

【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】  
 細長い居室等の場合  
 感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設ける場合は、歩行距離1.3mごとに1個以上設けること。

**炎感知器**

○23条第4項 七の四 炎感知器（濃煙の用に供せられる部分に設けられるものを除く。）は、次に定めるところによること。  
 □ 感知器は、壁によつて区画はれた区域ごとに、当該区域の床面積から高さ一、二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること。

区画

1

備考

設置数

2

合計

2

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

設備番号	設備名称	火災感知器												合計	備考		
		設置高さ ※1	取付高さ2		取付高さ3		取付高さ4		取付高さ5		取付高さ6		設置数				
C-IF-01	通路	1	0.6m未満	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	1	0	0	0	0	0	0	1	1.2階-区画
		2	0.6m未満	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	9.4	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2階-区画
		3	0.6m未満	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	36.0	1	0	0	0	0	0	0	1	4
		4	0.6m未満	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	37.6	1	0	0	0	0	0	0	0	4
		5	0.6m未満	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	7.6	1	0	0	0	0	0	0	0	5
		1	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	43.9	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		2	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		3	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
		4	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	27.7	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		5	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	1	0	0	0	0	0	0	0	5
		1	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	22.9	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		2	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	21.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		3	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	13.8	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		4	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	28.2	1	0	0	0	0	0	0	0	4
		5	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	18.0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
		6	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	30.7	1	0	0	0	0	0	0	0	6
		1	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	11.4	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		2	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	10.5	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		3	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	10.5	1	0	0	0	0	0	0	0	3
		4	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	10.5	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		5	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	15.9	1	0	0	0	0	0	0	0	5
		6	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	8.3	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		1	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	11.0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		2	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	10.1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		3	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	10.1	1	0	0	0	0	0	0	0	3
		4	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	10.1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		5	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	15.3	1	0	0	0	0	0	0	0	5
		6	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	8.3	0	0	0	0	0	0	0	0	6
		1	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	22.9	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		2	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	0	0	0	0	0	0	0	0	2
		3	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	1	0	0	0	0	0	0	0	3
		4	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	27.7	0	0	0	0	0	0	0	0	4
		5	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	1	0	0	0	0	0	0	0	5
		6	0.6m未満	4m以上～8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上	20.9	0	0	0	0	0	0	0	0	6

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	煙感知器										合計	設置数	検出数	備考		
		設置区画	設置高さ	設置面積	設置数	検出率	検出率	検出率	検出率	検出率	検出率						
C-MZF-01	通路	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1~5階-区画
C-MZF-02	設備器材室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
C-MZF-03	一般化学室	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
C-MZF-04	ネットワーク機器室	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
C-MZF-05	洗濯机上室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
C-MZF-07	作業服保管室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
C-MZF-08	運転器具器材室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
C-MZF-09	物入れ等二列保管	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画
		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~5階-区画

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	区域	煙感知器												合計	設置数	検出数	備考	備考
			検出区画	取付高	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲	検出範囲					
C-F-01	接客店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-02	飲食店	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-03	客用エレベーター	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-04	通路	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-05	トイレ	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-06	社員用エレベーター	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-07	客用エレベーター	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-08	エレベーター	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C-F-09	VIP室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	区分	煙感知器												
			0.4m未満 ※1	取付け高さ※2			消防火災感知器設置数	区画面積 (㎡)	消防火災感知器設置数	検出範囲		検出範囲	合計	備考	
C-3F-01	2号A階-ブル処理室	1	0	4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	20m以上 25m未満	25m以上 30m未満	30m以上 40m未満	40m以上 50m未満	50m以上	1	1.2階-区画	
C-3F-02	2号B階-ブル処理室	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.2階-区画	
C-3F-03	通廊機械室	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3-5階-区画	
C-3F-04	通廊	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3-5階-区画	
C-3F-05	計算機室	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3-5階-区画	
C-3F-06	制御機器室	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3-5階-区画	
C-3F-07	機房室	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3-5階-区画	
C-3F-08	1号サーバー処理室	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16-8階-区画	

煙感知器

○2.3条第4項 七 煙感知器 (火電式分離型煙感知器を除く。) は、次に定めるところによる。

八 感知器の下端は、取付け面の下部0.6m以上の位置に取付けらる。

※1 取付け面が50.4m以上突出した梁等による区画

※2 取付け面高さ

4m未満 150㎡

4m未満 75㎡

4m以上～8m未満 60㎡

4m以上～20m未満 40㎡

【備考】：全面消防給水中国支店機械 消防用設備等の技術基準

※3 取付け面が60cm以上1m未満の梁等により区画される場合は、定められた範囲内でかつ以下の感知区域を同一感知区域とすることができる。

区画面積 60㎡

4m以上～8m未満 40㎡

※4 取付け面が40cm以上1m未満の梁等により区画された10㎡以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。

【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書

※5 段差の部分を含む梁等の場合6m未満であれば、当該梁等が同一感知区域とすることができる。

八 感知器は、廊下及び通廊にあっては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び機械室にあっては幅員五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

上記に反しない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

熱感知器

○2.3条第4項 三 煙感知器以外の型、定温式又は定温式以外の型の熱感知器(本条の型感知器は、次に定めるところによる。)は、次に定めるところによる。

感知器は、感知区域 (天井又は取付け面が50.4m以上突出した梁等による区画) にあつて設置するものとする。以下同じ。ことに、感知器の感知及び取付け面の高さについての規定は、感知器の設置位置について一部以上の個数を、火災を有効に感知するように設けること。

※1 取付け面が50.4m以上突出した梁等による区画

区画面積 70㎡

4m未満 35㎡

4m以上～8m未満 35㎡

【備考】：全面消防給水中国支店機械 消防用設備等の技術基準

※3 取付け面が40cm以上1m未満の梁等により区画された5㎡以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。

【備考】：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書

※5 段差の部分を含む梁等の場合6m未満であれば、当該梁等が同一感知区域とすることができる。

【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準書】

感知器の感知及び取付け面の高さについては歩行距離13mごとに1個以上設けること。

上記に反しない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	設置区画	設置高さ	取付け高さ※2			消防火災感知器設置数	区画面積 (m <sup>2</sup> )	消防火災感知器設置数	取付け高さ※2		消防火災感知器設置数	区画面積 (m <sup>2</sup> )	消防火災感知器設置数	設置数	合計	備考
				0.4m未満 ※1	0.4m以上 1m未満	1m以上 4m未満				4m以上 8m未満	8m以上						
				1	0	0	74.2	1	74.2	3	0	4	74.2	3	0	4	
				2	0	0	74.0	1	74.0	3	0	4	74.0	3	0	4	
				3	0	0	74.0	1	74.0	3	0	4	74.1	3	0	4	
C-F-01	2号機師中央制御室			4	0	0	74.1	1	74.1	3	0	4	74.1	3	0	4	
				5	0	0	71.8	1	71.8	3	0	4	71.8	3	0	4	
				6	0	0	71.6	1	71.6	3	0	4	71.6	3	0	4	
				7	0	0	71.6	1	71.6	3	0	4	71.6	3	0	4	
				8	0	0	71.9	1	71.9	3	0	4	71.9	3	0	4	
C-F-02	通路			1	0	0	113.0	2	113.0	2	0	2	113.0	2	0	4	
C-F-02-2(0)	トイレ			1	0	0	5.5	1	5.5	1	0	1	5.5	1	0	1	

○2.3条第4項 七、煙感知器 (光電式分離型煙感知器を除く。)は、次に定めるところによること。  
 八、感知器の下部は、取付け面の下方0.6m以上の位置に設けらるること。  
 ※1 取付け面が50.6m以上突出した梁等により区画

ホ、感知器は、廊下、通路、階段及び縦廊を除く感知区域に、感知器の取付け面の高さ並びにその高さから定まる床面積に、つぎ一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けらるること。  
 ※2 取付け面高さ  
 4m未満 150m<sup>2</sup>  
 4m以上～20m未満 75m<sup>2</sup>

【緩和基準：全通消防系含中国支那編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付け面が50.6m以上1m未満の梁等により区画が連続する場合は、定められた範囲内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付け面が50.6m以上1m未満の梁等により区画は10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。  
 【緩和基準：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準編】  
 ※5 段違い部分を含む梁等の幅が6m未満であれば、当該梁等も同一感知区域とすることができる。

ハ、感知器は、廊下及び通路にあっては歩行距離三十メートルにつき一個以上の個数を、階段及び縦廊にあっては縦道距離十五メートルにつき一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けらるること。

熱感感知器

○2.3条第4項 三、差動式及び型、定温式及び小型又は特殊式以外の型の差動式熱感感知器は、次に定めるところによること。  
 ロ、感知器は、感知区域 (それ若くは取付け面が50.4m以上突出した梁等により区画された部分)を、以下同じ。)とし、感知器の個別及び取付け面の高さ並びにその高さから定まる床面積に、つぎ一個以上の個数を、火災を有効に感知するように設けらるること。  
 ※1 取付け面が50.4m以上突出した梁等により区画  
 床面積  
 70m<sup>2</sup>  
 4m未満 35m<sup>2</sup>  
 4m以上～8m未満 70m<sup>2</sup>

【緩和基準：全通消防系含中国支那編集 消防用設備等の技術基準】  
 ※3 取付け面が50.4m以上1m未満の梁等により区画が連続する場合は、15m<sup>2</sup>以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付け面が50.4m以上1m未満の梁等により区画は5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知区域とすることができる。  
 【緩和基準：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準編】  
 ※5 段違い部分を含む梁等の幅が6m未満であれば、当該梁等も同一感知区域とすることができる。  
 【日本火災報知機工業会 自動火災報知設備 工事基準編】  
 縦長い梁等の場合  
 感知器が有効に3m未満の幅が6m未満であれば、歩行距離13mごとに1個以上設けらるること。  
 上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	取付高さ※2	取付高さ※2			取付高さ※2		取付高さ※2		取付高さ※2			合計	備考	備考
			0.6m未満	0.6m以上 1m未満	1m未満	消火法 設置数	区画面積 (㎡)	消火法 設置数	取付高さ 4m未満	4m以上 8m未満	8m以上	取付高さ 4m未満			
T-B1F-01	種水処理装置	1	0	0	28.4	1							1	1-4階一区域	
T-B1F-02	衛生装置	2	0	0	31.5	0							2	1-4階一区域	
		3	0	0	31.5	1							1	1-4階一区域	
		4	0	0	41.8	0							0	1-4階一区域	
		1	0	0	10.7	1	0	0					1	1-2階相築	
		2	0	0	11.1	1	0	0					1	1-2階相築	
		3	0	0	5.8	1	0	0					1	1-2階相築	
		4	0	0	16.6	1	0	0					1	5-18階一区域	
		5	0	0	33.0	0	0	0					1	5-18階一区域	
		6	0	0	29.6	1	0	0					1	5-18階一区域	
		7	0	0	34.5	0	0	0					1	5-18階一区域	
		8	0	0	36.3	1	0	0					1	5-18階一区域	
		9	0	0	30.7	0	0	0					1	5-18階一区域	
		10	0	0	36.3	0	0	0					1	5-18階一区域	
		11	0	0	30.7	1	0	0					1	5-18階一区域	
		12	0	0	48.2	1	0	0					1	5-18階一区域	
		13	0	0	41.4	0	0	0					1	5-18階一区域	
		14	0	0	35.7	0	0	0					1	5-18階一区域	
		15	0	0	33.8	1	0	0					1	5-18階一区域	
		16	0	0	2.2	0	0	0					0	5-18階一区域	
		17	0	0	16.1	0	0	0					0	5-18階一区域	
		18	0	0	26.6	1	0	0					1	5-18階一区域	
T-B1F-04	種水処理装置														
T-B1F-05	工具室	1	0	0	34.7	1	0	0					1		
T-B1F-06	工具室	2	0	0	12.6	1	0	0					1		
T-B1F-07	工具室	1	0	0	62.7	1	0	0					1		
T-B1F-08	工具室	1	0	0	50.2	1	0	0					1		
T-B1F-09	工具室	1	0	0	10.6	1	0	0					1		
T-B1F-10	工具室	2	0	0	10.9	1	0	0					3		
T-B1F-11	SIケーブル小室	1	0	0	24.6	1	0	0					1		
T-B1F-12	機器	1	0	0	21.4	1	0	0					1		
T-B1F-13	機器														
T-B1F-14	平倉庫	1	0	0	45.5	1	0	0					1		
T-B1F-15	機器														
T-B1F-16	機器														
T-B1F-17	工具室	1	0	0	48.2	1	0	0					1		



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

T-BIF-28	TCW機交換機室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
T-BIF-29	送風機室																																					
T-BIF-30	階段室																																					
T-BIF-31	階段室																																					
T-BIF-32	排水設備水糸設置室																																					

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

設備番号	設備名称	設置要領														備考	
		区域 0.6m未満 ※1	取得高さ※2 4m未満 8m未満 15m未満 20m未満	区画面積 (㎡) 15㎡以上 30㎡以上 40㎡以上	消防火 設置数	設置高さ※3 階数※4 1階以上 10m <sup>2</sup> <40m <sup>2</sup> 40m <sup>2</sup> <50m <sup>2</sup> 50m <sup>2</sup> 以上	縦向き 感煙器 ※5	設置数	設置高さ※3 階数※4 1階以上 10m <sup>2</sup> <40m <sup>2</sup> 40m <sup>2</sup> <50m <sup>2</sup> 50m <sup>2</sup> 以上	縦向き 感煙器 ※5	設置数	設置高さ※3 階数※4 1階以上 10m <sup>2</sup> <40m <sup>2</sup> 40m <sup>2</sup> <50m <sup>2</sup> 50m <sup>2</sup> 以上	縦向き 感煙器 ※5	設置数	設置高さ※3 階数※4 1階以上 10m <sup>2</sup> <40m <sup>2</sup> 40m <sup>2</sup> <50m <sup>2</sup> 50m <sup>2</sup> 以上		縦向き 感煙器 ※5
T-F-01	煙感知器	1	0	22.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	2	
		2	0	26.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		3	0	43.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		2	0	10.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		4	0	40.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		5	0	38.5	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		6	0	42.7	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		7	0	30.0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		8	0	32.1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		9	0	36.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		10	0	6.2	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		11	0	6.6	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	12	
		12	0	9.2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		13	0	16.3	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	14	
		14	0	17.4	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
T-F-02	作業監視装置	15	0	10.0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	15,19層和室
		16	0	17.1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	16,20層和室
		17	0	19.1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		18	0	4.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		19	0	7.1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		20	0	4.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		21	0	7.1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
T-F-03	シャワー装置	1	0	5.1	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	15,19層和室
		2	0	15.4	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	1	16,20層和室
		3	0	7.0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		4	0	11.7	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
T-F-04	トイレ	1	0	9.9	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	42.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		2	0	23.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	4	2,3階和室
		3	0	9.3	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		4	0	145.0	2	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	33.0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		2	0	43.9	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	14.0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		2	0	10.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	3	3,4同一区画
		3	0	10.3	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	31.9	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		2	0	35.2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		3	0	24.2	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		4	0	26.4	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		5	0	37.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	60.8	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	66.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		
		1	0	64.6	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1		



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第 23 条第 4 項に該当する火災感知器)

T-F-31 継手圧水ポンプ室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39.2	1	-	-	-	1	1	
	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	41.4	1	-	-	-	1	2	
	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27.5	1	-	-	-	1	3	
	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.0	1	○	-	-	1	4	
	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.9	1	○	-	-	0	5	5,6階和室
	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30.9	1	○	-	-	1	6	5,6階和室
	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.0	1	-	-	-	1	7	
	8	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29.8	0	-	-	-	1	8	8,10,14同一区画
	9	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21.8	1	-	-	-	1	9	
	10	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	44.6	0	-	-	-	1	10	8,10,14同一区画
	11	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	89.1	2	-	-	-	2	28	感知器 二酸化不燃箇所
	12	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	51.0	1	-	-	-	1	12	
	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.0	1	-	-	-	1	13	
	14	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25.4	1	-	-	-	1	14	8,10,14同一区画
	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	50.8	1	-	-	-	1	15	
	16	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	444.2	6	-	-	-	9	16	16,21階和室
	17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	56.8	1	-	-	-	1	17	
	18	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	66.0	1	-	-	-	1	18	
	19	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.1	1	○	-	-	1	19	19,20同一区画
	20	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40.2	1	○	-	-	1	20	19,20同一区画
	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.3	1	-	-	-	0	21	16,21階和室
	1	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.7	1	-	-	-	2	1	感知器 二酸化不燃箇所
	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.8	1	-	-	-	1	2	
T-MIF-01(仮) 北側出入口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
T-MIF-02(仮) 北側出入口隣接室	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	火災感知器の設置位置	火災感知器の設置位置										備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
			設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置	設置位置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
T-F-01	ホコ室	ホコ室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

Table with columns for equipment type, location, quantity, and status. Includes categories like T-2F-11 through T-2F-26. Equipment includes gas detectors, smoke detectors, CO detectors, and various sensors. Locations include control rooms, elevators, and boiler rooms. Includes a 'Required Installation' column and a 'Sensor Installation Location' column.

※※※1 4.1.21,17.18,19,23-29,33,34,35同一区画

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

名称	1	○	○	1	2	197.9	2	1	2	1	2	1	2	感知器 二重化不感箇所	
T-F-27 抽出空気取込装置	1											1			
T-F-28 排ガス除塵機出口E-2号室	1					58.3	1		1			1			
T-F-29 主通路					4		4		4				4		
T-F-30 階段室							1						1		
T-F-31 階段室							2						2		

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第 23 条第 4 項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	感知器の取付高さ※2				設置数	合計	備考	感知器の種類					
		感知器の種類※1		感知器の種類					合計	設置数	合計	設置数	合計	
		0.6m未満	※1	感知器の種類	設置数									感知器の種類
T-3F-02	9階マゼ	1	1	19.6	1	1	1	1	1	1	1			
		2	1	40.3	1	1	1	1	1	1	1			
		3	1	32.3	1	1	1	1	1	1	1			
		4	1	13.6	1	1	1	1	1	1	1			
		5	1	51.7	1	1	1	1	1	1	1			
		6	1	74.6	1	1	1	1	1	1	1			
		7	1	70.3	1	1	1	1	1	1	1			
		8	1	67.4	1	1	1	1	1	1	1			
		9	1	50.2	1	1	1	1	1	1	1			
		10	1	45.4	1	1	1	1	1	1	1			
		11	1	50.0	1	1	1	1	1	1	1			
		12	1	45.3	1	1	1	1	1	1	1			
		13	1	11.2	0	0	0	0	0	0	0	14,15階一区域		
		14	0	10.1	1	1	1	1	1	1	1	14,15階一区域		
		15	0	10.1	1	1	1	1	1	1	1	14,15階一区域		
		16	0	10.1	0	0	0	0	0	0	0	16,17階一区域		
		17	0	11.8	1	1	1	1	1	1	1	16,17階一区域		
		18	1	32.1	1	1	1	1	1	1	1	17		
		19	0	9.8	1	1	1	1	1	1	1	18		
		20	0	28.4	1	1	1	1	1	1	1	19		
		21	0	20.0	1	1	1	1	1	1	1	20		
		22	0	20.0	1	1	1	1	1	1	1	21		
		23	0	51.5	1	1	1	1	1	1	1	22		
		24	0	41.7	1	1	1	1	1	1	1	23		
		25	0	31.6	1	1	1	1	1	1	1	24		
		26	0	31.6	1	1	1	1	1	1	1	25		
		27	0	7.1	1	1	1	1	1	1	1	26		
		28	0	7.1	1	1	1	1	1	1	1	27		
		29	0	6.7	1	1	1	1	1	1	1	28		
		30	0	4.5	1	1	1	1	1	1	1	28,29,30階和歌		
		31	0	6.1	1	1	1	1	1	1	1	29		
		32	0	6.1	1	1	1	1	1	1	1	28,29,30階和歌		
		33	0	9.5	0	0	0	0	0	0	0	30		
		34	0	13.9	0	0	0	0	0	0	0	31,32,33階一区域		
		35	0	10.3	1	1	1	1	1	1	1	31,32,33階一区域		
		36	0	7.7	1	1	1	1	1	1	1	32		
		37	0	13.0	1	1	1	1	1	1	1	33		
		38	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	34		
		39	0	13.3	1	1	1	1	1	1	1	35		
		40	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	36		
		41	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	37		
		42	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	38		
		43	0	13.3	0	0	0	0	0	0	0	39		
		44	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	40		
		45	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	41		
		46	0	14.0	1	1	1	1	1	1	1	42		
		47	0	13.3	0	0	0	0	0	0	0	43		
												44		
												45		
												46		
												47		

※1 34,35階一区域34,35,36階和歌

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

感知器種別	設置箇所	48	49	50	51	52	53	48/49/50	48/49/50/51	48/49/50/51/52	48/49/50/51/52/53	48	49	50	51	52	53
T-3F-02 カービド		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
T-3F-03 検知感度差圧感知器		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-04 T/B差圧感知器		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-05 A-1/7/9/排気口用感知器		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-06 B-1/7/9/排気口用感知器		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-07 C-1/7/9/排気口用感知器		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-08 T/B空間用感知器		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-09 T/Bがストンプ室		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-10 工場		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-11 カービド		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-12 工場		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
T-3F-13 工場		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
		4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		

感知器 二重化不置箇所



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部屋番号	部屋名称	区画	監視範囲 (m)	視野角 (°)	設置数	合計	備考	区画	天井高さ 20m未満	取付け高さ > 天井高さ × 0.8m	設置条件		消防火設置数	設置数	合計	備考
											感知器前面と 背部の壁との距離 ≤1.0m	光軸と平行する壁 との距離 0.6~7.0m				
T-2F-05	起動変圧装置	1	-	90	2	2		1								
T-2F-07	所内変圧装置	1	-	90	2	2		1								
T-2F-08	主変圧装置	1	-	90	3	3		1								
T-2F-26	タービンの物入れ	1	-	90	1	1		1								
T-3F-11	タービン室	2	感知器 二重化不要箇所					1	20700	○	○	○	○	10	11	※※1

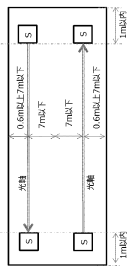
※※1 天井等の高さ20m以上の場所であり、消防法施行規則第23条第4項の適用対象外となるが、火災の早期感知の観点から設置

光電式分離型感知器

○23条第4項 七の四 火災感知器（通路の用に供される部分に取付けられるものを除く。）は、次に定めることによること。  
 □ 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ一・二メートルまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が監視距離の範囲内となるように取付けること。

火災感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように取付けること。

火災感知器の光軸の高さが天井等の高さの八パーセント以上となるように取付けること。



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

装置番号	装置名称	火災感知器 (検知感度/保護距離)													合計	設備状況	備考							
		設置高さ※1 0.6m未満	検出感度※2 4m未満 8m未満 15m未満	保護距離 15m以上 15m未満 20m未満	消防火災 設備※3 設置数	検出感度※2 4m未満 8m未満 15m未満	保護距離 8m未満 8m未満 <10m <15m <sup>2</sup>	検出感度※2 4m未満 8m未満 15m未満	保護距離 1.0m未満 1.0m未満 <1.5m <sup>2</sup>	消防火災 設備※3 設置数	検出感度※2 4m未満 8m未満 15m未満	保護距離 1.0m未満 1.0m未満 <1.5m <sup>2</sup>	検出感度※2 4m未満 8m未満 15m未満	保護距離 1.0m未満 1.0m未満 <1.5m <sup>2</sup>										
SB-1F-01-1	サイトンの機器出入口	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1							
SB-1F-01-2	増設機出入口																							
SB-1F-01-3	床下トランプ室																							
SB-1F-02	空気圧縮機室																							
SB-1F-03	廊下																							
SB-1F-04	ポンプ室																							
SB-1F-05	機油回収装置およびVSL-1増設装置																							
SB-1F-07	モニタ室																							
SB-1F-10	チャックボイントエリア																							
SB-1F-11	スラッシュポンプ室																							

※※1 2.4層用、SB-1F-05Lで監視 ※※2 SB-1F-01-2の監視 ※※3 上部開口部感知器設置不可





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	煙感知器											熱感知器									
		区画	0.6m未満 ※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	区画面積 (㎡)	消火法 設置数	消火法 設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	合計	備考	
SB-2F-01	ゼブラオフィス1室	1	0	0	0	25.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-02	種媒体一時貯蔵庫	2	0	0	0	43.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-03	制御室	4	0	0	0	10.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
SB-2F-04	MCC室	2	0	0	0	50.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3.4線形探検
SB-2F-05	スエマサージタンク室	3	0	0	0	40.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3.4線形探検
SB-2F-06	キャブ降架小	7	0	0	0	43.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	※※1
SB-2F-07	バルコニー室	8	0	0	0	37.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	※※1
SB-2F-08	通路	9	0	0	0	15.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	※※1
SB-2F-09	名簿用機器室	1	0	0	0	9.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-10	名簿用機器室	2	0	0	0	30.9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-11	名簿用機器室	3	0	0	0	27.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
SB-2F-12	名簿用機器室	4	0	0	0	16.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-13	名簿用機器室	5	0	0	0	9.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
SB-2F-14	名簿用機器室	6	0	0	0	11.8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-15	名簿用機器室	7	0	0	0	26.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-16	名簿用機器室	8	0	0	0	10.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
SB-2F-17	名簿用機器室	9	0	0	0	23.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-18	名簿用機器室	1	0	0	0	8.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
SB-2F-19	名簿用機器室	2	0	0	0	5.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
SB-2F-20	名簿用機器室	3	0	0	0	32.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-21	名簿用機器室	4	0	0	0	36.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-22	名簿用機器室	5	0	0	0	39.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-23	名簿用機器室	6	0	0	0	29.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-24	名簿用機器室	7	0	0	0	23.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-25	名簿用機器室	8	0	0	0	25.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-26	名簿用機器室	9	0	0	0	40.9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-27	名簿用機器室	1	0	0	0	29.2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
SB-2F-28	名簿用機器室	2	0	0	0	29.6	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
SB-2F-29	名簿用機器室	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-30	名簿用機器室	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-31	名簿用機器室	1	0	0	0	8.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-32	名簿用機器室	2	0	0	0	9.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-33	名簿用機器室	3	0	0	0	8.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
SB-2F-34	名簿用機器室	4	0	0	0	19.3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
SB-2F-35	名簿用機器室	1	0	0	0	13.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
SB-2F-36	名簿用機器室	2	0	0	0	11.5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
SB-2F-37	名簿用機器室	3	0	0	0	11.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
SB-2F-38	名簿用機器室	4	0	0	0	11.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	

※※1 耐火構造感知器設置不要

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

SB-2F-11 溜離煙室	1	-	-	-	-	-	1	O	-	-	-	-	-	1	1
	2	-	O	-	-	-	11.7	-	-	-	-	-	-	1	2
	3	O	O	-	-	-	15.8	-	-	-	-	-	-	1	3
	4	O	O	-	-	-	22.6	-	-	-	-	-	-	1	4
	5	-	O	-	-	-	20.7	0	O	-	-	-	-	0	5
	6	-	O	-	-	-	15.7	1	O	O	-	-	-	1	6
	7	-	O	-	-	-	8.8	1	O	O	-	-	-	1	7
	8	-	O	-	-	-	15.9	1	O	O	-	-	-	1	8
	9	-	O	-	-	-	8.9	1	O	O	-	-	-	1	9
	10	-	O	-	-	-	15.7	1	O	O	-	-	-	1	10
	11	-	O	-	-	-	8.8	1	O	O	-	-	-	1	11
	12	-	O	-	-	-	27.6	1	O	O	-	-	-	1	12
	13	-	O	-	-	-	15.0	1	O	O	-	-	-	1	13
	14	-	O	-	-	-	21.1	1	O	O	-	-	-	1	14
SB-2F-12 EVA外気型固定警	1	O	-	-	-	36.5	1	-	-	-	-	-	-	1	
	2	O	-	-	-	7.0	0	-	-	-	-	-	-	2	
	3	O	-	-	-	5.6	0	-	-	-	-	-	-	3	
	4	O	-	-	-	7.6	0	-	-	-	-	-	-	4	
SB-2F-13 SB-2F-14 連路	1	感知器 二重化不要箇所												1	
	2	感知器 設置不要箇所												2	
	連路													1	
														2	
														42.7	
														48.1	
	感知器													2	
	設置不要箇所													2	
														2	
														2	
														2	
														4	

※※1 5.6線区画、SB-1F-34③E設備

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

設備番号	設置名称	設置位置				設置状況				備考	合計			
		取付高さ※2	消火設備	設置数	設置位置	取付高さ※2	消火設備	設置数	設置位置					
SB-3F-01	排ガスファン	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-02	ゼミナールタワー	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-03	給気処理装置	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-04	自動立休機装置	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-05	給気処理装置カーバース	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-07	作業員控え(仮)	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-09	排気装置置(仮)	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-10	空気を排機	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-11	電気室	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-12	溶融物投入機	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考
SB-3F-13	投入登録自動倉庫	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満	取付高さ※2 4m未満 4m以上8m未満 8m以上15m未満 15m未満	消火設備 0.4m未満 0.4m未満	設置数 1 1 1 1	設置位置 0.4m以上 0.4m未満 0.4m未満 0.4m未満		合計	設置数	設置位置	備考

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

SB-3F-14	E/F外廊機械室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	SB-3F-15F25監視	1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	SB-3F-15F5監視	2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	SB-3F-15F5監視	3	
SB-3F-15	通路	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	SB-3F-14F27監視	1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	SB-3F-14F27監視	2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	SB-3F-14F27監視	3	
SB-M3F-01	仕分室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	SB-3F-04F25監視	1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	SB-3F-04F25監視	2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	SB-3F-04F25監視	3	
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	SB-3F-04F25監視	4	
		5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	SB-3F-04F25監視	5	
SB-M3F-02	エレベーター機械室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		3	
SB-M4F-01	空調機室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		3	
SB-M4F-02	図化材料倉庫	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		2	
		3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3		3	
		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4		4	
SB-M4F-03	電気室	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		2	
SB-3F-03	天井裏(仮)	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		1	
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2		2	

感知器 二重化不要箇所

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	設置箇所	設置高さ	設置方法		設置面積		設置箇所		設置数	合計	備考
				設置方法	設置数	設置面積	設置数	設置箇所				
SB-RF-01	先端検測装置（検）	1	0	0	0	11.8	1	0	1	1	1	1-2階一区域
SB-RF-02	固定付設置（検）	2	0	0	0	33.3	1	1	1	2	2	1-2階一区域
SB-RF-03	RO搭載設置（検）	1	0	0	0	18.4	1	0	1	1	1	1

部署番号	部署名称	設置箇所	設置高さ	設置方法		設置面積		設置箇所		設置数	合計	備考
				設置方法	設置数	設置面積	設置数	設置箇所				
○2 業務4階	三層式天井型	1	0.4m未満	※1	※1	11.8	1	0	1	1	1	1-2階一区域
○2 業務4階	三層式天井型	1	0.4m未満	※1	※1	33.3	1	1	1	2	2	1-2階一区域
○2 業務4階	三層式天井型	1	0.4m未満	※1	※1	18.4	1	0	1	1	1	1

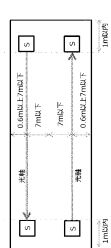
部署番号	部署名称	設置箇所	設置高さ	設置方法		設置面積		設置箇所		設置数	合計	備考
				設置方法	設置数	設置面積	設置数	設置箇所				
○2 業務4階	三層式天井型	1	0.4m未満	※1	※1	11.8	1	0	1	1	1	1-2階一区域
○2 業務4階	三層式天井型	1	0.4m未満	※1	※1	33.3	1	1	1	2	2	1-2階一区域
○2 業務4階	三層式天井型	1	0.4m未満	※1	※1	18.4	1	0	1	1	1	1

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	区画	天井高さ 20m未満	取付け高さ > 天井高さ × 0.8m	設置条件		消防法設置数	合計	備考
					感知器前面と 背面の壁との距離 ≤1.0m	光軸と走行する壁 との距離 0.6~7.0m			
SB-1F-05	貯蔵庫	1	○	○	○	○	2	3	SB-3F-05Dで監視
SB-3F-05	サントウカゴ小室	2	○	○	○	○	3	5	
									8

光電式分離型感知器

○23条第4項 七の三 光電式分離型感知器は、次に定めることによる。  
 一 感知器を設置する区画の天井等（天井の室内に面する部分又は上層の床面もしくは屋根の下面をいう。以下同じ。）の高さが二十メートル以上の場所以外の場所に設けること。  
 二 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の各部分から一の光軸までの水平距離が七メートル以下となるように設けること。



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	煙感知器										熱感知器										
		区画	床面積 ※1	取付高さ※2 4m未満 4m以上 8m未満 8m以上 15m未満 15m以上	消防法 設置数	取付高さ※2 8m未満 <40㎡ <60㎡	煙感知器 ※3 設置数	取付高さ※2 8m以上 <10㎡ 6m未満	煙感知器 ※4 設置数	合計	備考	区画	床面積 ※1	取付高さ※2 4m未満 4m以上 8m以上	消防法 設置数	取付高さ※2 8m以上 <15㎡ <5㎡ 6m未満	熱感知器 ※3 設置数	取付高さ※2 8m以上 <15㎡ <5㎡ 6m未満	熱感知器 ※4 設置数	合計	備考	
SMA-1F-01 団体の要防部署A棟		1	1	45.1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		2	1	53.2	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		3	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		4	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		5	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		6	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		7	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		8	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		9	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		10	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		11	1	52.6	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		12	1	49.9	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		13	1	44.9	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		14	1	4.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	1	61.5	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
2	1	11.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
3	0	63.4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
4	0	21.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
5	0	88.7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
6	0	52.9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
7	0	53.0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
8	0	50.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	
9	0	50.1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1~9同一区画	



消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

設置番号	設置名称	設置高さ	取付高さ※2				消火法 設置数	感知器 設置数	感知器の種類		合計	備考	設置数	感知器 設置数	合計	備考				
			4m未満 4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満			感知器3 感知器4 感知器5 感知器6	感知器7 感知器8							設置数	設置数		
SWB-1F-01	図体棟事務所B棟 (1F)	1	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
		2	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		3	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		4	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		5	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		6	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		7	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		8	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		9	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		10	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		11	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		12	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		13	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		14	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		15	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		16	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		17	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		18	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		19	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		20	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
		21	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
1	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
2	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
3	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
4	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
5	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
6	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
7	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
8	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
9	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
10	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
11	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
12	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
13	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
14	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
15	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
16	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
17	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
18	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
19	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
20	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
21	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			
21	0.6m未満	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0			

火災感知器 (感知器の種類は感知器の種類) は、次に定めるところによること。  
 火災感知器の取付高さ: 取付面から0.6m以上0.9m以内の範囲とする。  
 ※1 取付面から0.6m以上0.9m以内の範囲とする。  
 火災感知器は、廊下、通路、階段及び昇降機室(感知器区域)に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める感知器の種類及び取付面の高さとする。  
 ※2 取付面高さ  
 4m未満  
 4m以上～8m未満  
 8m以上～20m未満  
 20m以上  
 ※3 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※4 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※5 段差、階段及び昇降機室(感知器区域)に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める感知器の種類及び取付面の高さとする。  
 ※6 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※7 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※8 段差、階段及び昇降機室(感知器区域)に、感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める感知器の種類及び取付面の高さとする。  
 ※9 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※10 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※11 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※12 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※13 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※14 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※15 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※16 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※17 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※18 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※19 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※20 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された5m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。  
 ※21 取付面から60cm以上1m未満の梁等により区画された10m<sup>2</sup>以下の小区画1つが隣接する場合は、当該小区画も含めて同一感知器区域とする。

感知器の種類及び取付面の高さに応じて次の表で定める感知器の種類及び取付面の高さとする。

設置高さ	感知器の種類	設置数
0.6m未満	感知器1	21
0.6m以上1m未満	感知器2	1
1m以上	感知器3	1
1m以上	感知器4	1
1m以上	感知器5	1
1m以上	感知器6	1
1m以上	感知器7	1
1m以上	感知器8	1
1m以上	感知器9	1
1m以上	感知器10	1
1m以上	感知器11	1
1m以上	感知器12	1
1m以上	感知器13	1
1m以上	感知器14	1
1m以上	感知器15	1
1m以上	感知器16	1
1m以上	感知器17	1
1m以上	感知器18	1
1m以上	感知器19	1
1m以上	感知器20	1
1m以上	感知器21	1

設置高さ	感知器の種類	設置数
0.6m未満	感知器1	21
0.6m以上1m未満	感知器2	1
1m以上	感知器3	1
1m以上	感知器4	1
1m以上	感知器5	1
1m以上	感知器6	1
1m以上	感知器7	1
1m以上	感知器8	1
1m以上	感知器9	1
1m以上	感知器10	1
1m以上	感知器11	1
1m以上	感知器12	1
1m以上	感知器13	1
1m以上	感知器14	1
1m以上	感知器15	1
1m以上	感知器16	1
1m以上	感知器17	1
1m以上	感知器18	1
1m以上	感知器19	1
1m以上	感知器20	1
1m以上	感知器21	1

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	煙感知器								熱感知器																				
		設置 区画 ※1	取付高さ※2 4m未満 4m以上～8m未満	取付面積※2 4m未満 8m未満 8m以上～20m未満 20m未満	設置数	取付面積 (㎡)	消防火災 設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数												
SWC-IF-01 団練所兼物産センター(1F)		1	○	○	○	57.6	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1											
		2	-	○	-	62.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		3	-	○	-	61.5	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		4	-	○	-	61.7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		5	-	○	-	17.0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		6	-	○	-	49.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		7	-	○	-	51.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		8	-	○	-	54.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		9	-	○	-	47.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		10	-	○	-	52.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		11	-	○	-	56.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		12	-	○	-	56.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		13	-	○	-	52.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		14	-	○	-	56.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		15	-	○	-	56.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		16	-	○	-	52.1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		17	-	○	-	50.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		18	-	○	-	55.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		19	-	○	-	55.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		20	-	○	-	50.9	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		21	-	○	-	58.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		22	-	○	-	64.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		23	-	○	-	64.4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		24	-	○	-	58.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		25	-	○	-	58.8	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計						27.4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
SWC-IF-02 C棟2F～4F (6F)		1	○	○	○	27.4	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		





消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第 23 条第 4 項に該当する火災感知器）

設置番号	設置名称	設置高さ	設置距離	設置幅	設置数	合計	備考	設置位置	設置高さ	設置距離	設置幅	設置数	合計	備考
Y-01	1-FW水変入タンク	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-02	調整弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	2	2	2	2	2	2	
Y-03	CWT配管外弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-04	補助用消防ポンプ	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-05	調整弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	2	2	2	2	2	2	
Y-06	CWT配管外弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-07	排水貯蔵タンク	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-08	調整弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	2	2	2	2	2	2	
Y-09	CWT配管外弁 (北側)	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-12	OFケーシング外弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-19	A-油分漏れ弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-20	配管外弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-21	配管外弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-22	B-油分漏れ弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-29	排気筒ニケ弁 (分電盤)	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-30	排気筒ニケ弁 (分析室)	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-31	排気筒ニケ弁 (5ツグ)	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	3	3	3	3	3	3	
Y-73	B-DEG燃料移送ポンプ	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	2	2	2	2	2	2	
Y-74	圧入ポンプ	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-75	CWT配管外弁 (東側)	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-76	CWT配管外弁 (西側)	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	通過	通過	通過	通過	通過	通過	
Y-S1-01	低圧原子炉冷却水ポンプ	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-S1-02	低圧原子炉冷却水ポンプ	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	4	4	4	4	4	4	
Y-S1-03	電気品室	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	4	4	4	4	4	4	
Y-S1-04	配管室	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-S1-05	調整弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-S1-06	給気室	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-S1-07(原)	消火用ポンプ	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	
Y-S2-01	調整弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	2	2	2	2	2	2	
Y-S2-02	調整弁	0.6m未満	※1	4m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	※2	1	1	1	1	1	1	











消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表（対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器）

部署番号	部署名称	熱感知器										火災感知器									
		区画	梁高さ 0.4m未満 ※1	取付高さ2 4m未満 4m以上 8m未満 8m以上	区画 面積 (㎡)	消法 設置数	梁高さ 0.4m以上 1m未満	区画3 面積※4 <15㎡	区画4 面積※5 6㎡未満	感知器 適用数	設置数	合計	備考	区画	監視範囲(m)	視野角(°)	設置数	合計	備考		
G-3F-003	空調ファン付室 (2)	①	-	0	6.2	1	-	-	-	-	-	-	-	①	20m未満	約100°	2	2			
G-3F-203	空調ファン付室 (1)	②	-	0	6.2	1	-	-	-	-	-	-	-	②	20m未満	約100°	2	4			
G-RF-001	換気ファン及び空調ファン付室 (2)	③	-	0	17.3	1	-	-	-	-	-	-	-	③	20m未満	約100°	2	4			
		④	-	0	11.8	1	-	-	-	-	-	-	-	④	20m未満	約100°	1	5			
		⑤	-	0	12.7	1	-	-	-	-	-	-	-	⑤	20m未満	約100°	2	5			
G-RF-201	換気ファン及び空調ファン付室 (1)	⑥	-	0	20.7	1	-	-	-	-	-	-	-	⑥	20m未満	約100°	2	5			
		⑦	-	0	9.8	1	-	-	-	-	-	-	-	⑦	20m未満	約100°	1	5			
		⑧	-	0	14.2	1	-	-	-	-	-	-	-	⑧	20m未満	約100°	1	5			
		⑨	-	0	15.5	1	-	-	-	-	-	-	-	⑨	20m未満	約100°	2	5			

○23条第4項 三 電動式の外型又は筒筒式の外型又は筒筒式の外型以外の感知器は、次に定めるところによる。  
 □ 感知器は、感知区域（天井又は天井面から50.4m以上突出した部分を除く）又は感知区域の中心から、以下同じ、7.2m以内の感知器の種別及び取付面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の感知器を、火災を有効に感知するように設置すること。  
 ※1 取付面高さ 床面積 70㎡  
 ※2 取付面高さ 4m未満 4m以上～8m未満 35㎡

【感知器：全国消防長会中国支部編集 消防設備等の技術基準】  
 ※3 取付面から40cm以上1m未満の梁等により小さい感知区域が連続する場合は、15㎡以内で2つ以上の感知区域を同一感知区域とすることができる。  
 ※4 取付面から40cm以上1m未満の梁等により区画された5㎡以下の区画1つが連続する場合は、当該区画も含めて同一感知区域とすることができる。  
 【感知器：日本火災感知器工業会 自動火災感知器設備 工事基準書】  
 ※5 隣接部分を含む居室等の幅が6m未満であれば、当該居室等を同一感知区域とすることができる。  
 【日本火災感知器工業会 自動火災感知器設備 工事基準書】  
 細長い居室等の場合  
 感知器を短辺が3m未満の細長い居室等に設置する場合は、歩行距離1.3mごとに1個以上設置すること。

上記に記載のない消防法施行規則についても準拠して感知器を設置する。

消防法に準拠した火災感知器の配置を示した一覧表 (対象：消防法施行規則 第23条第4項に該当する火災感知器)

部署番号	部署名称	火災感知器										備考	
		区画	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数	設置数		
TSC-1F-01 緊急時対応本部		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-02 押入設備室		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-03 運転室		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-04 前室A		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-05 通信・電話室		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-06 機械付室		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-07 エレベーター		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-08 X-30 緊急時対応本部下クワン(廊下)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-09 OS/RS/FS (廊下)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-09A OS/RS/FS (廊下)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
TSC-1F-09B OS/RS/FS (廊下)		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
		2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

○23条第4項 七、煙感知器(光電式煙感知器を除く)は、次に定めることとする。  
 八、感知器の下方は、取付面の下方0.6m以上の位置に設ける。  
 ※1 取付面の下方0.6m以上0.9m以下に設ける区画  
 ※2 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※3 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

水、感知器は、廊下、通路、階段及び積載倉庫(感知器区域)に、感知器の検知及び取付面の高さ並びに次の表で定める床面積に基づき一層以上の敷設を、又は特別に敷設する必要がある区画に敷設する。  
 ※1 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※2 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：全館消防協会中国支部協議 消防用設備等の技術基準  
 ※3 取付面の下方0.6m以上1m未満の場合、感知器の検知及び取付面の高さ並びに次の表で定める床面積に基づき一層以上の敷設を、又は特別に敷設する必要がある区画に敷設する。  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

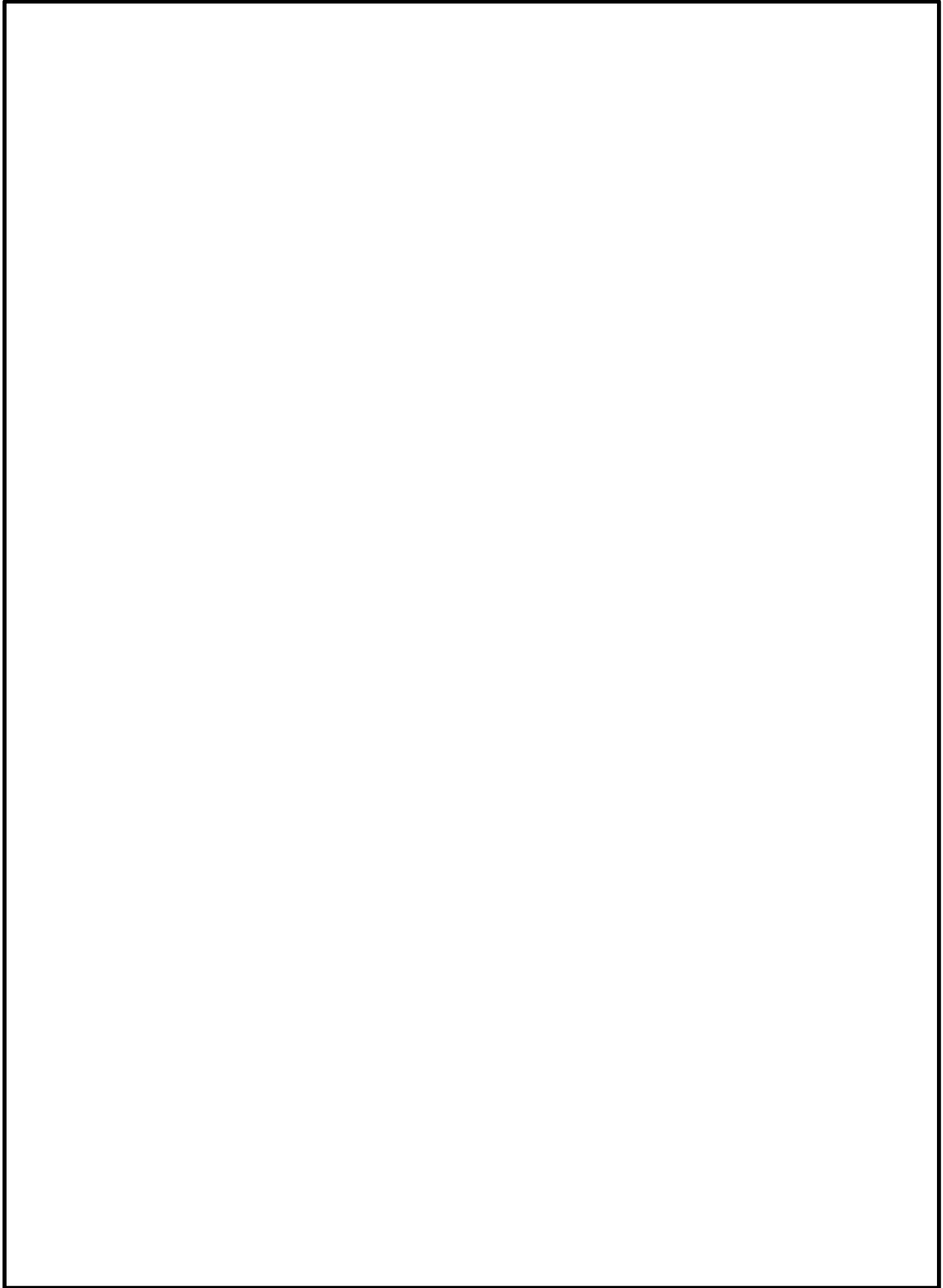
【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

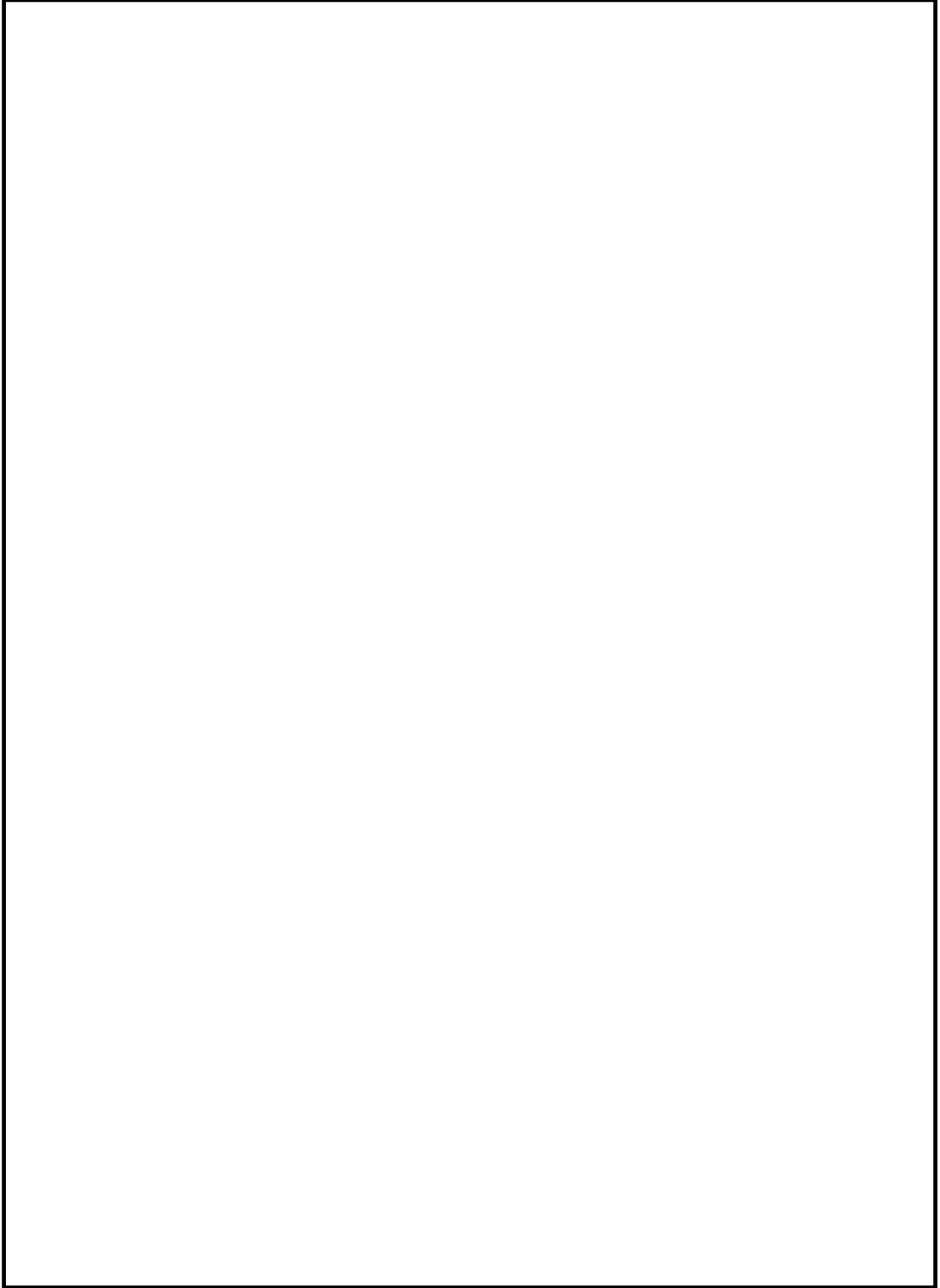
【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

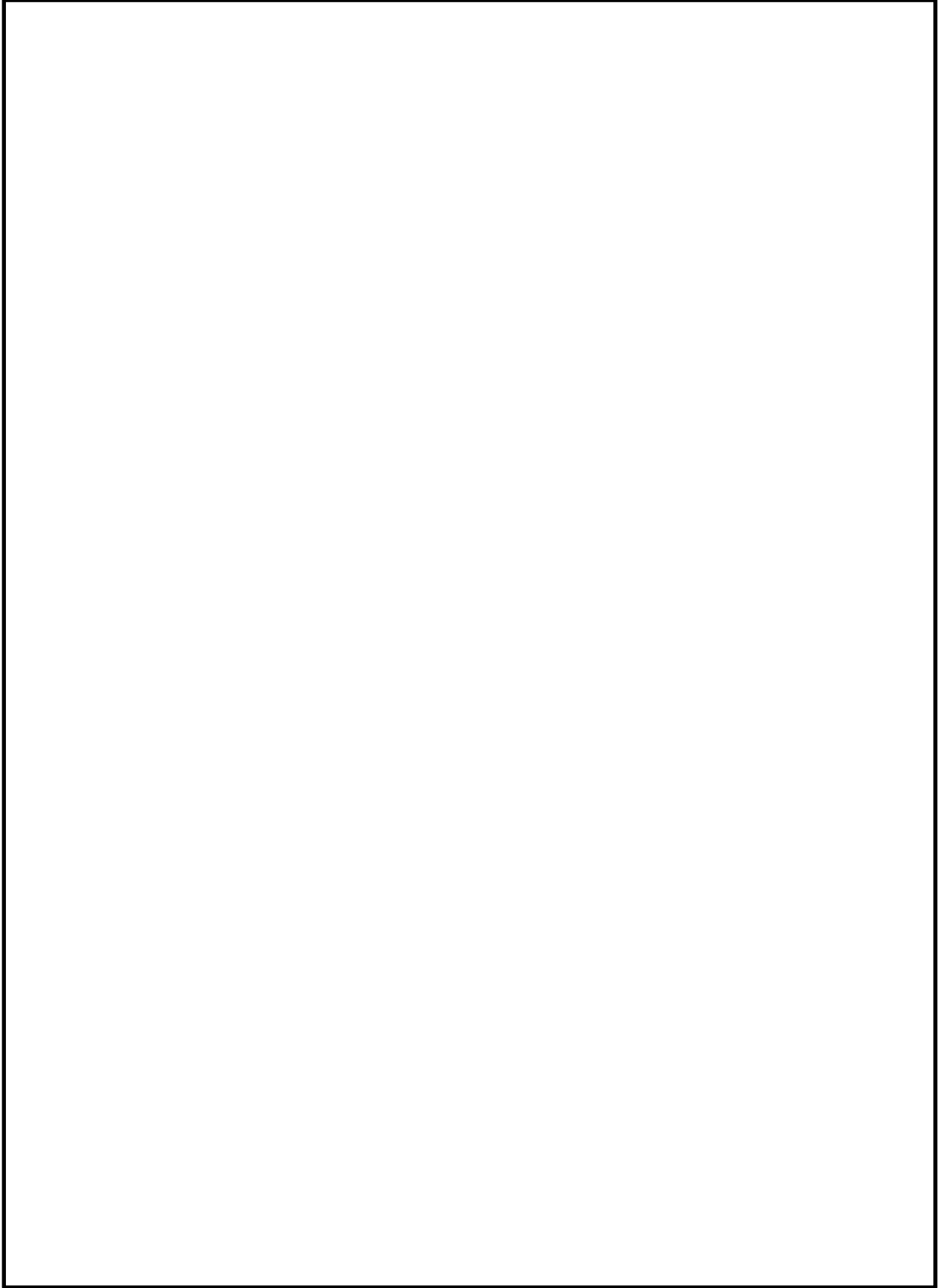
【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

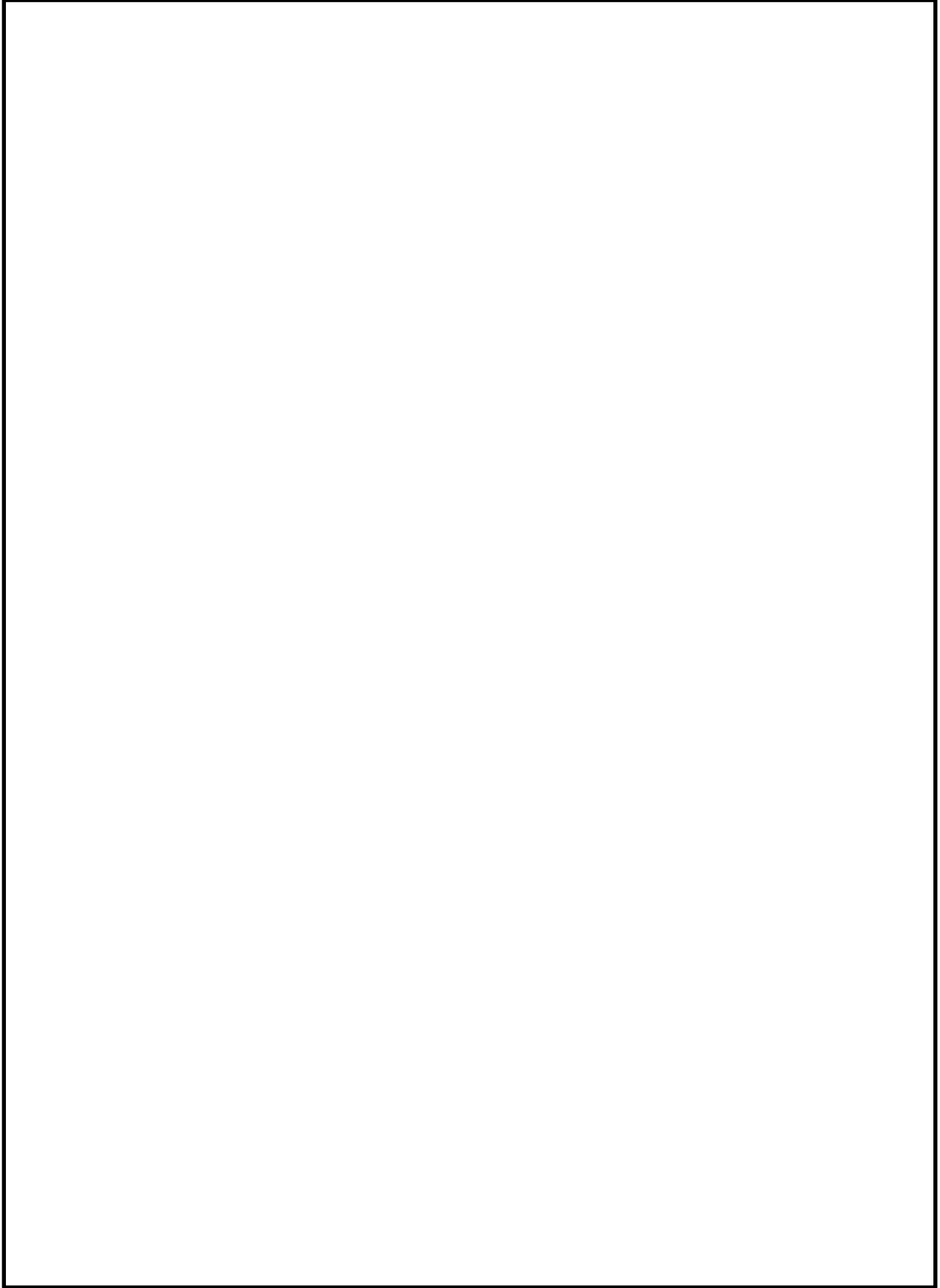
【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画

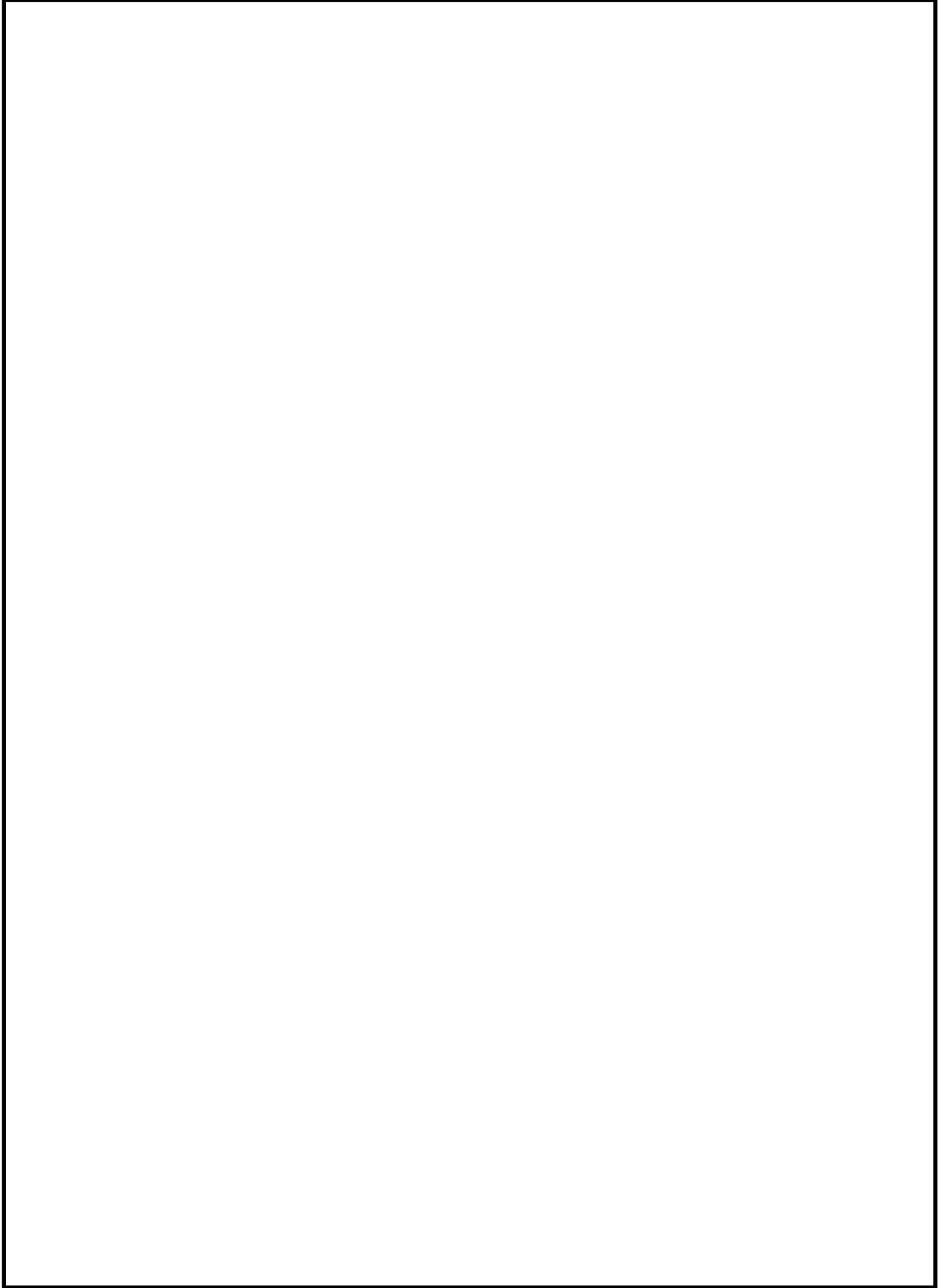
【備考】：日本火災感知器工業会 自動火災感知器 工事基準  
 ※4 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画  
 ※5 取付面の下方0.4m以上0.6m以下に設ける区画



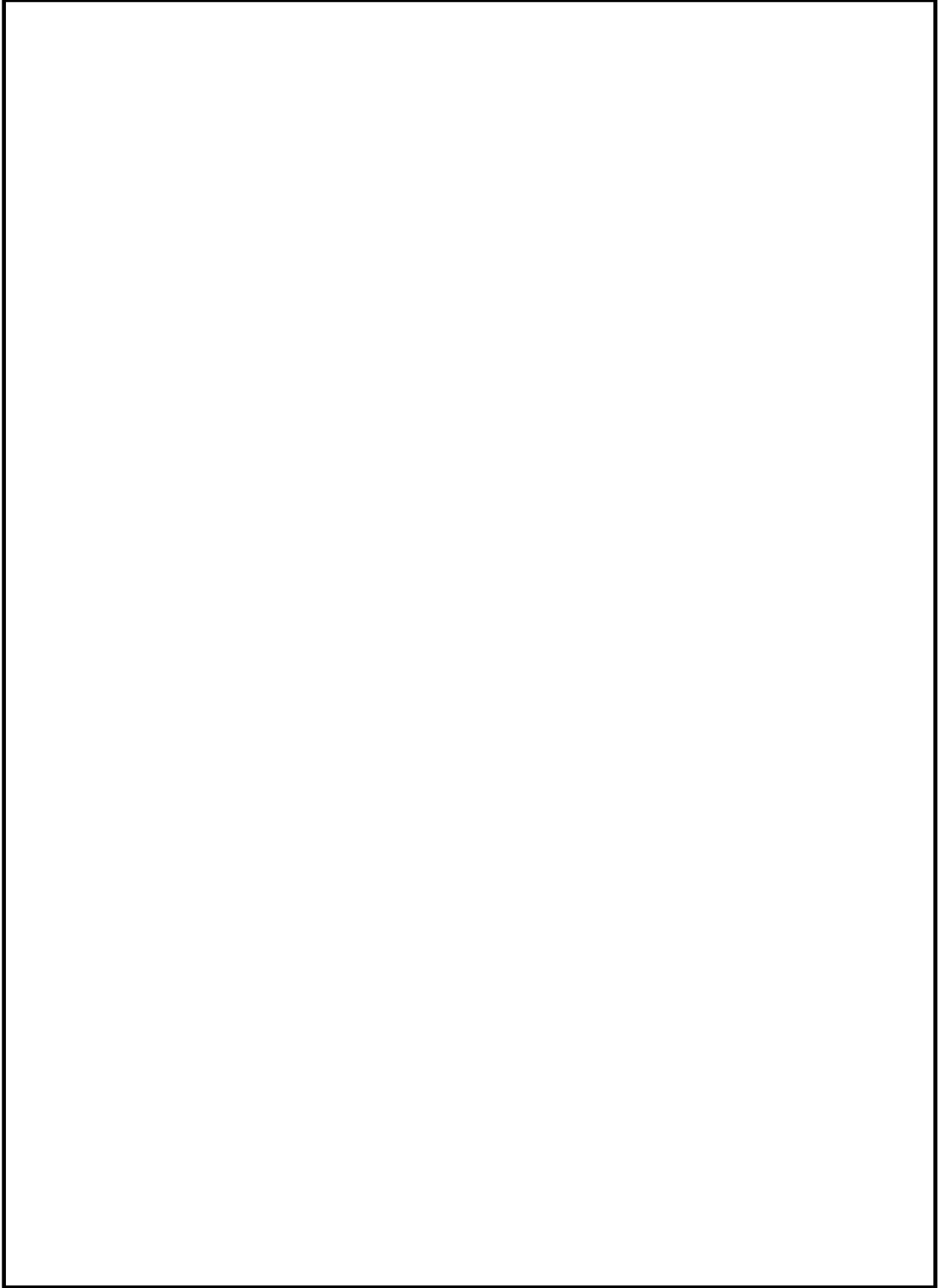


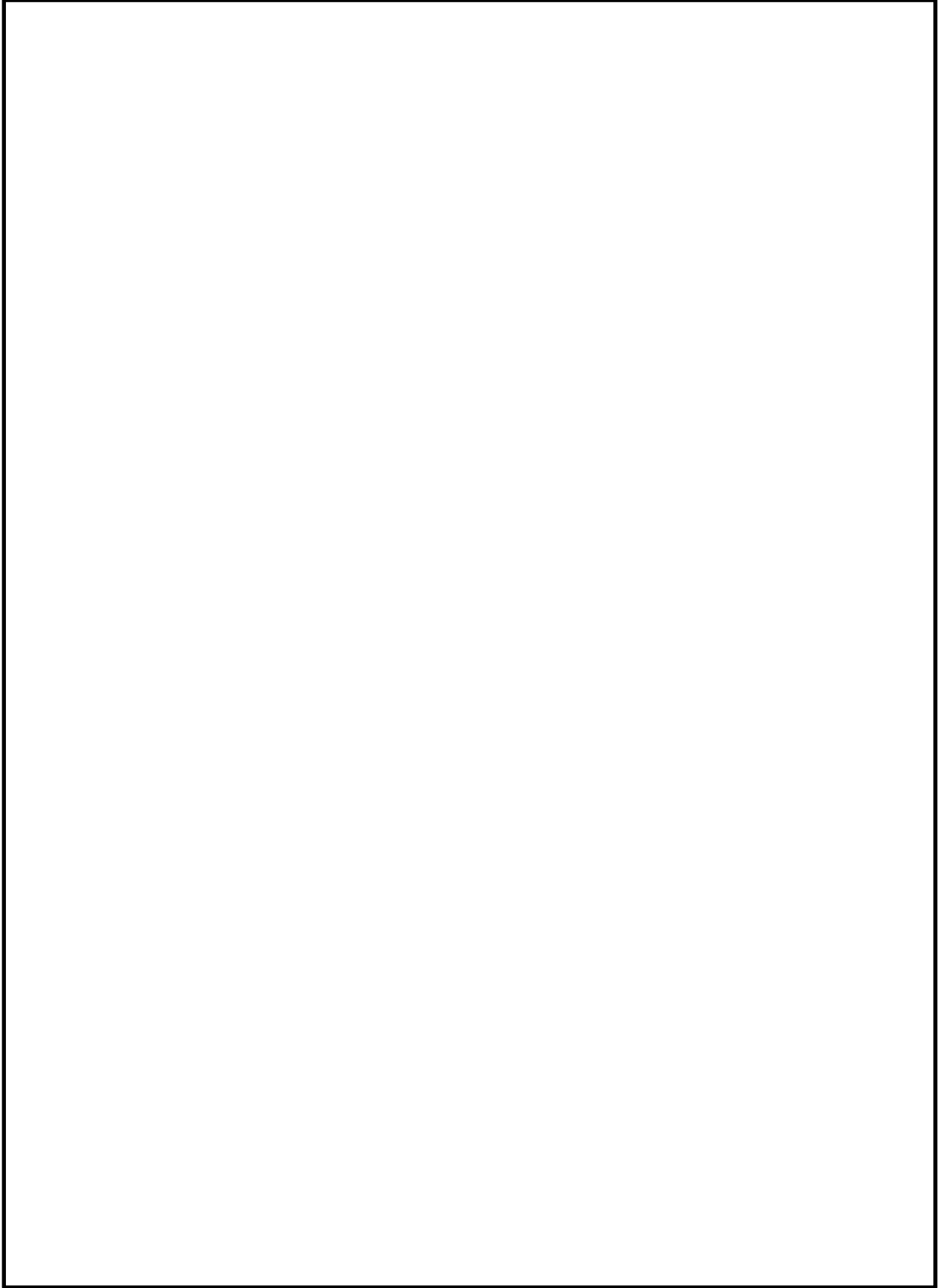


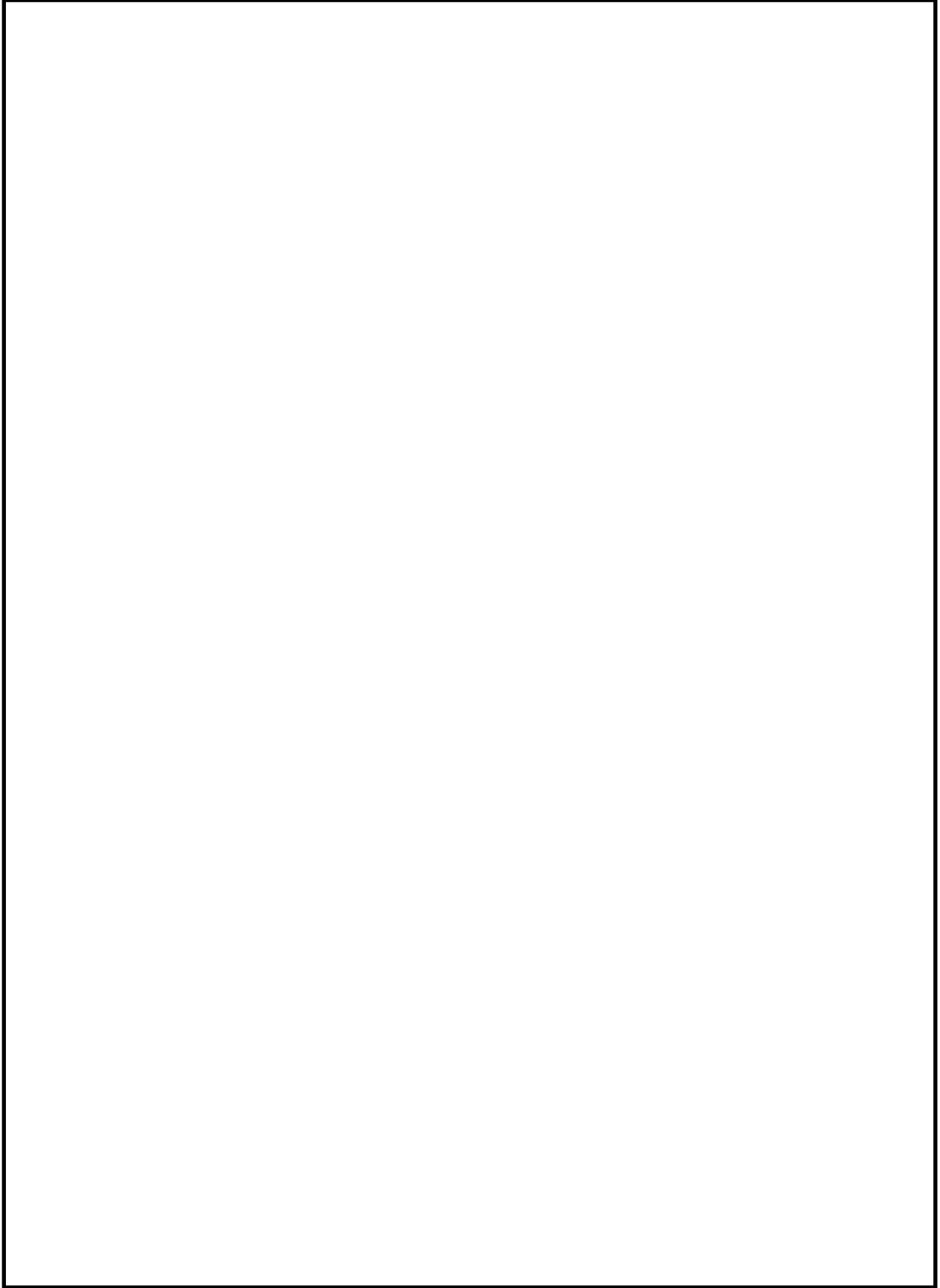


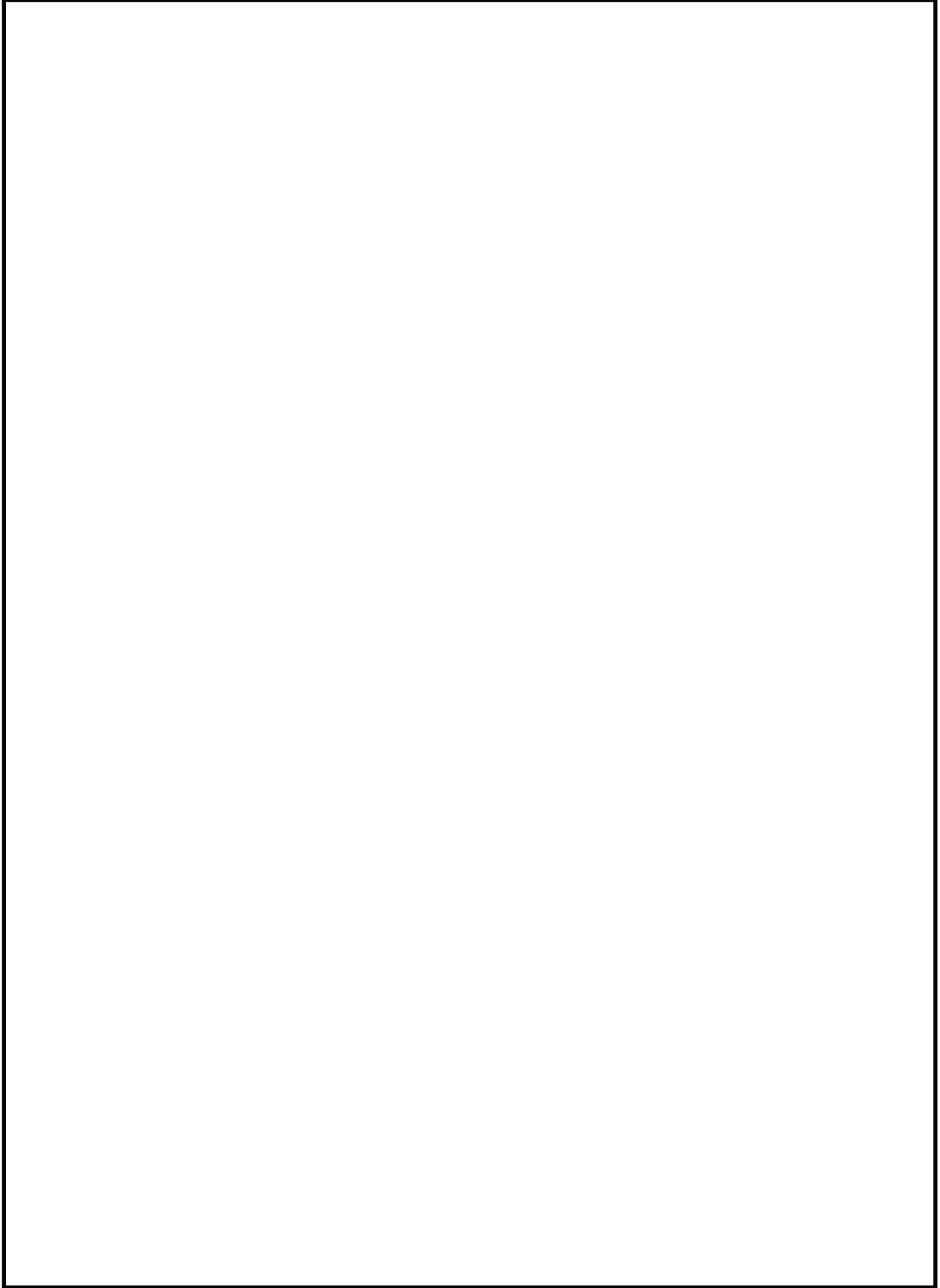


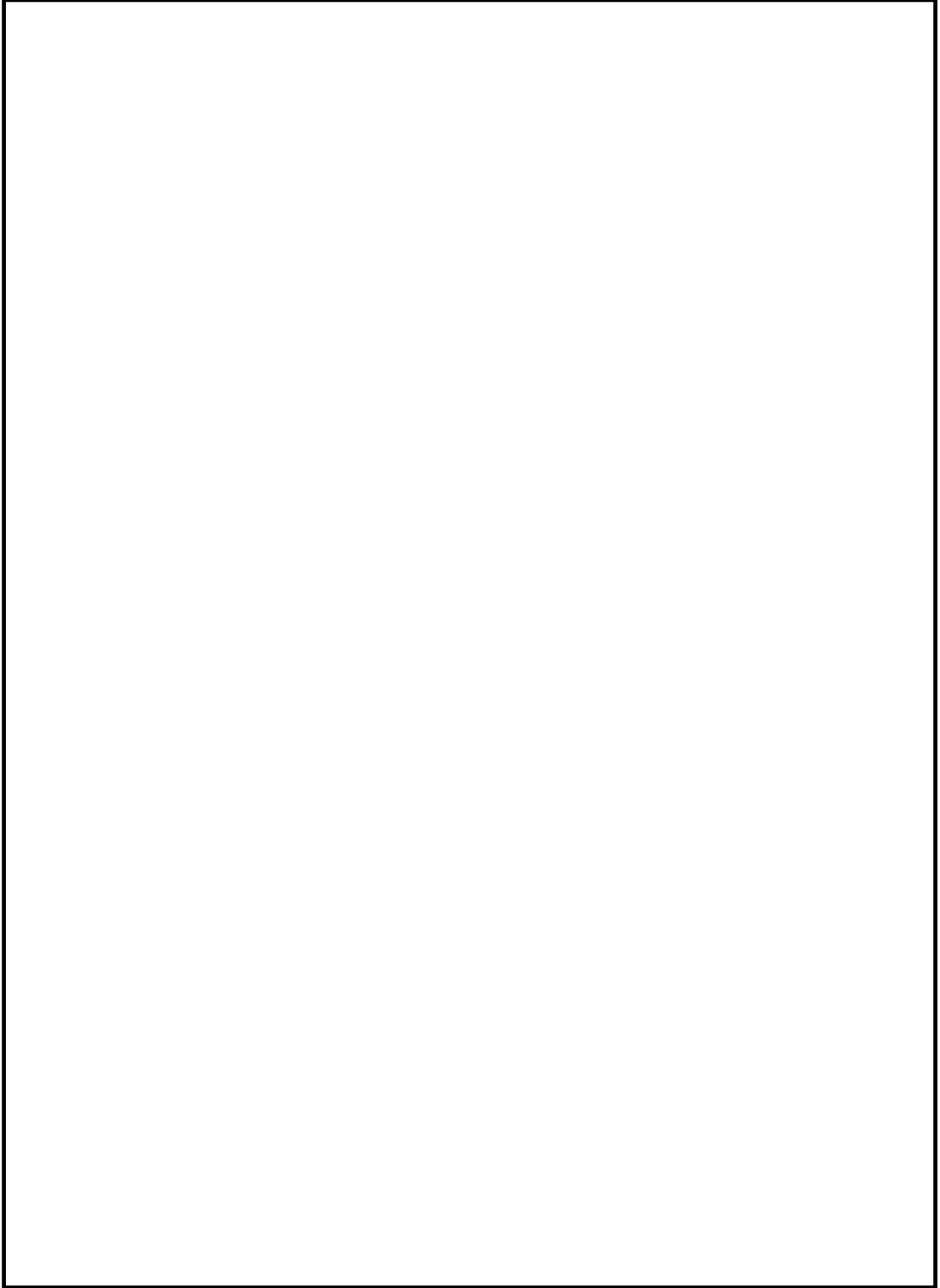


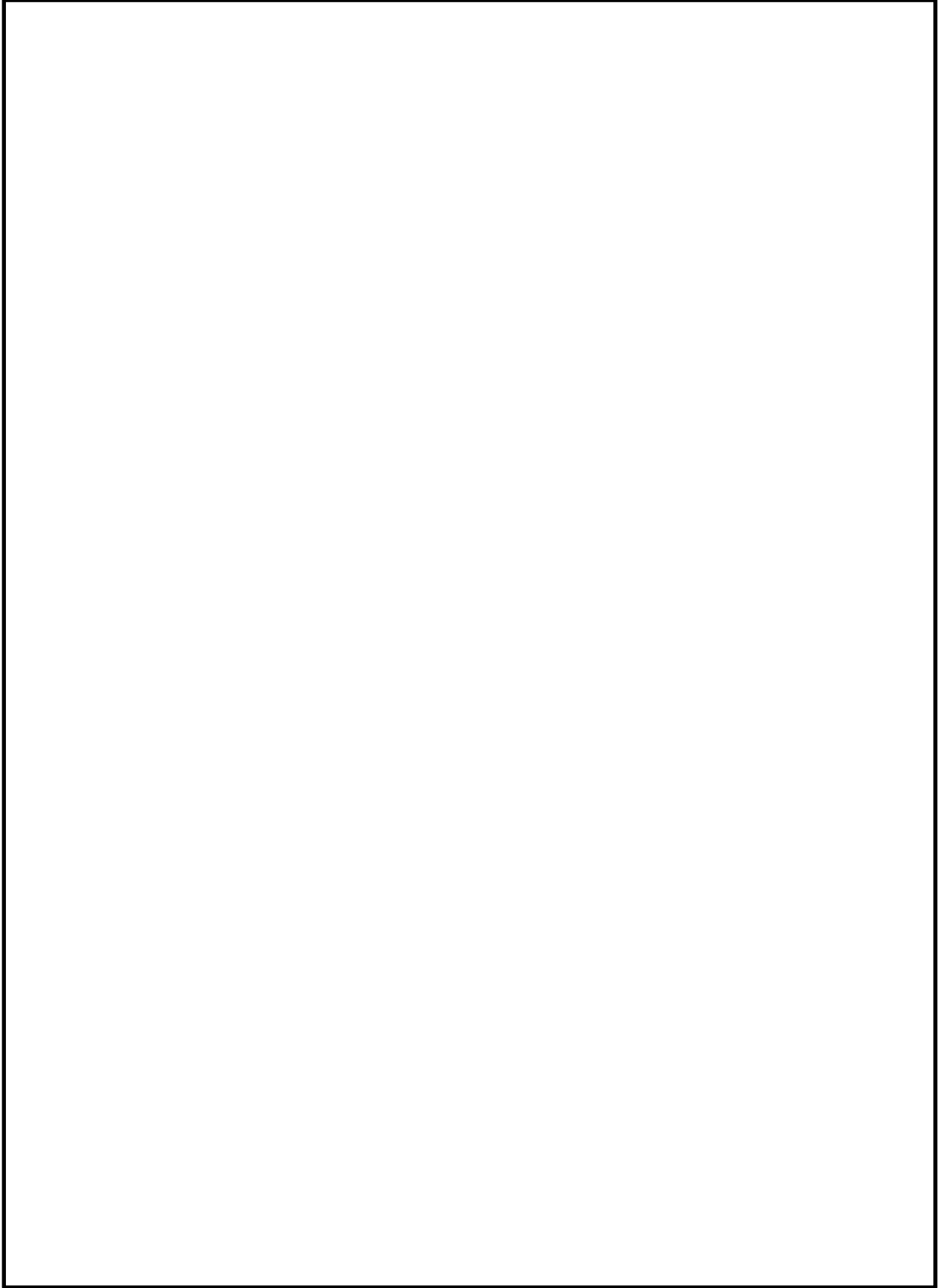


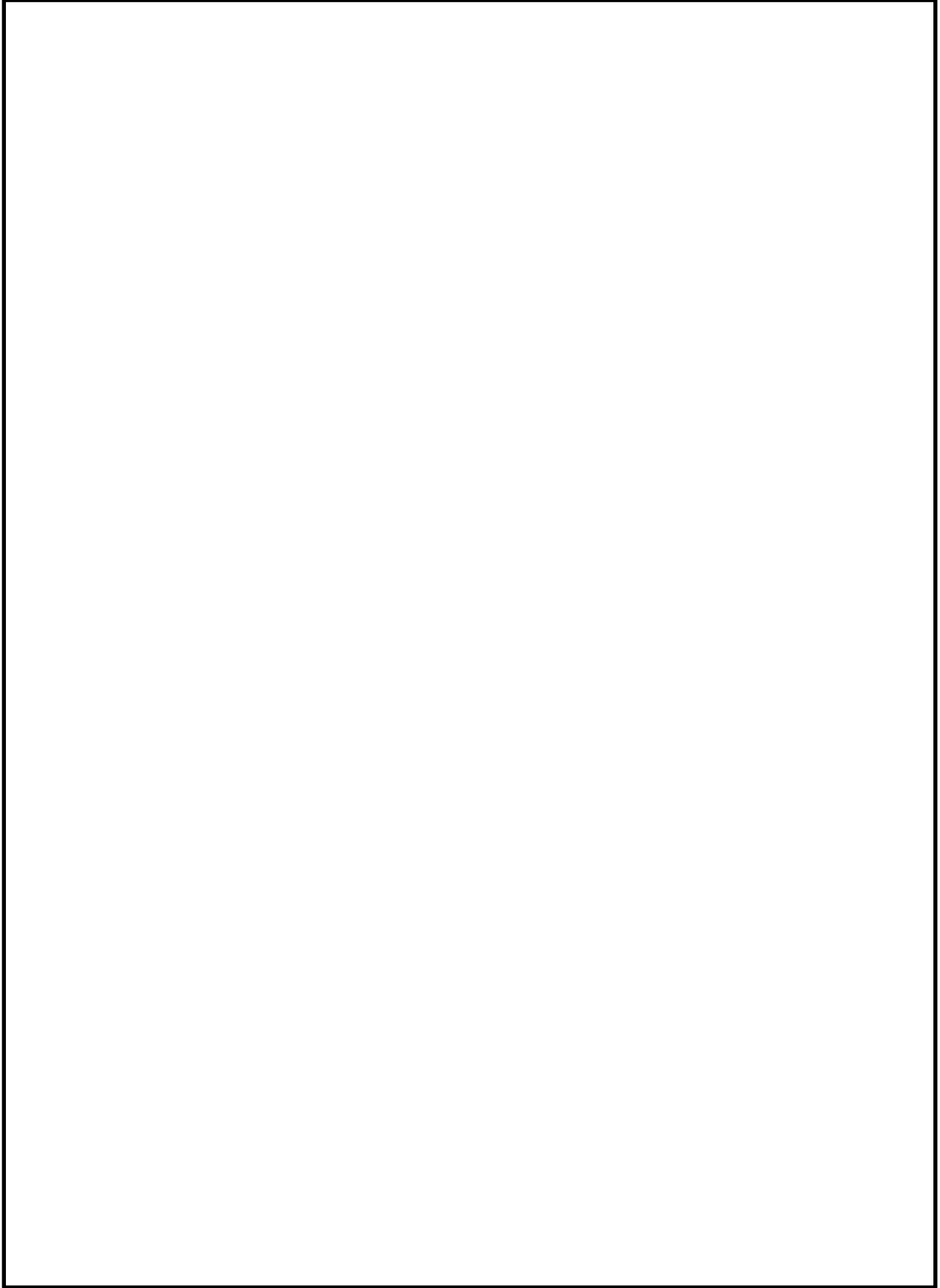


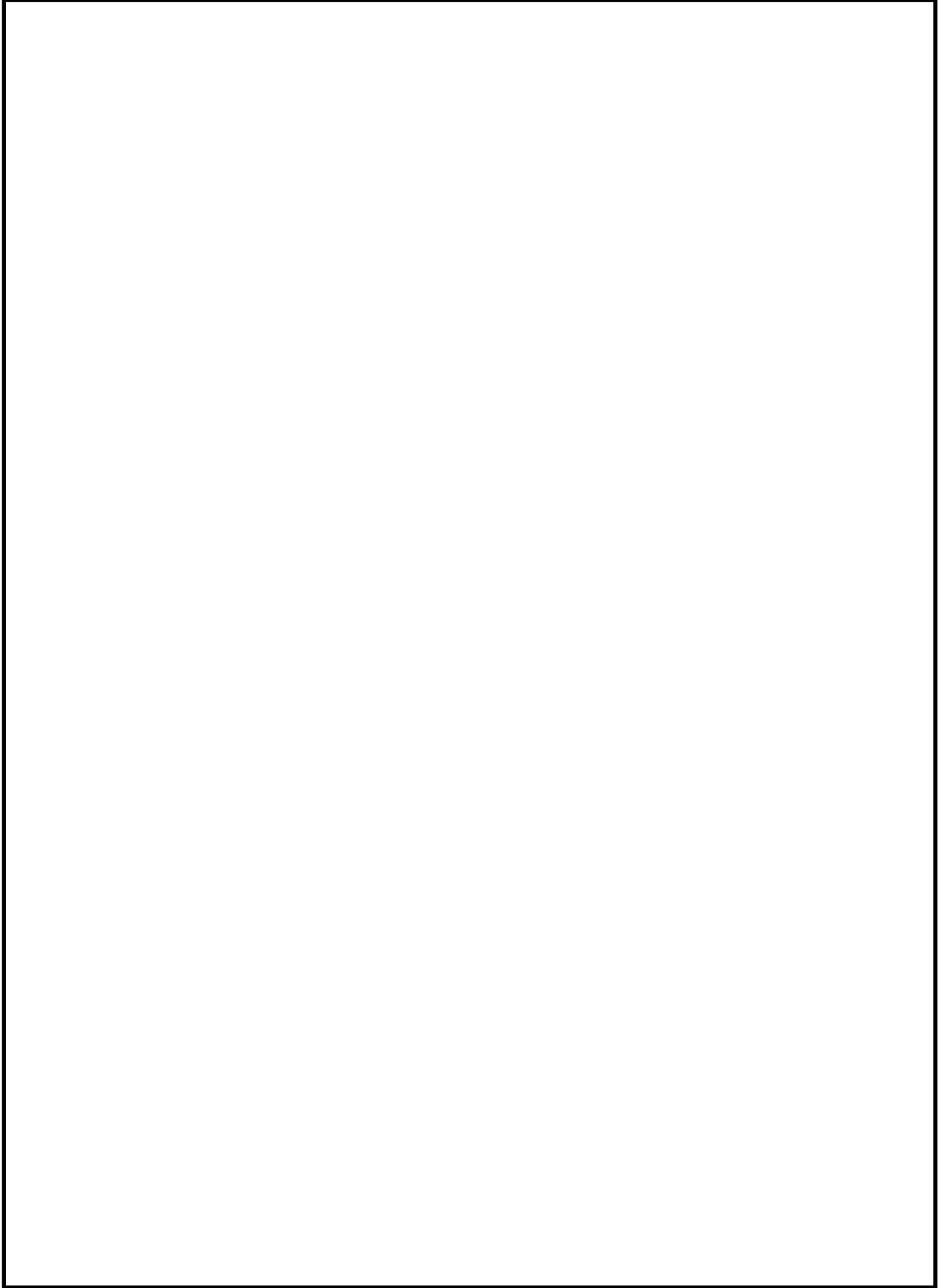




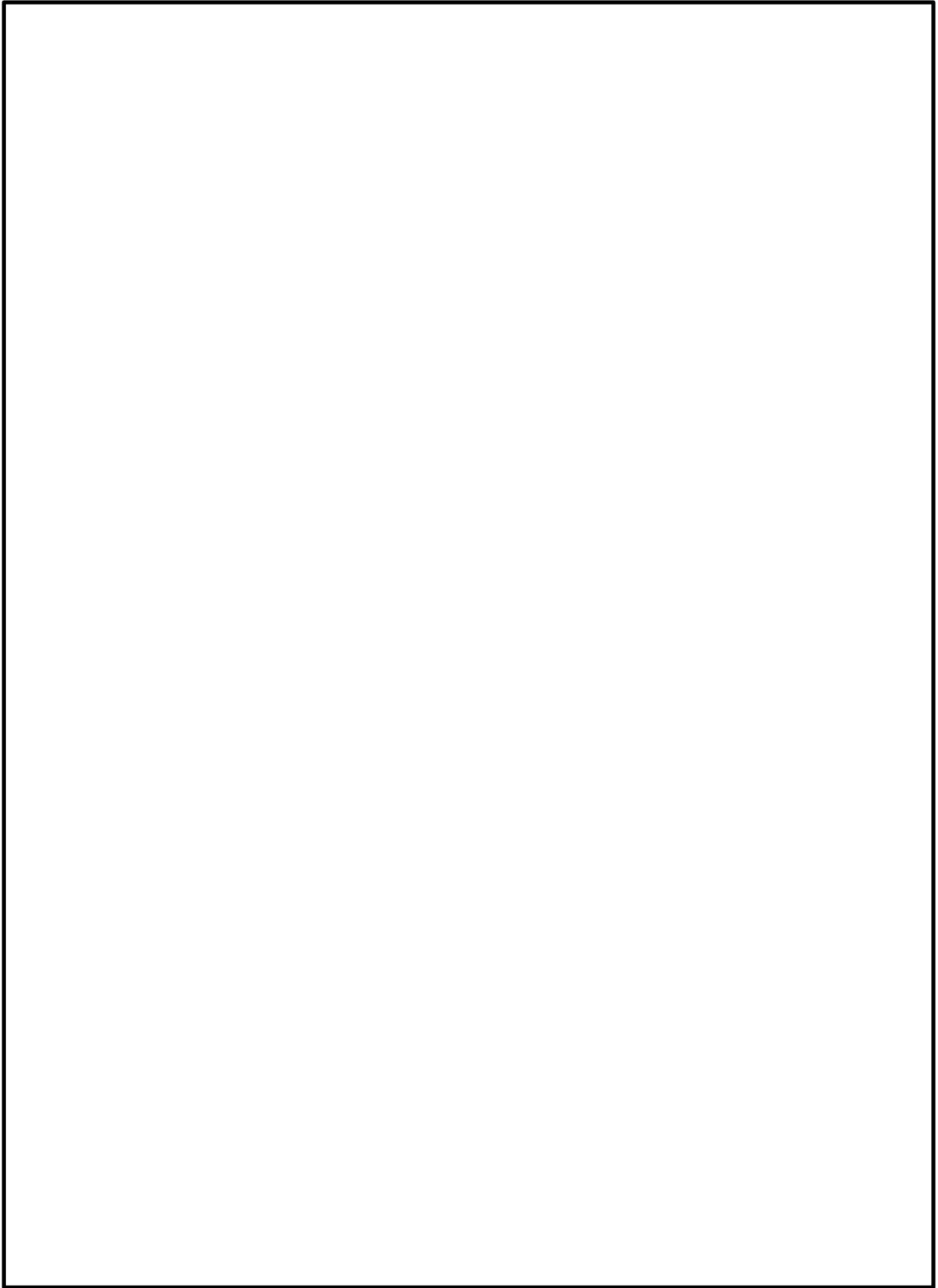


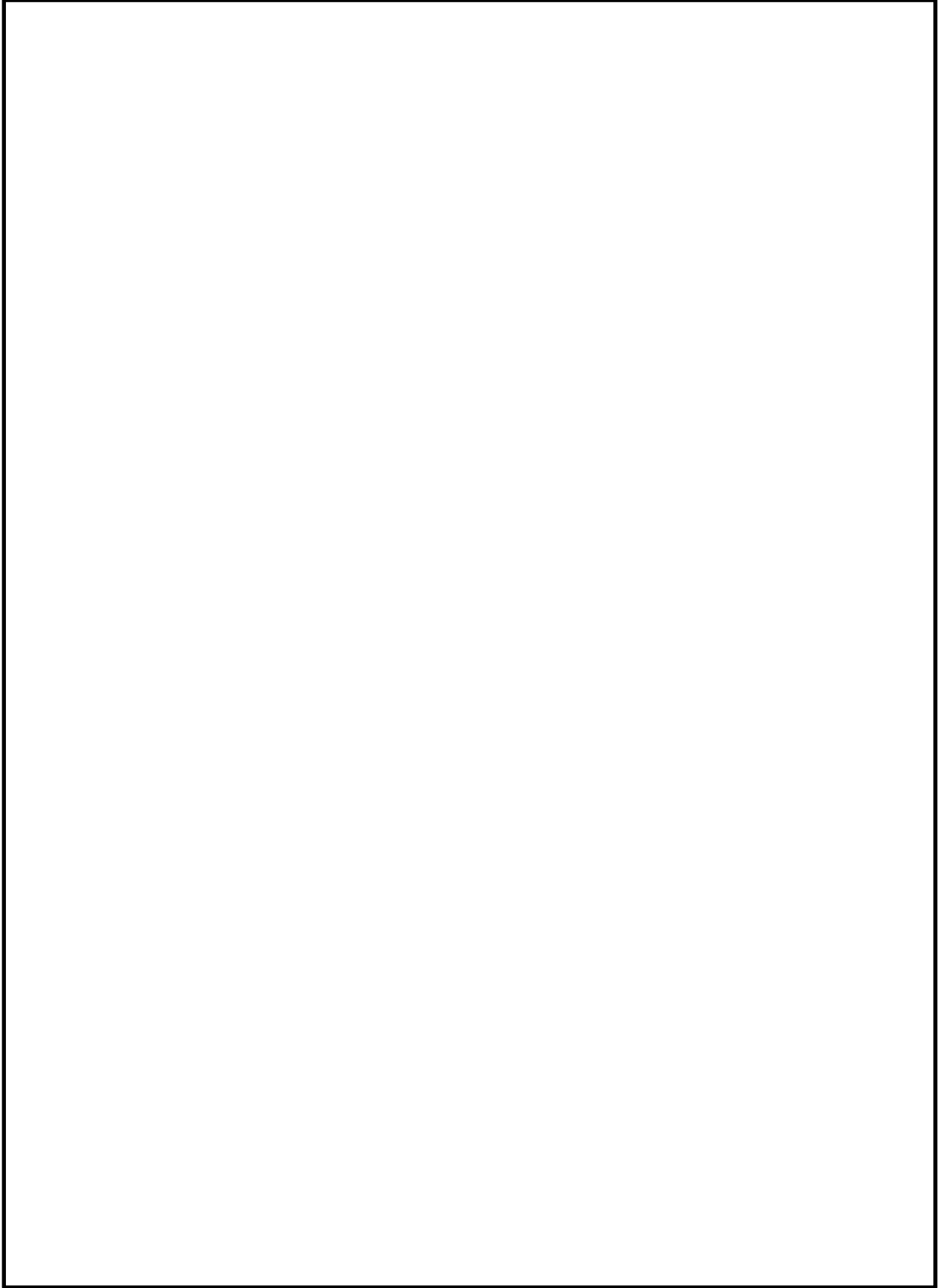


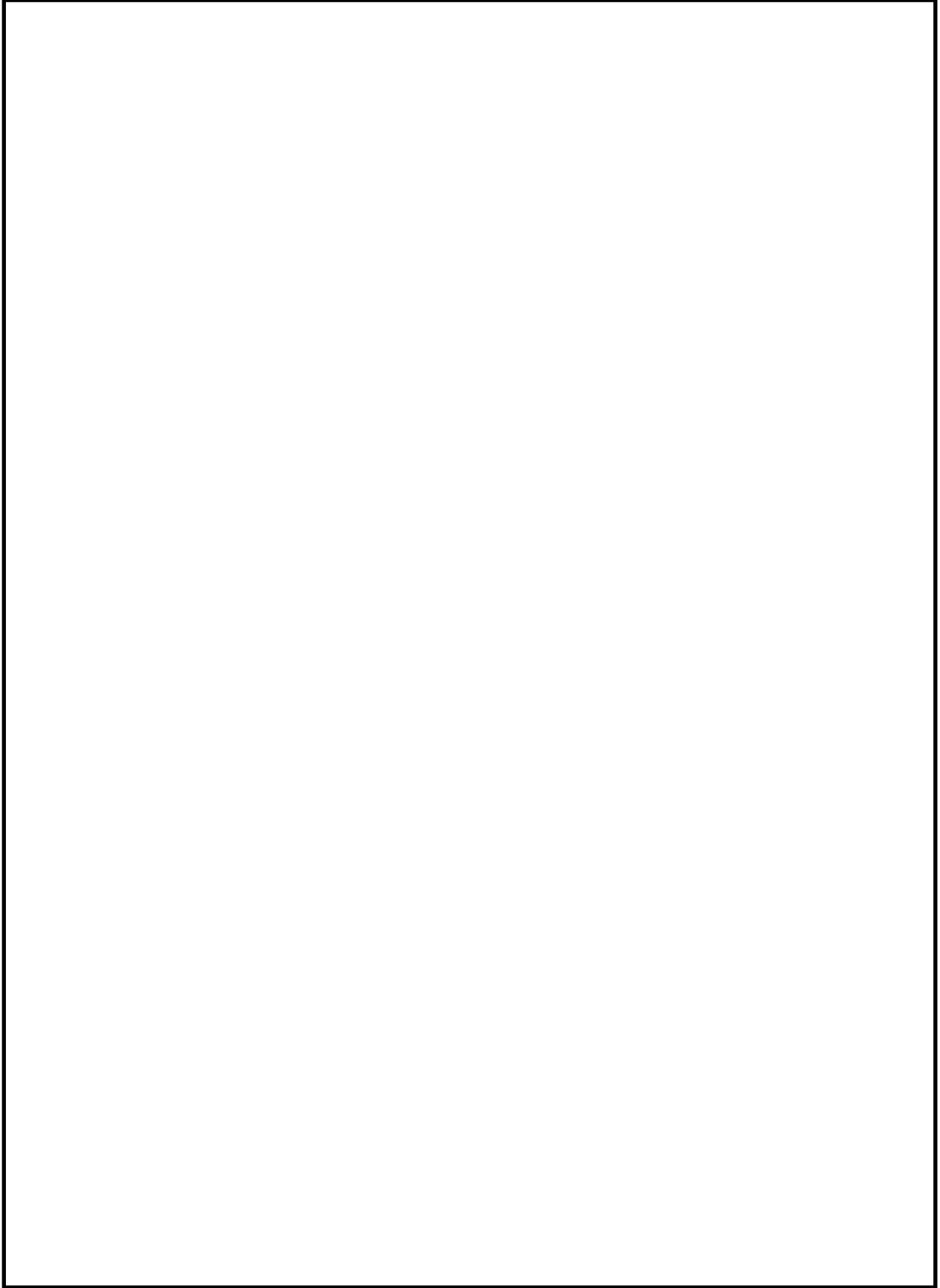


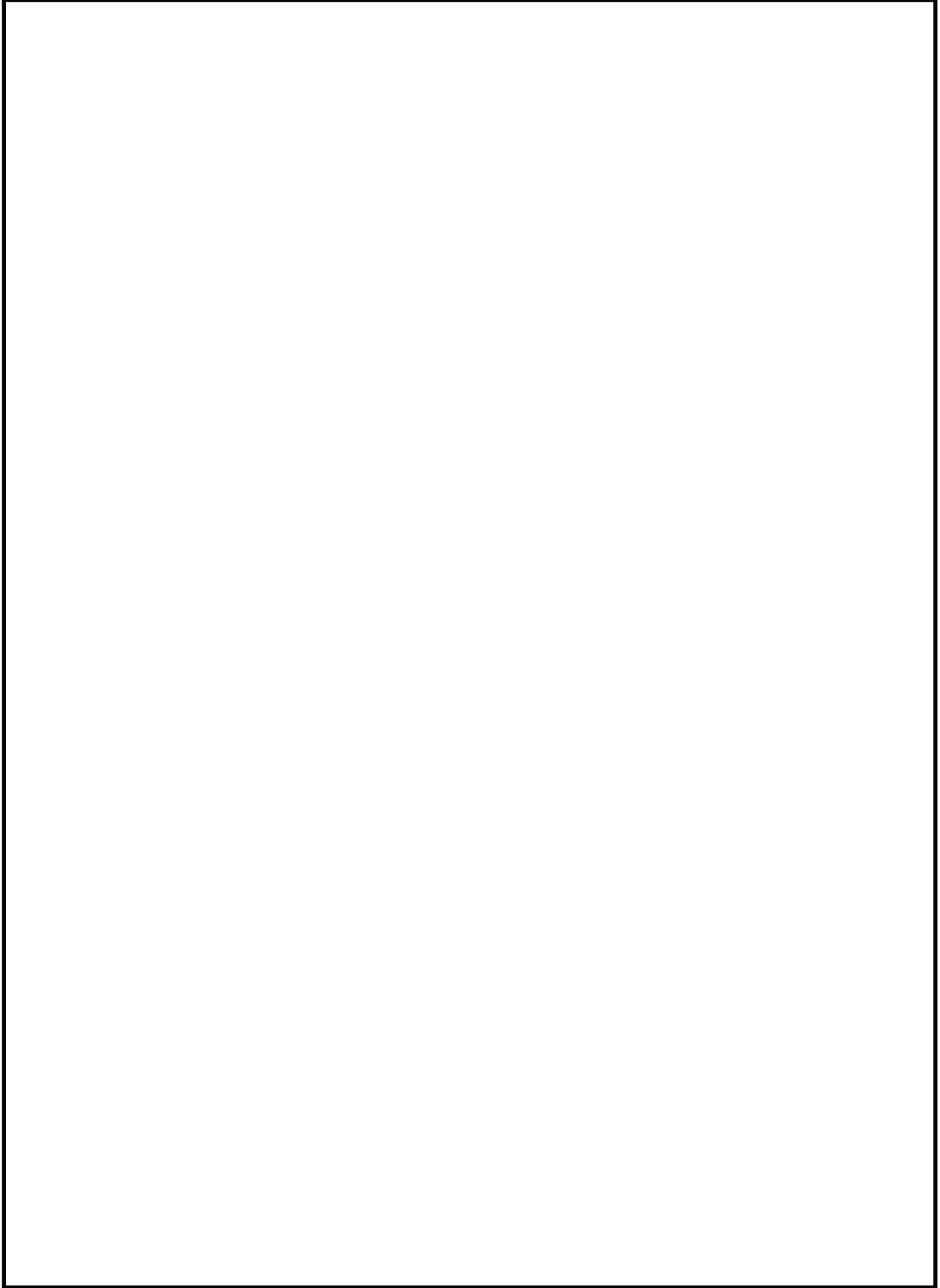


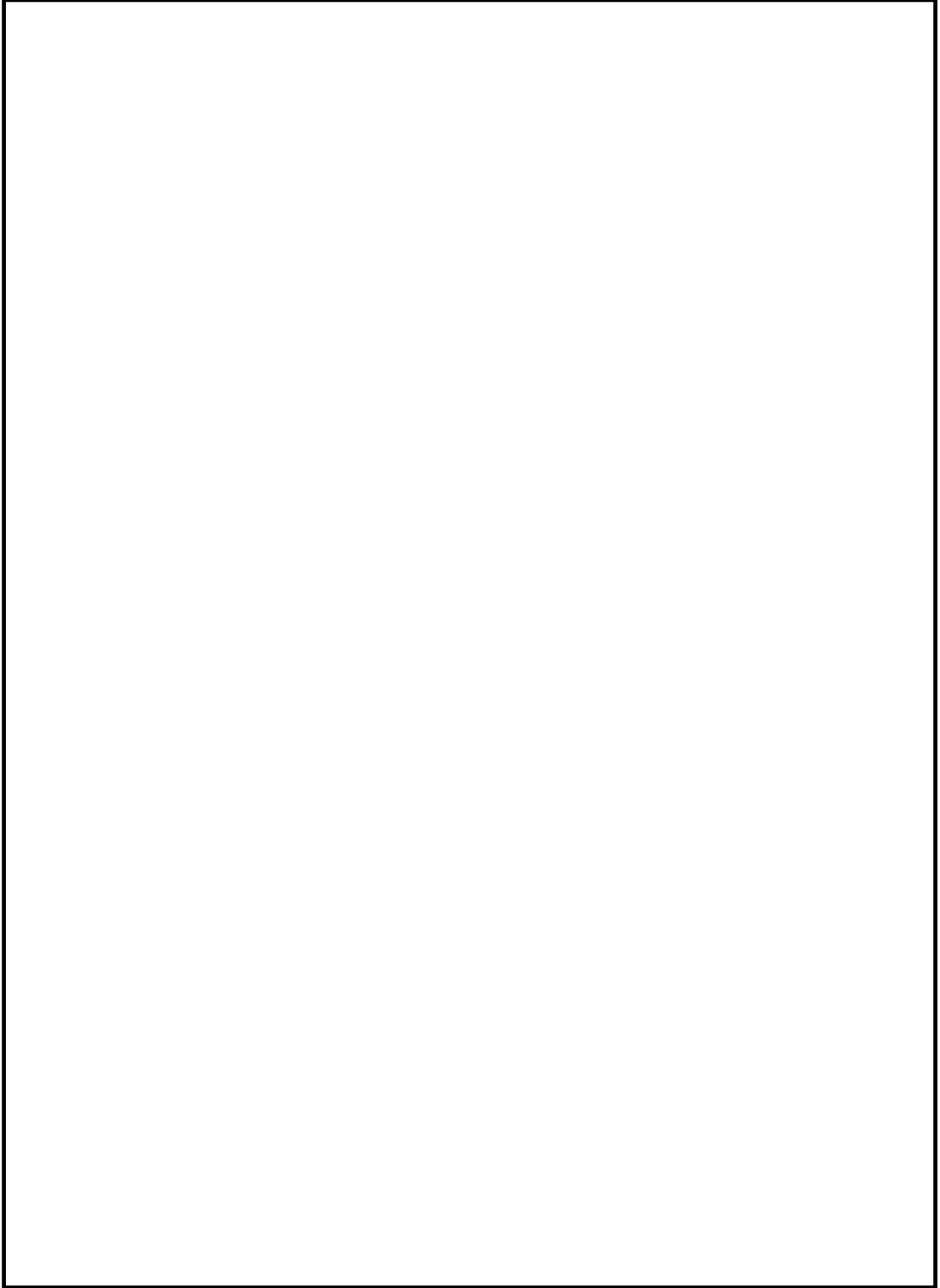


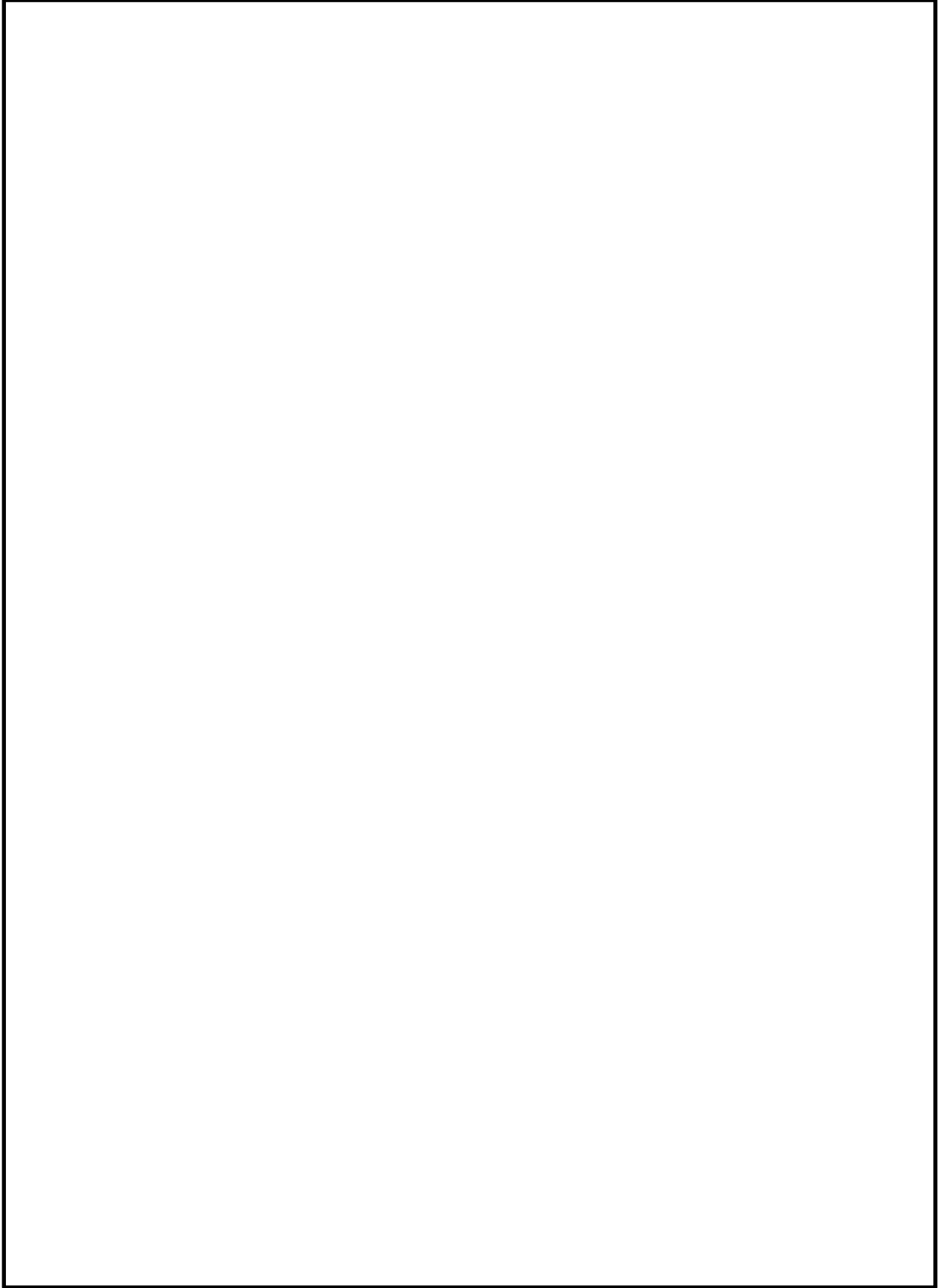


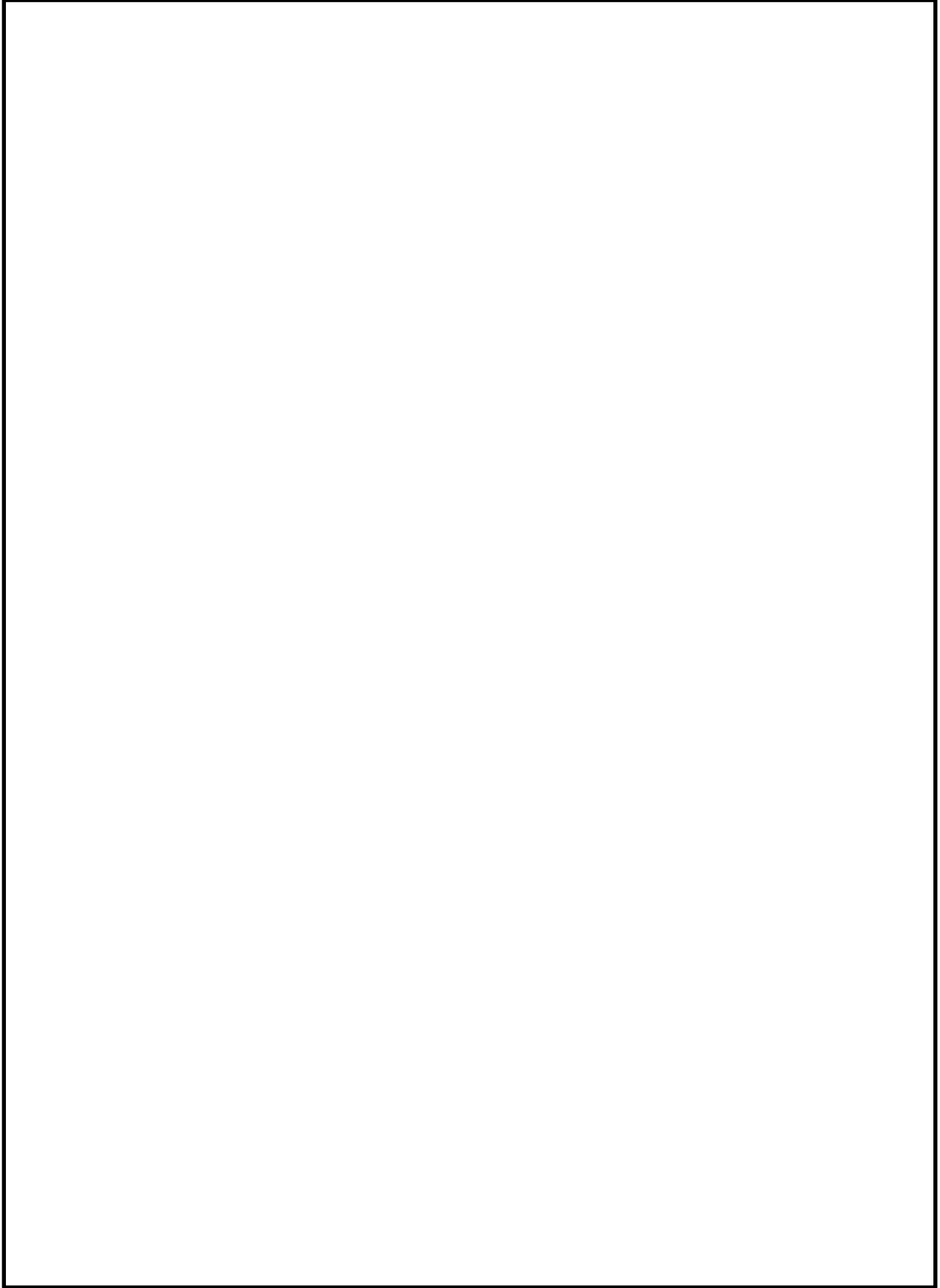


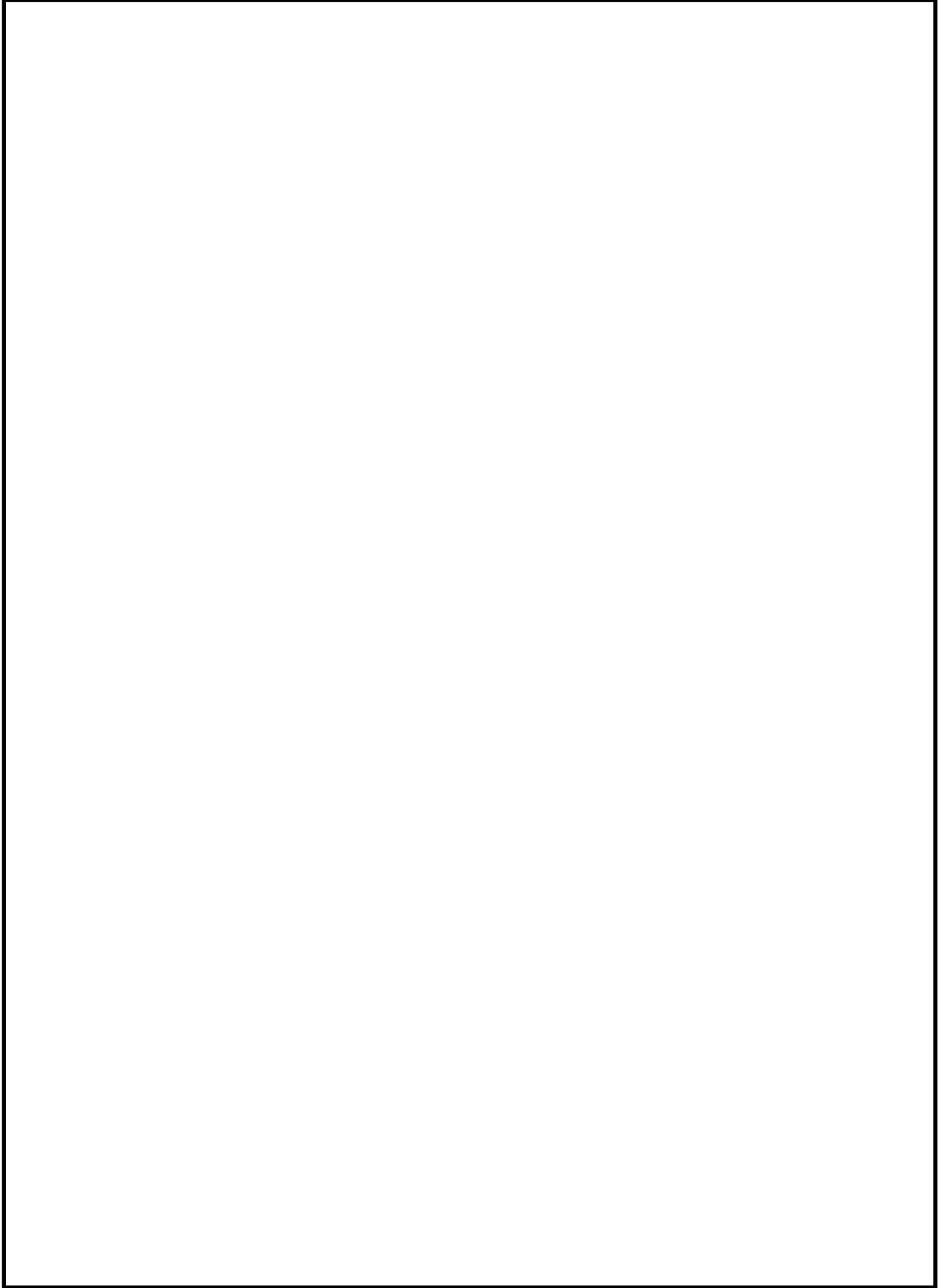




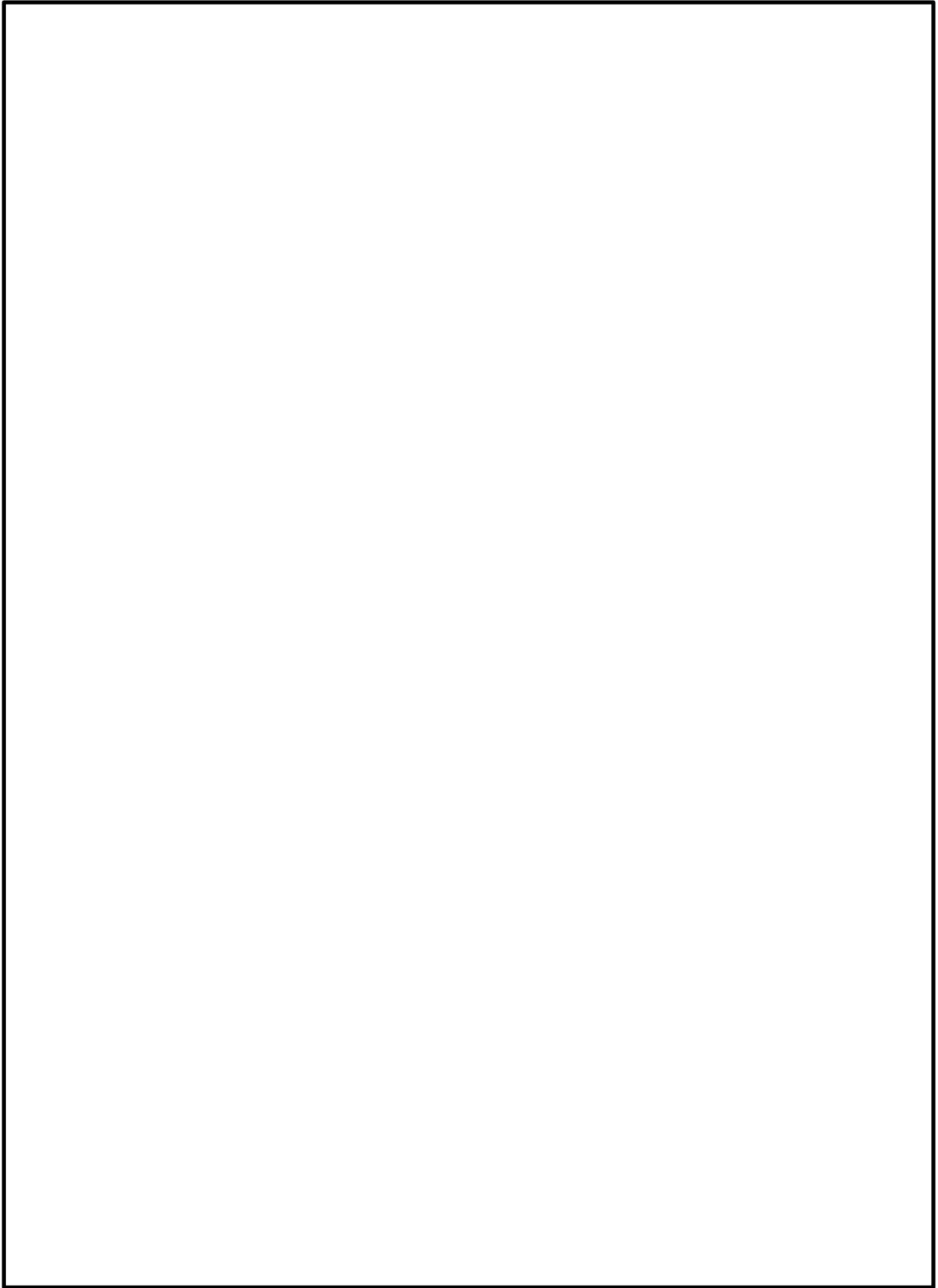


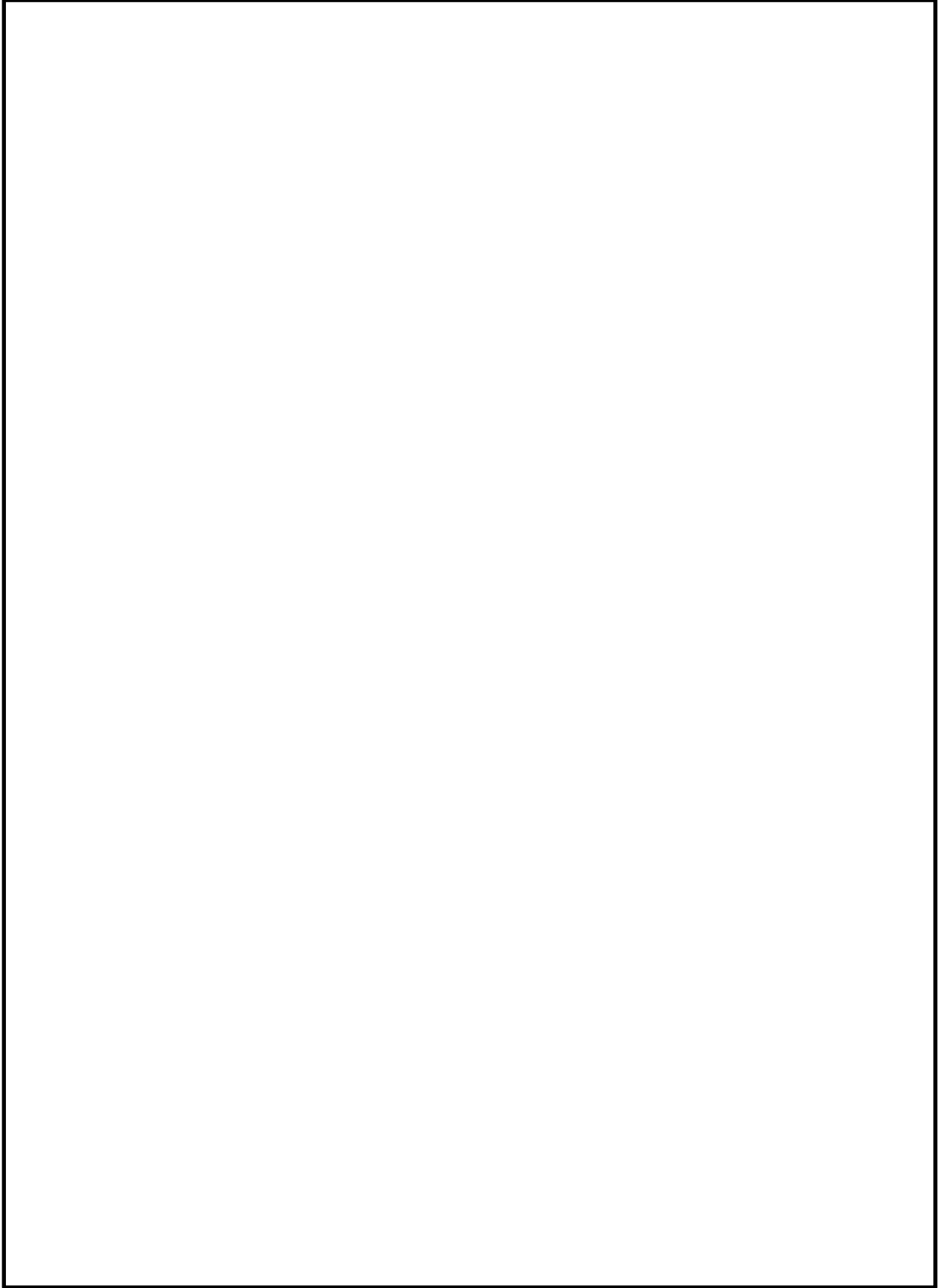


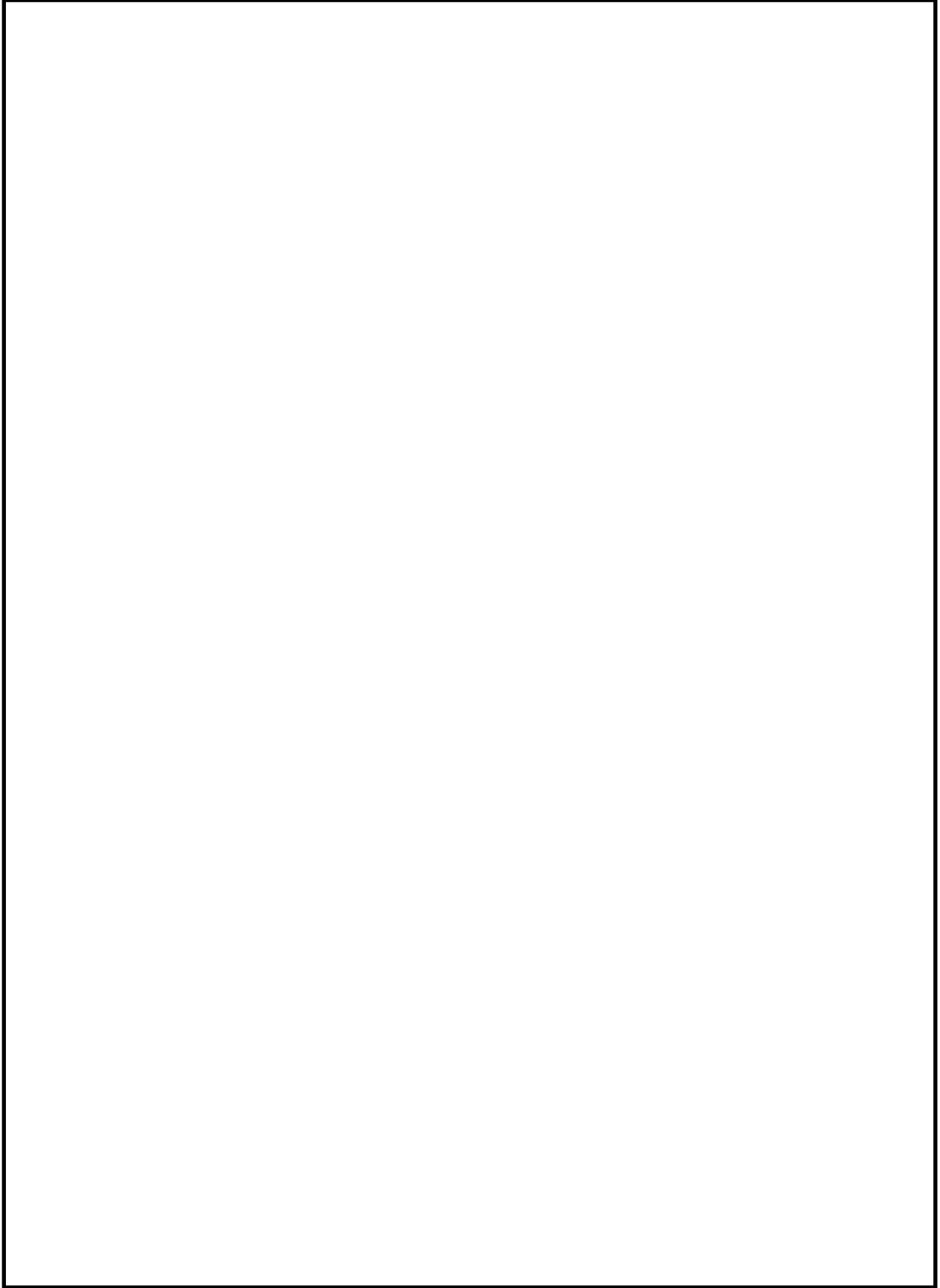


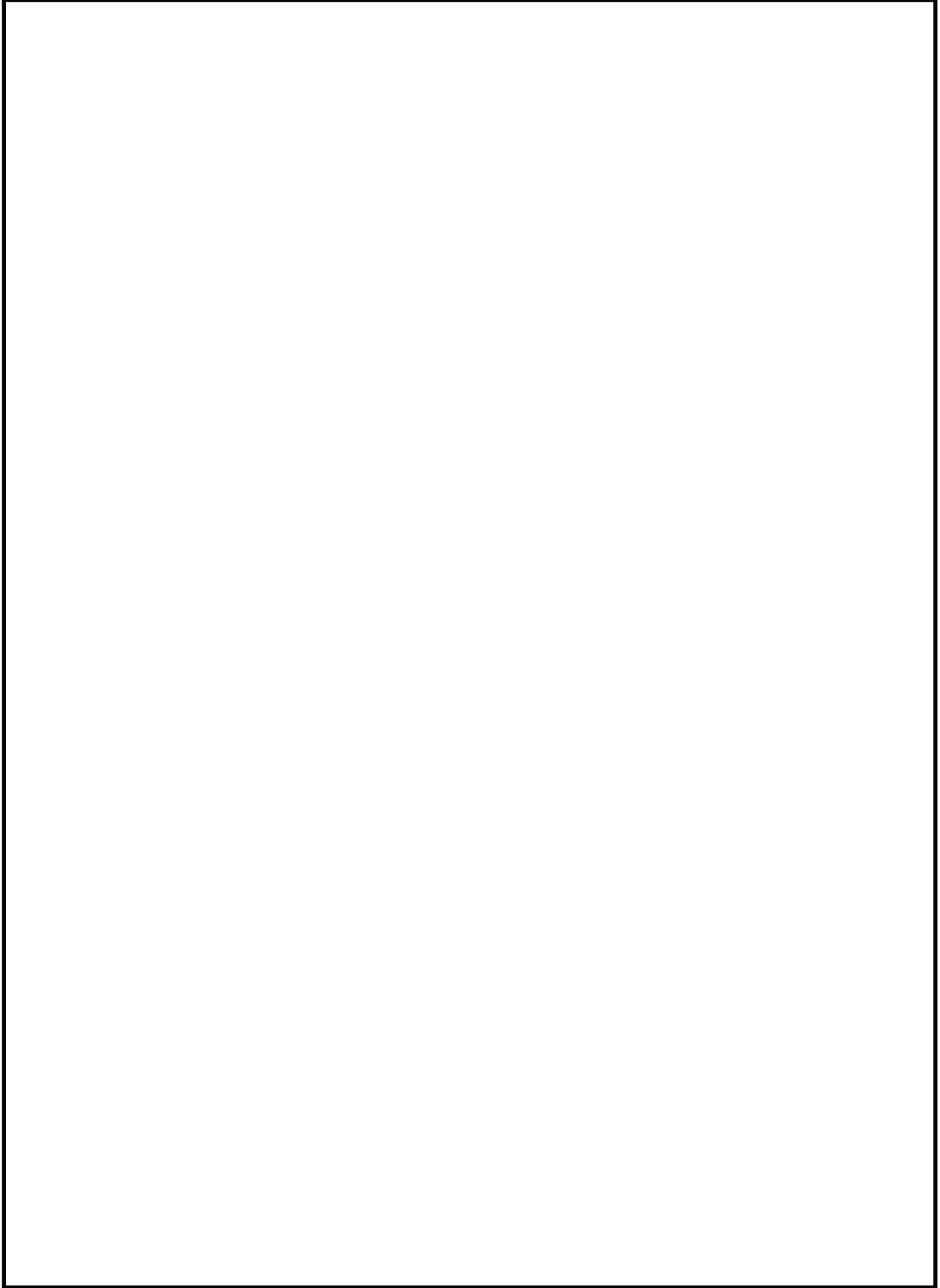


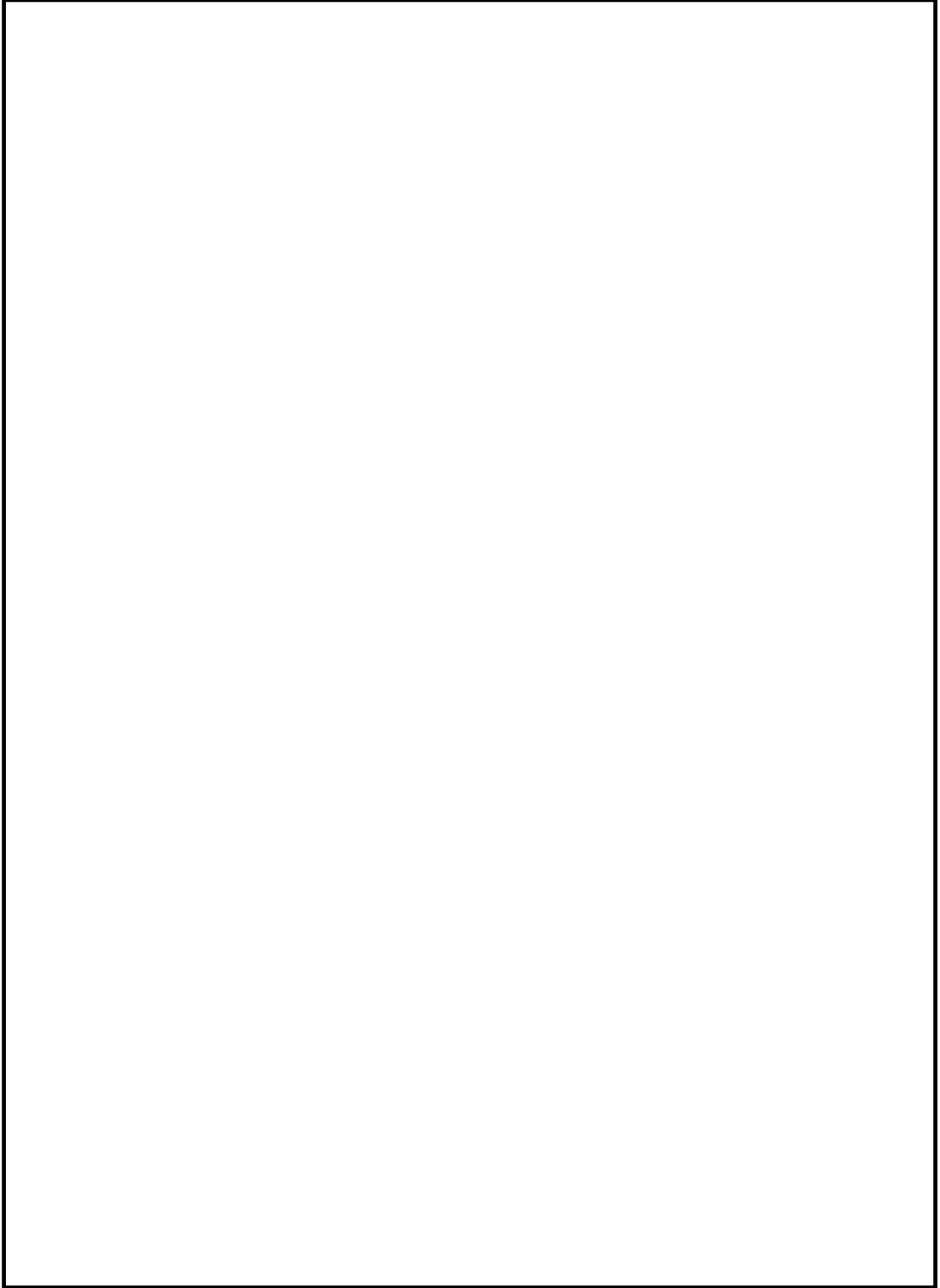


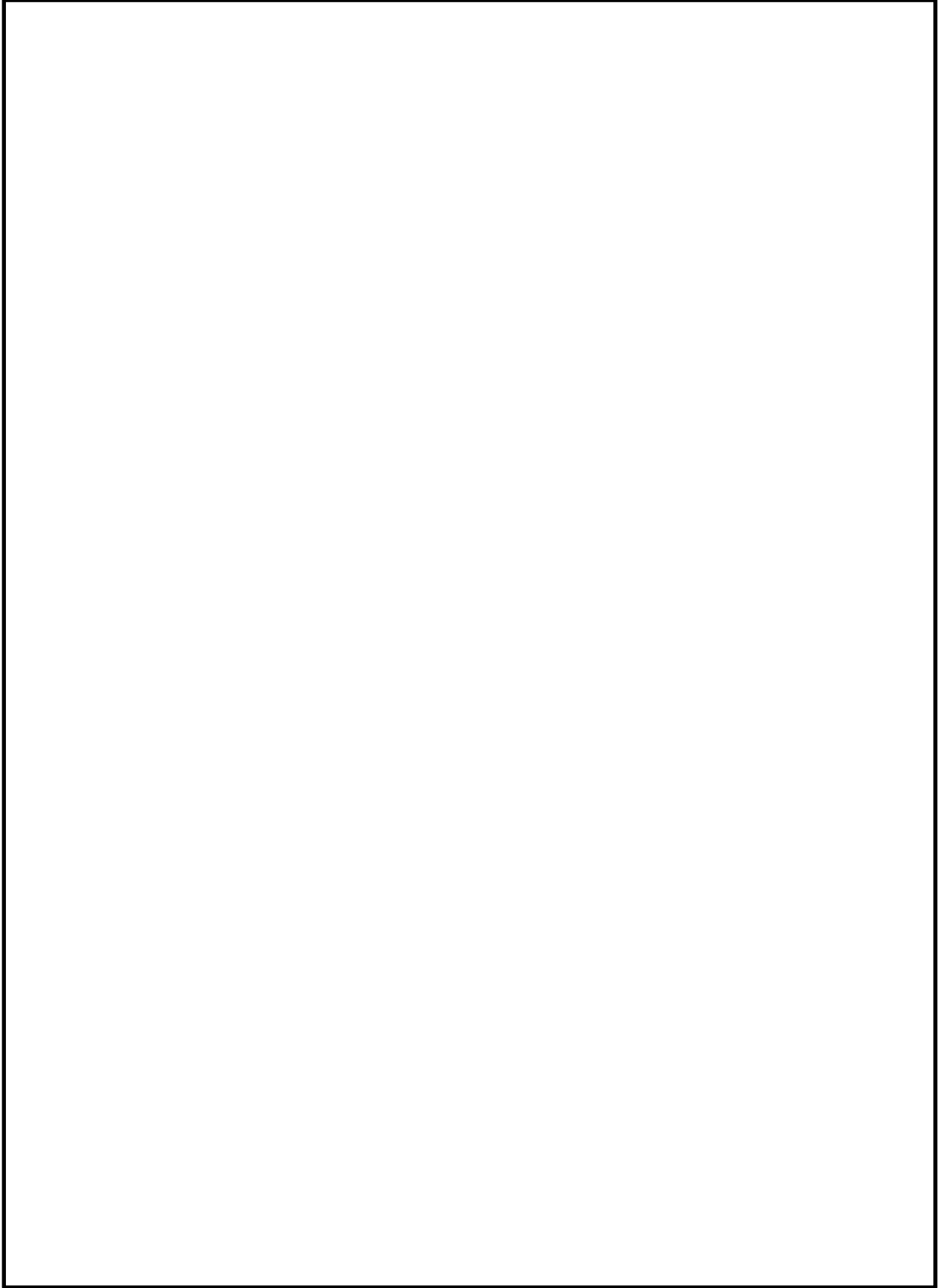


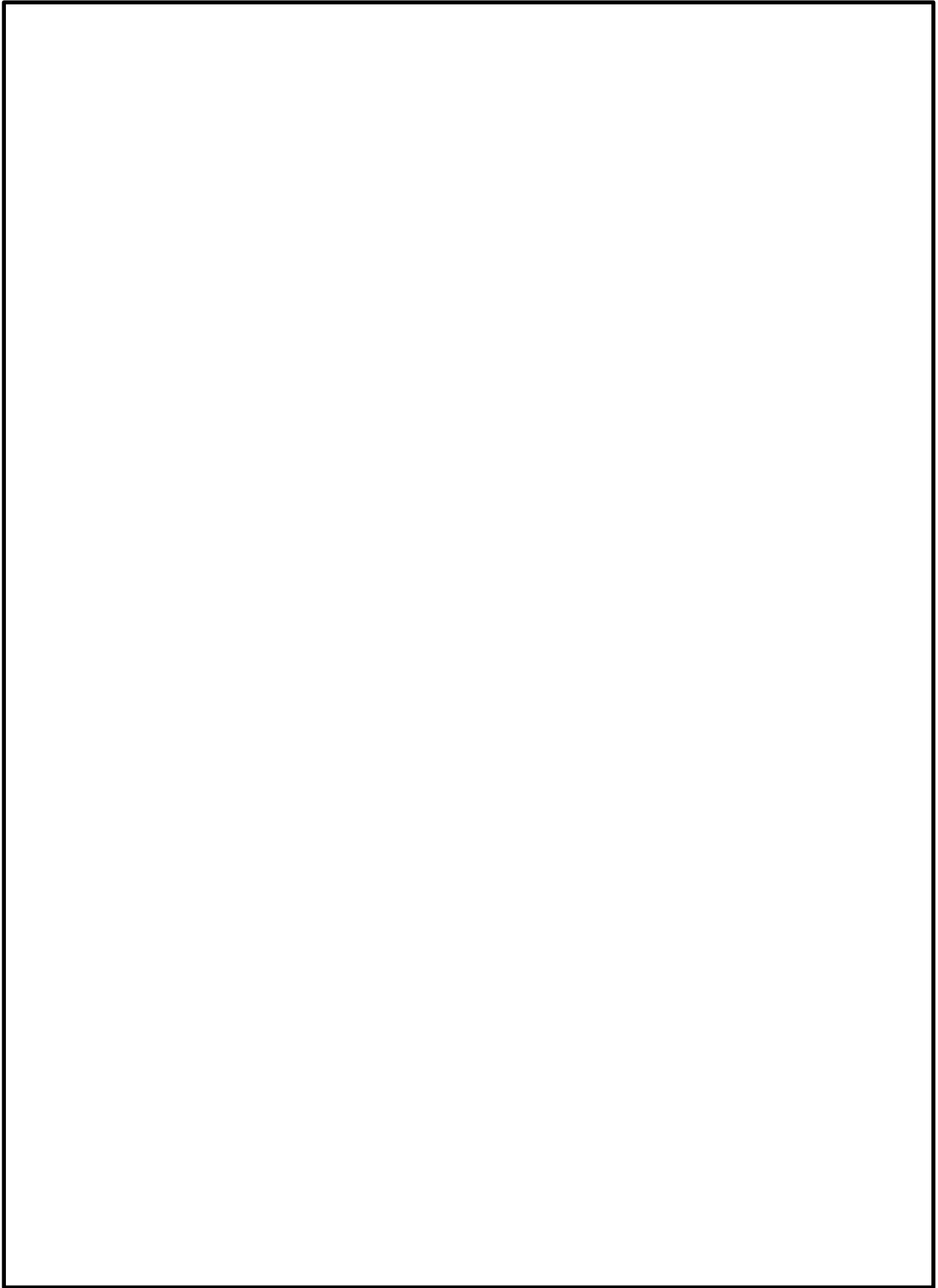


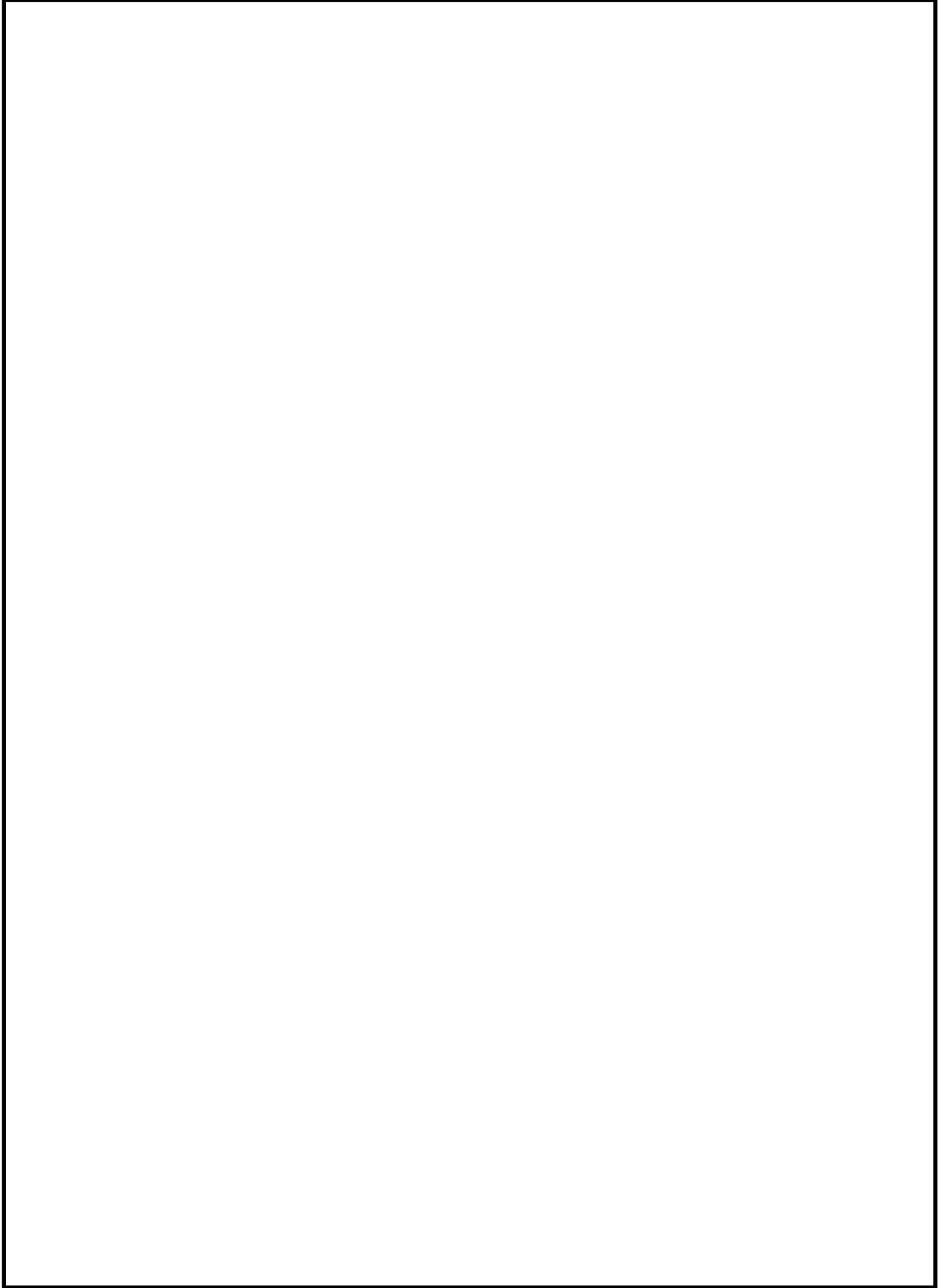




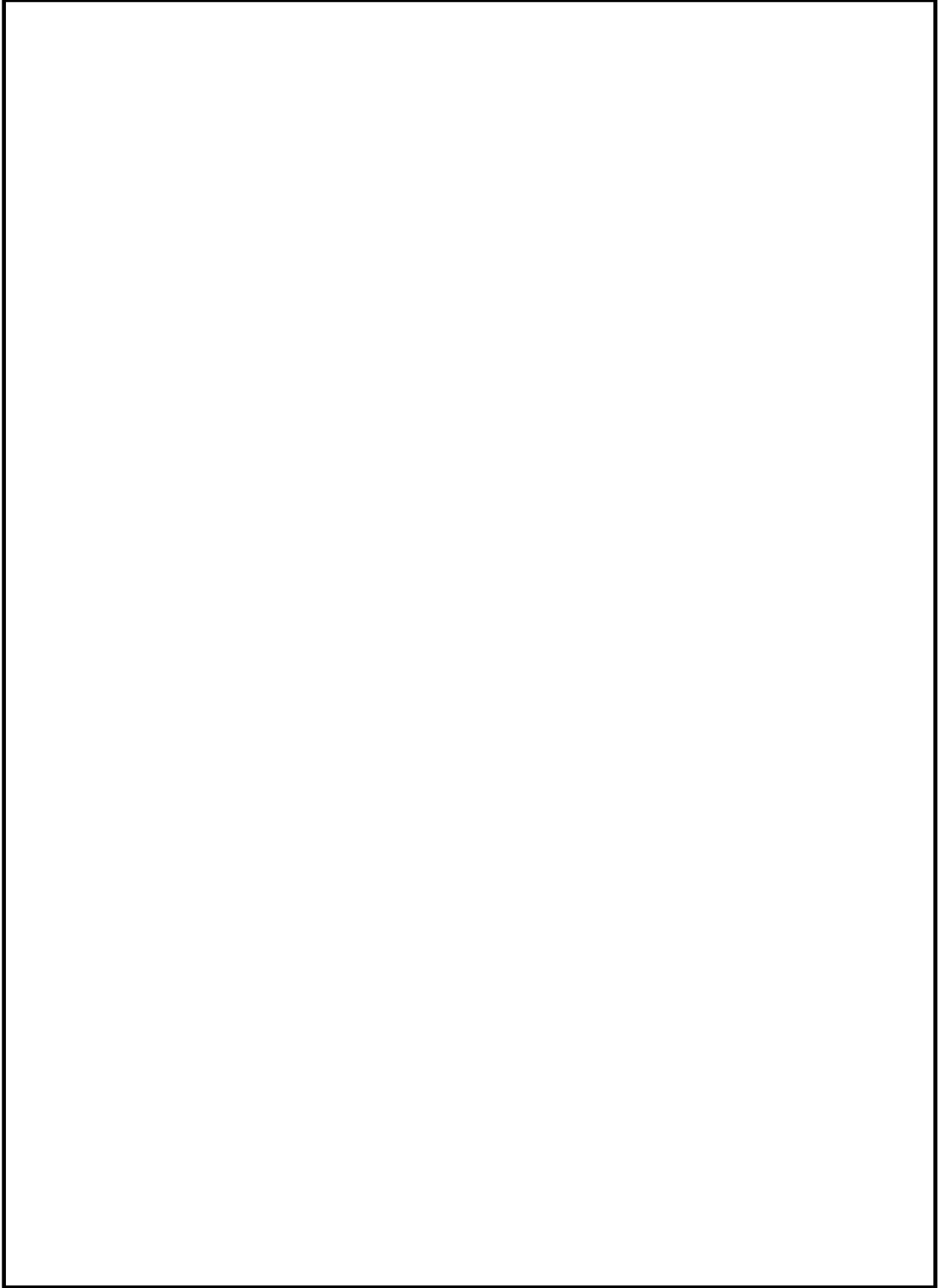


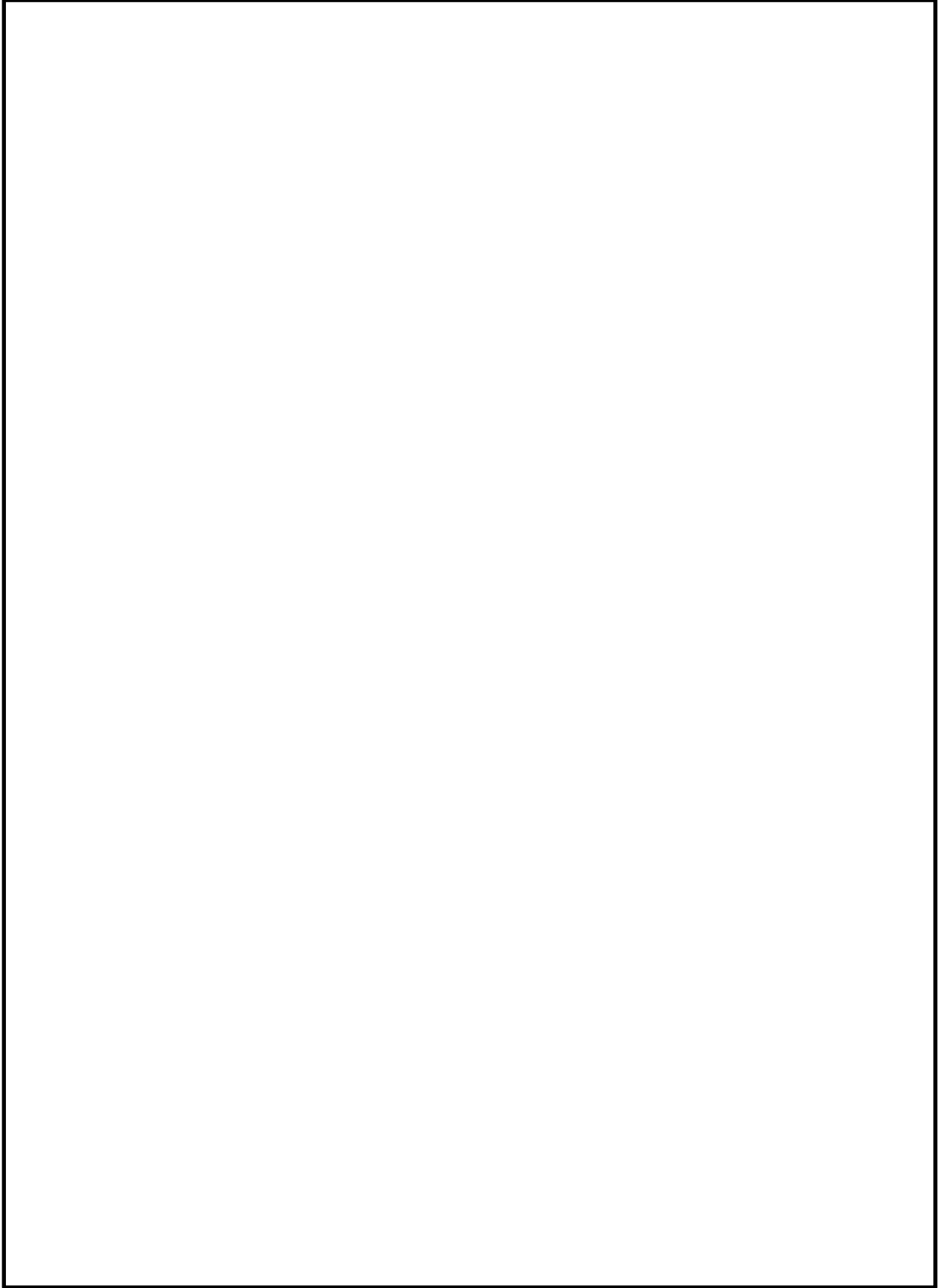


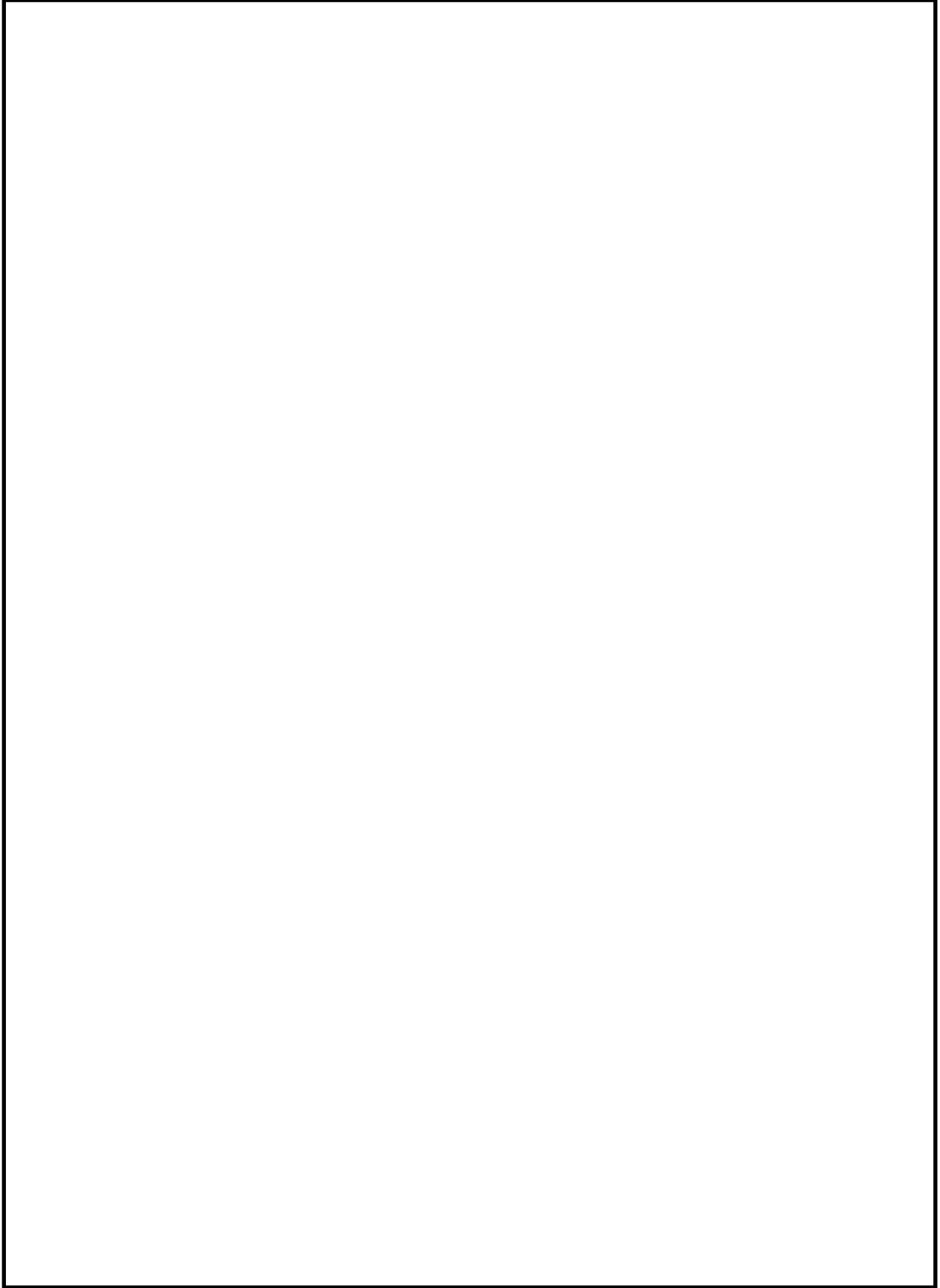




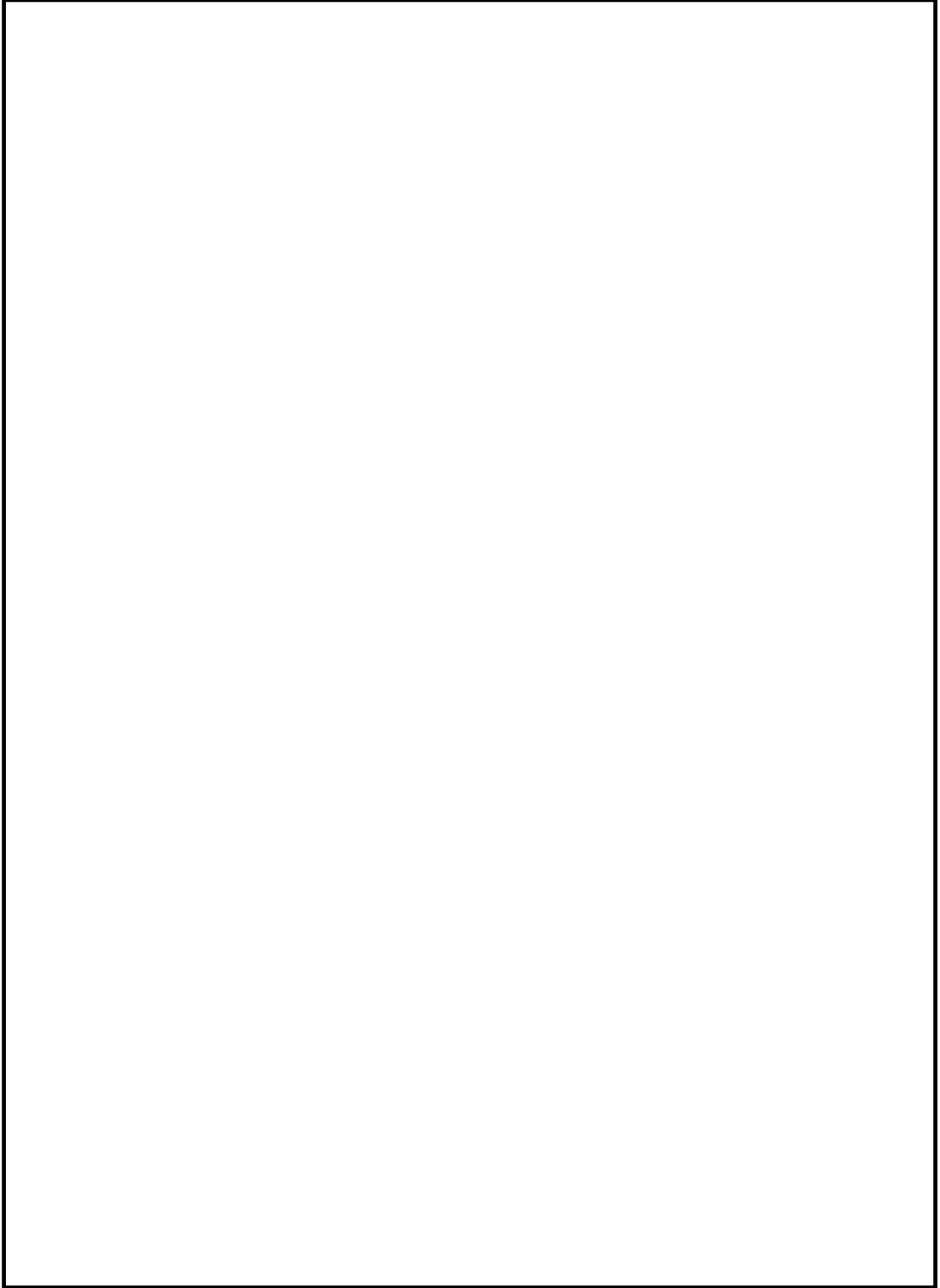


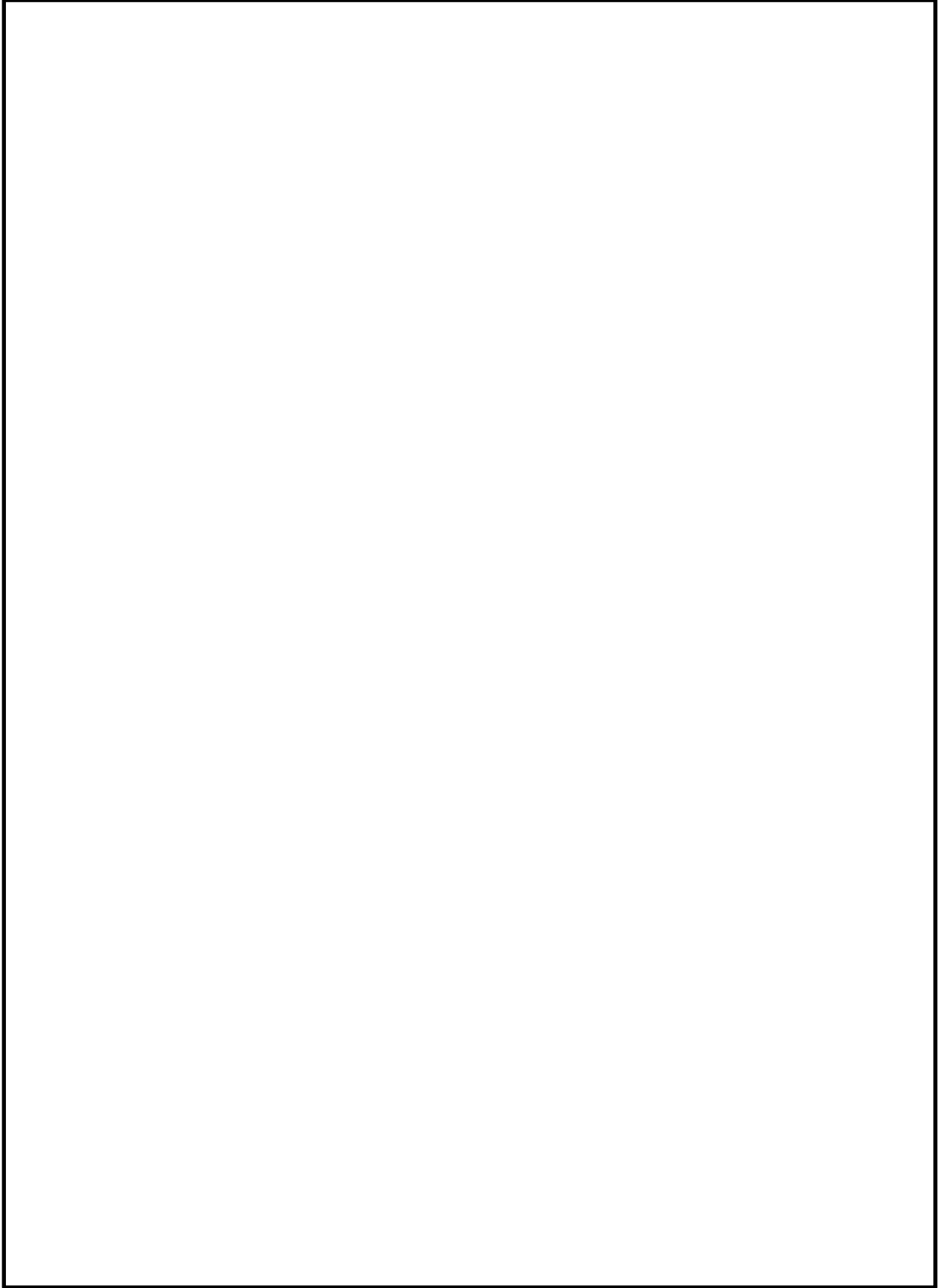


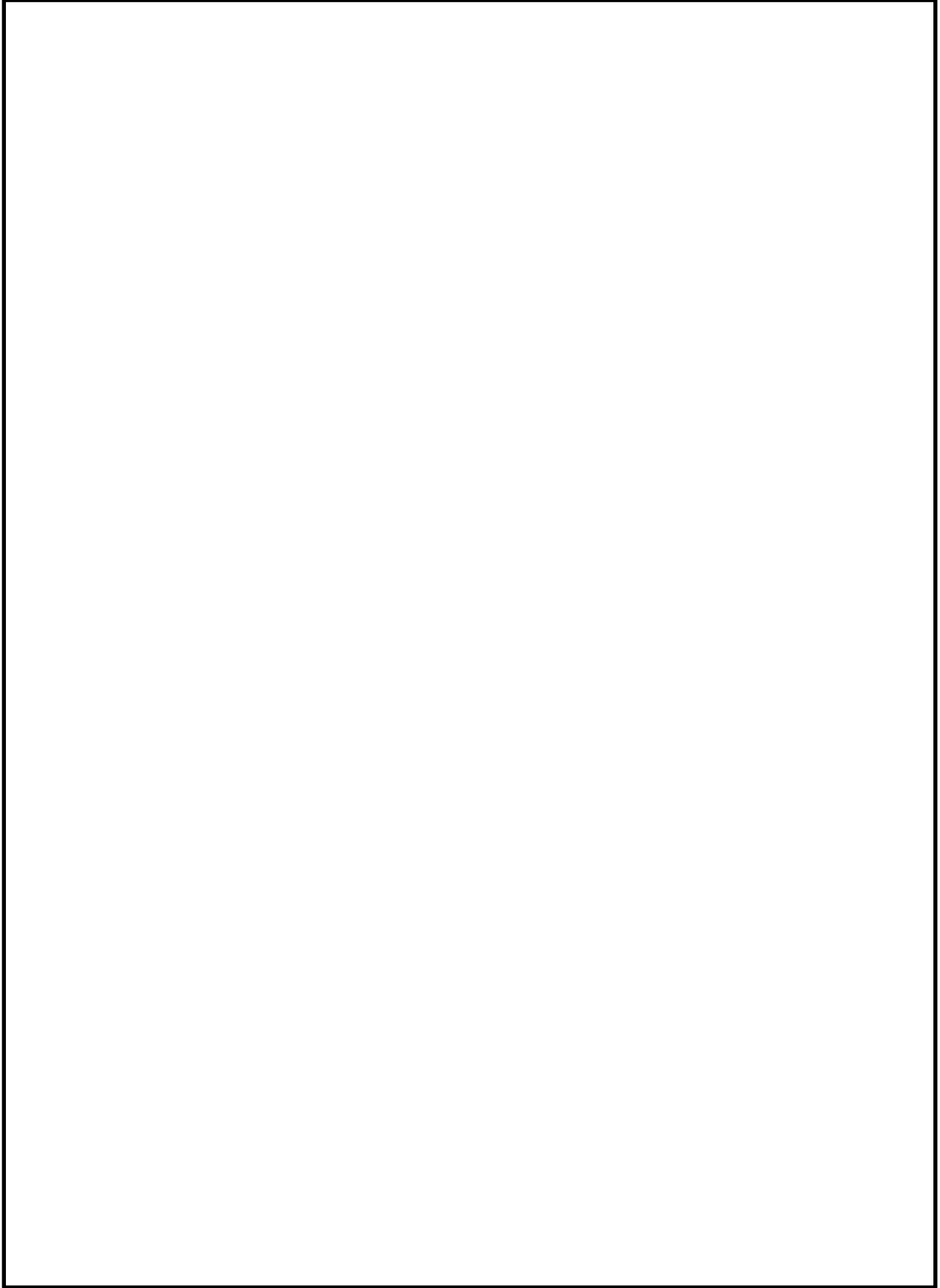


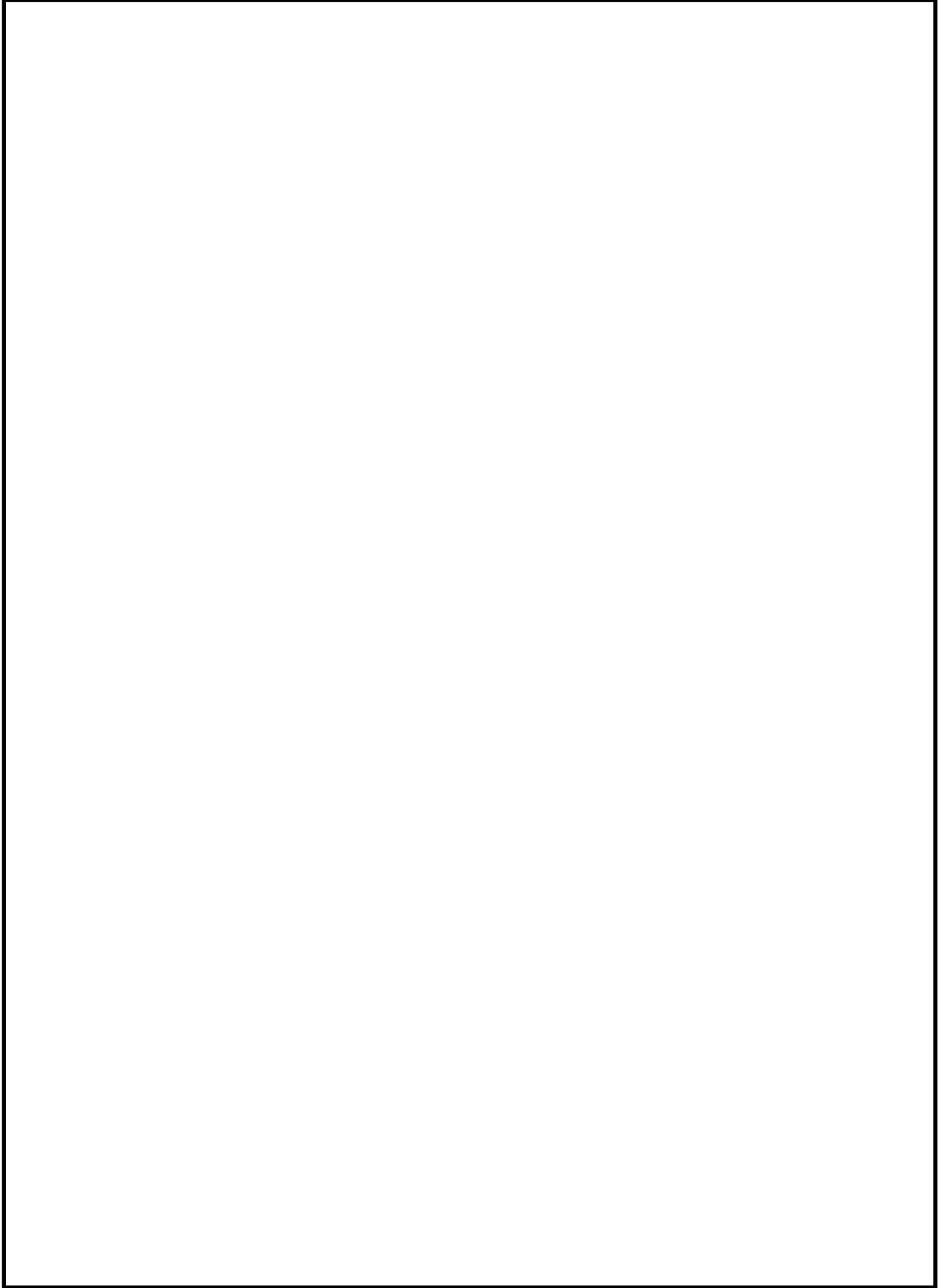




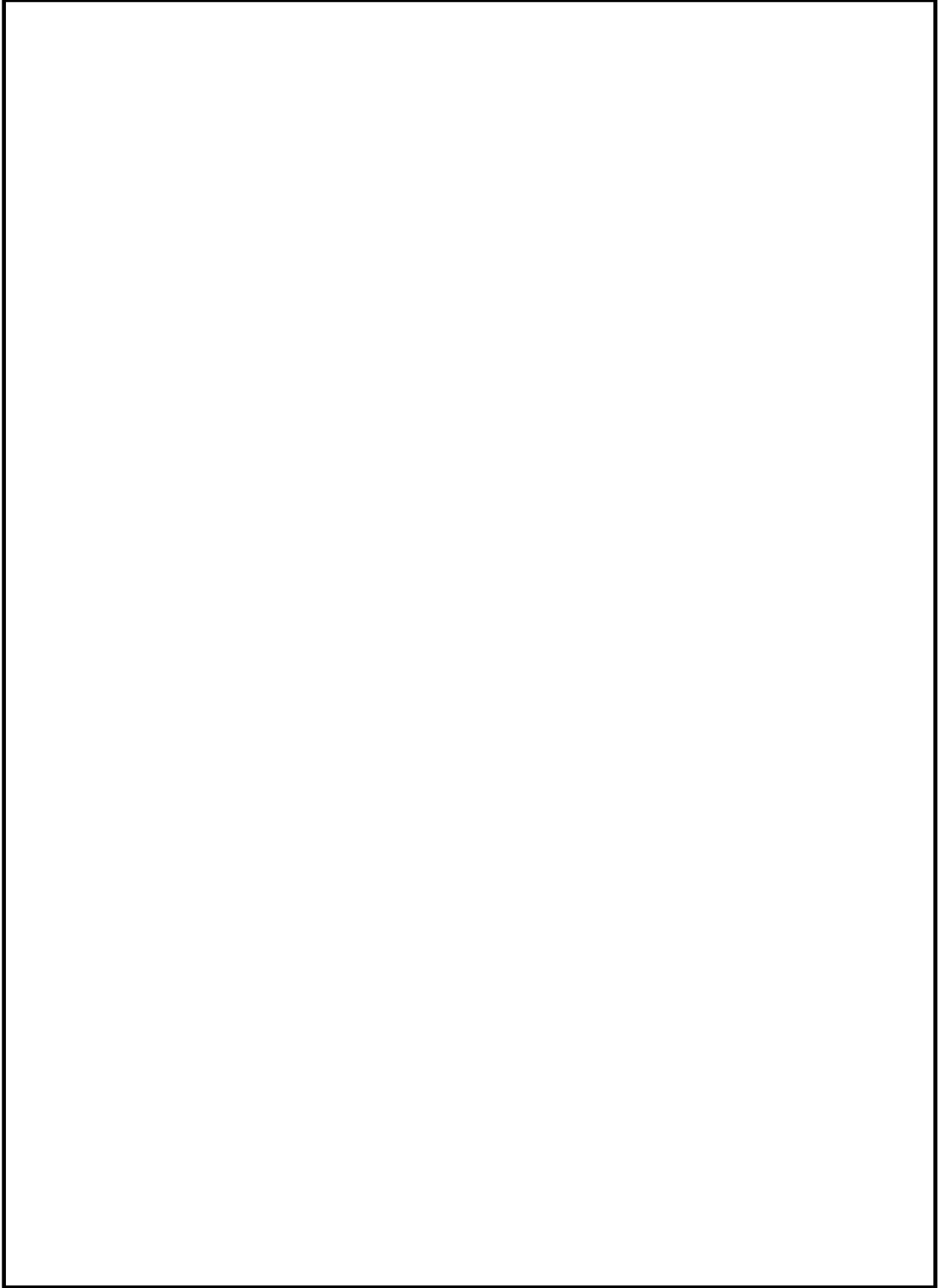


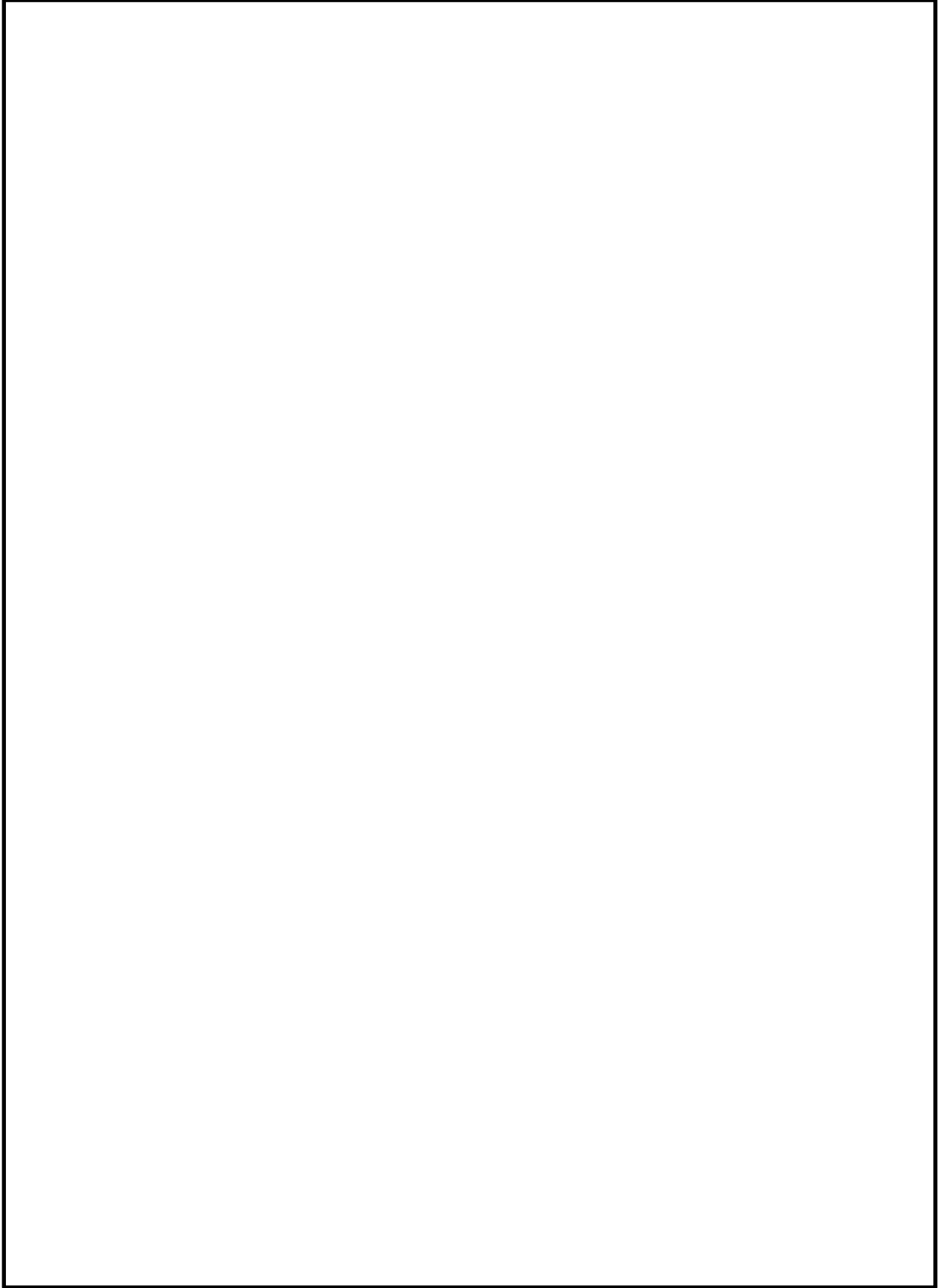


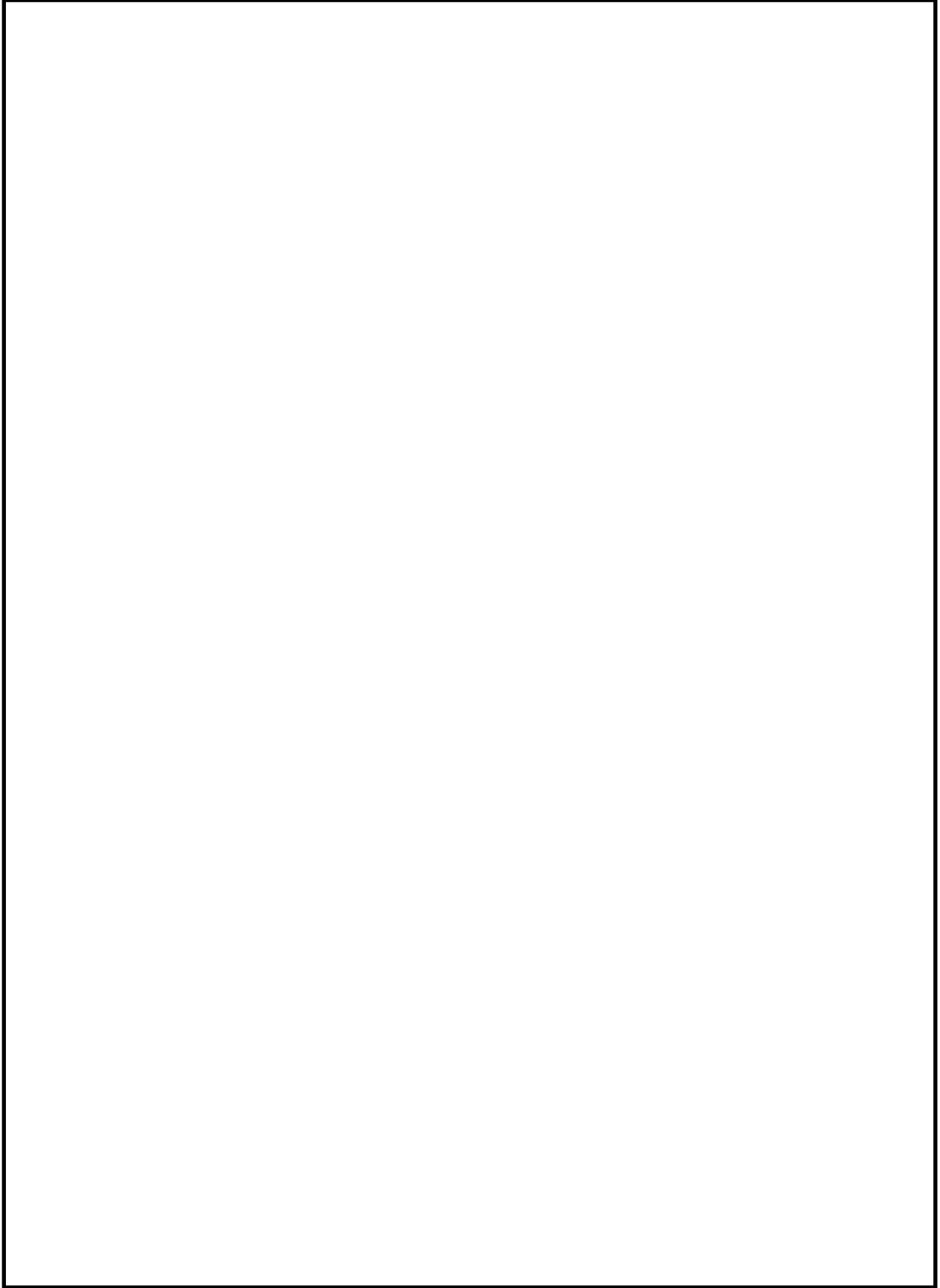


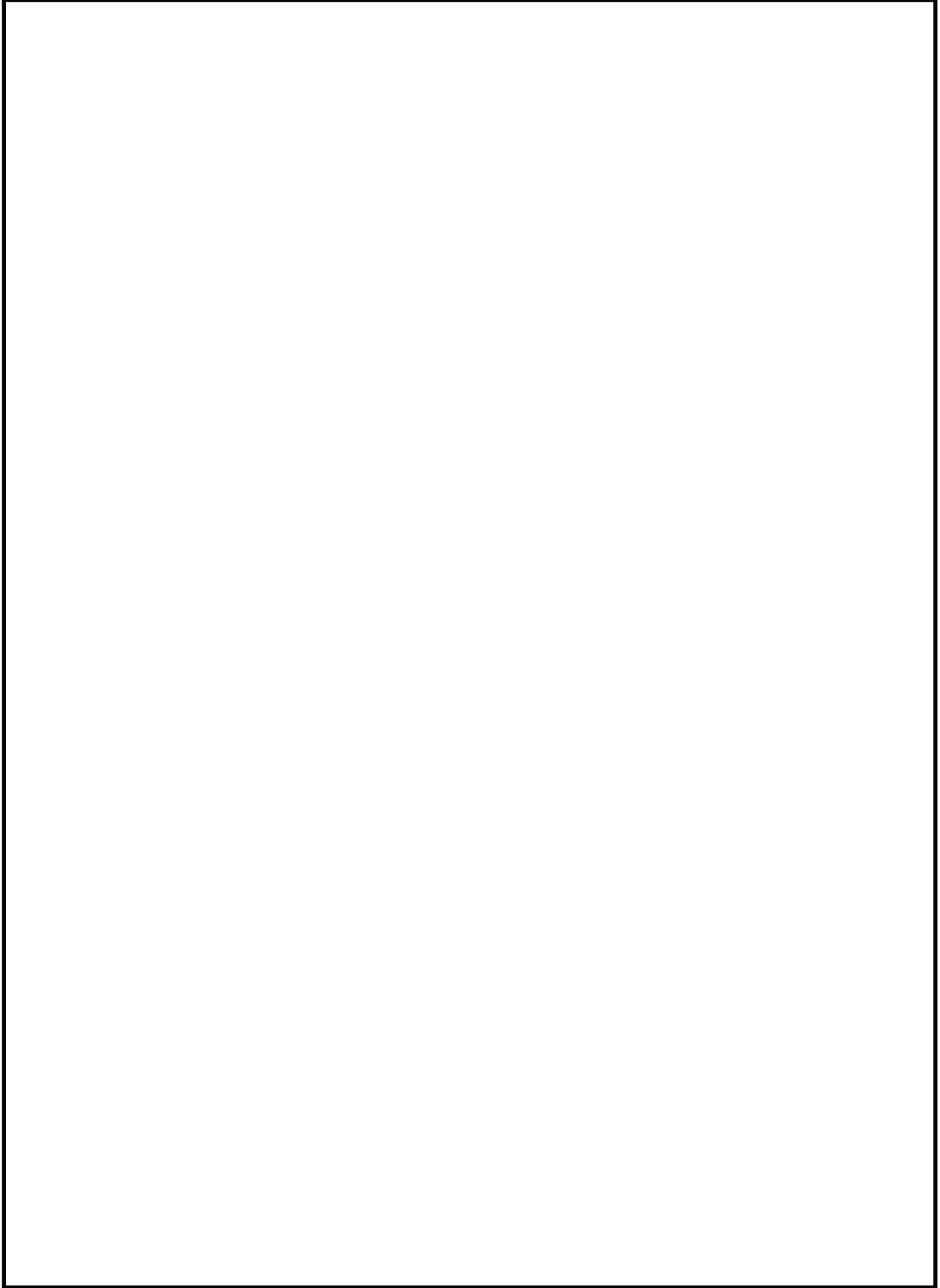


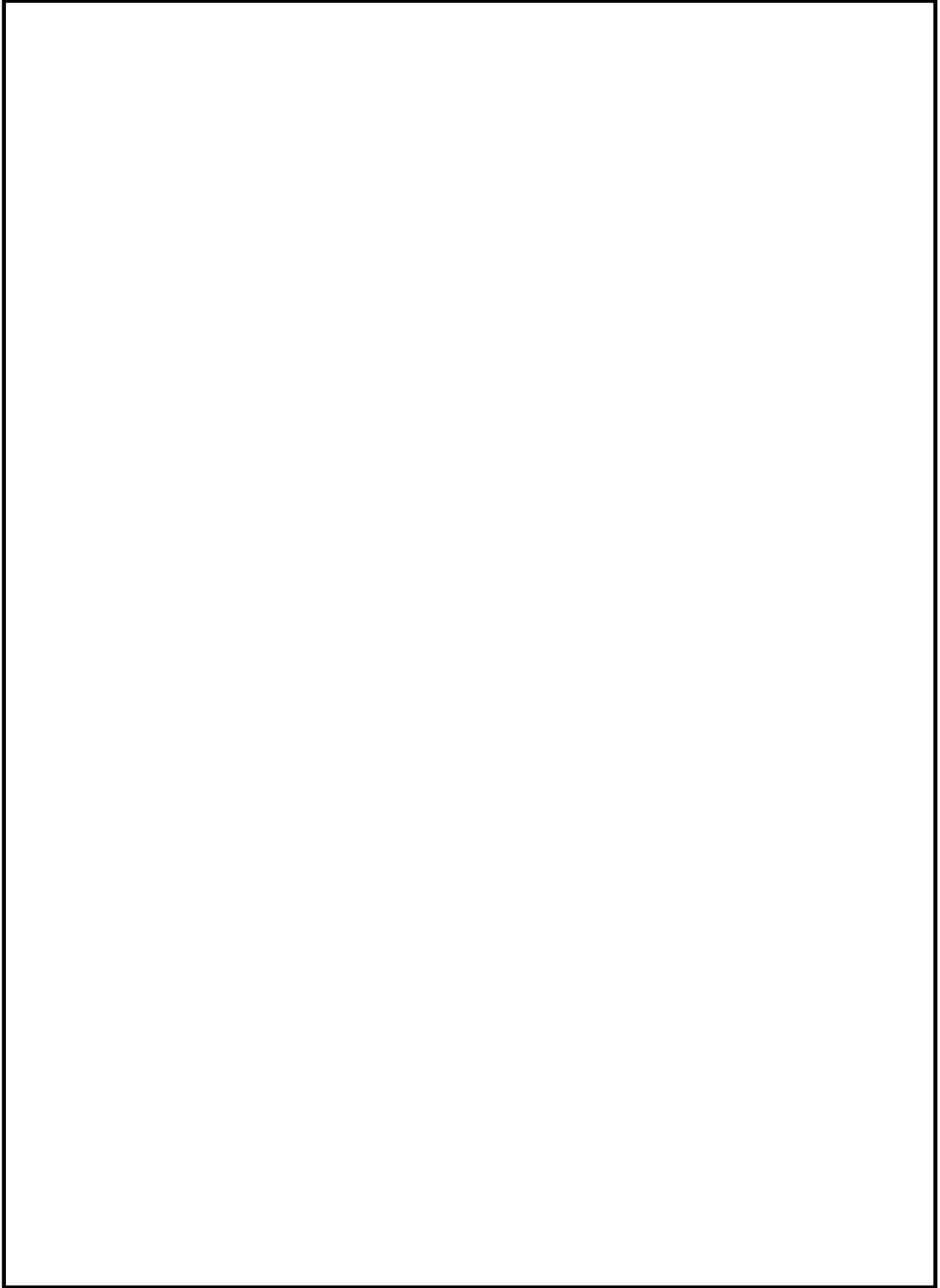


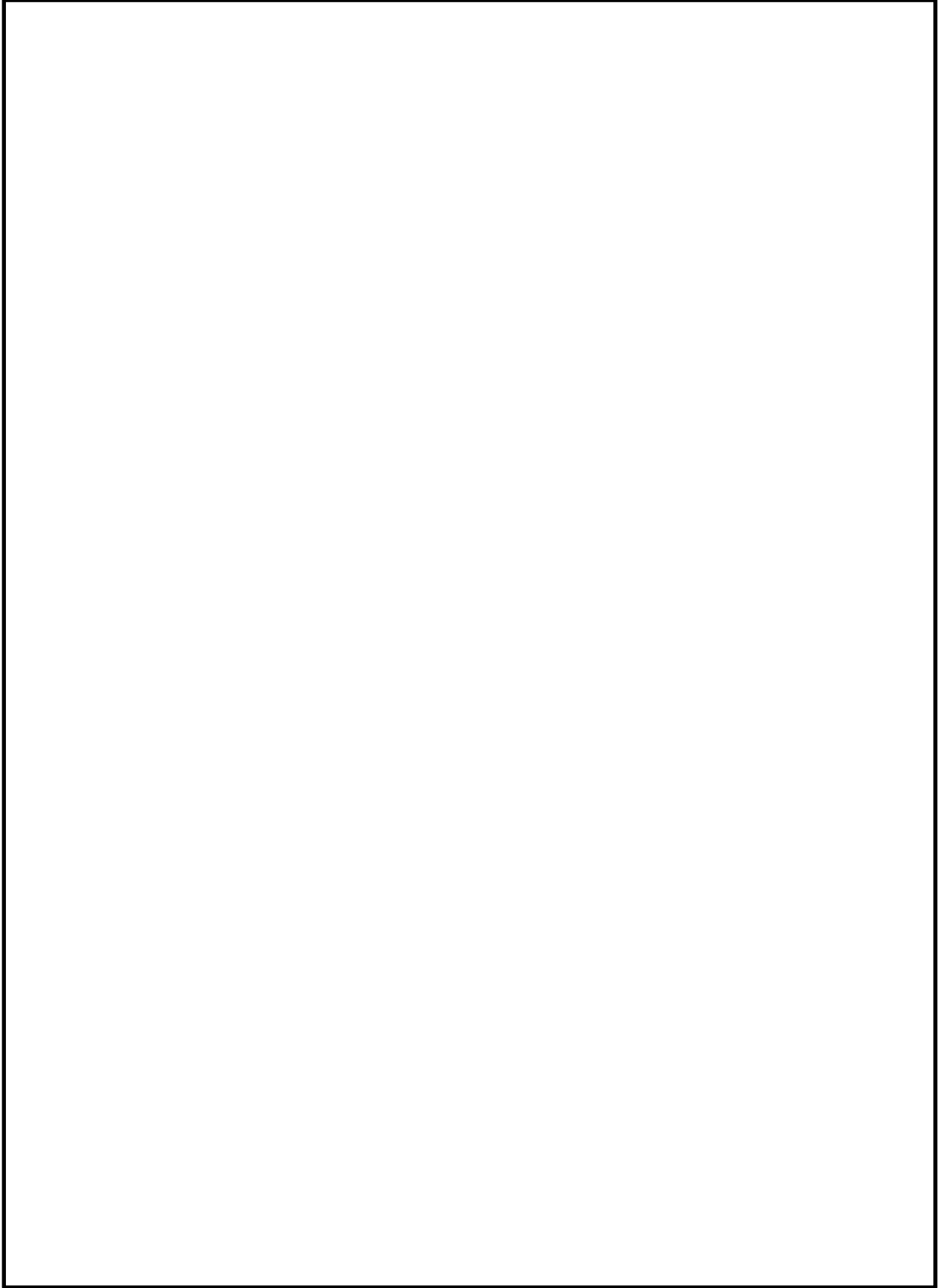


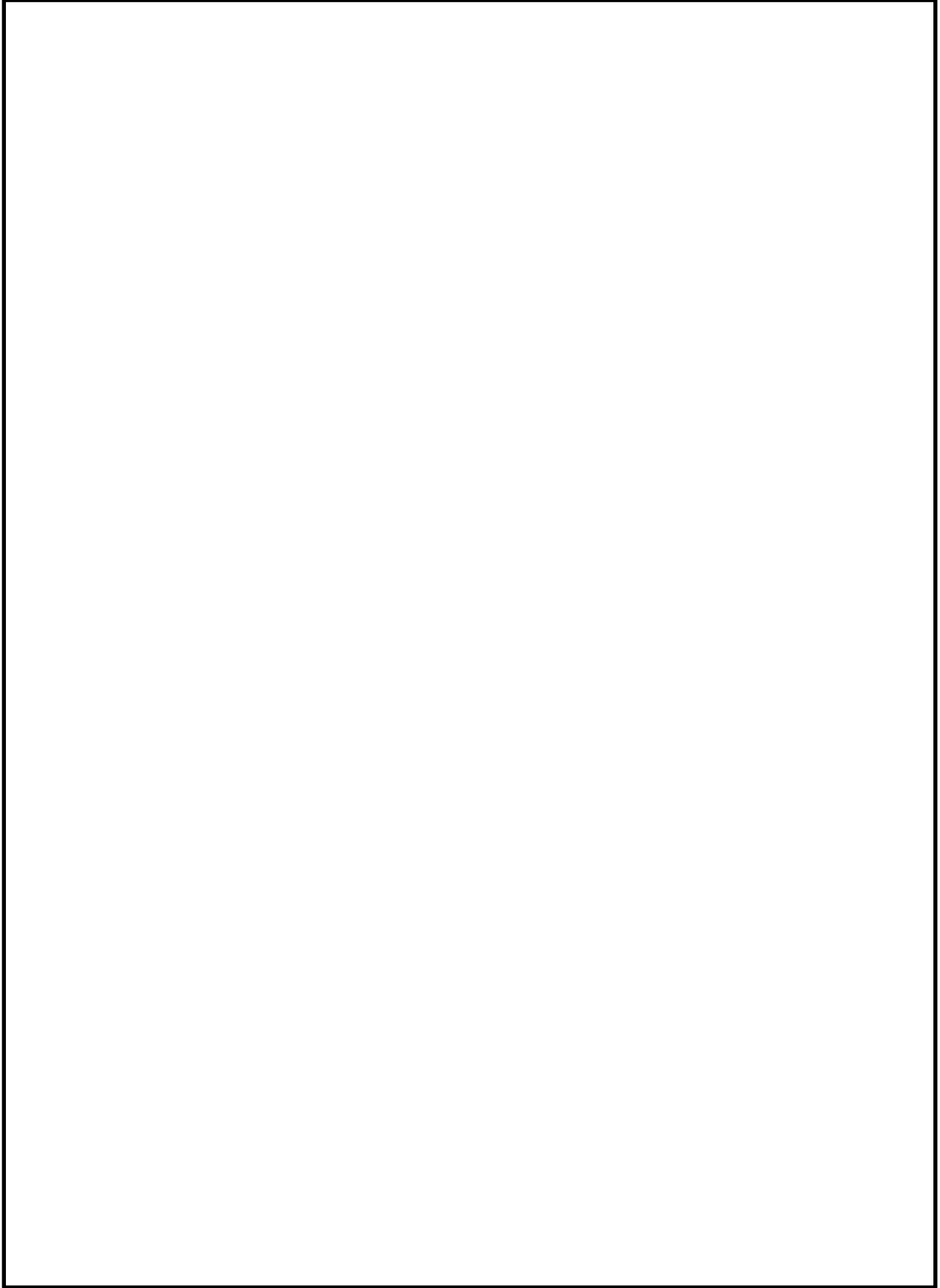


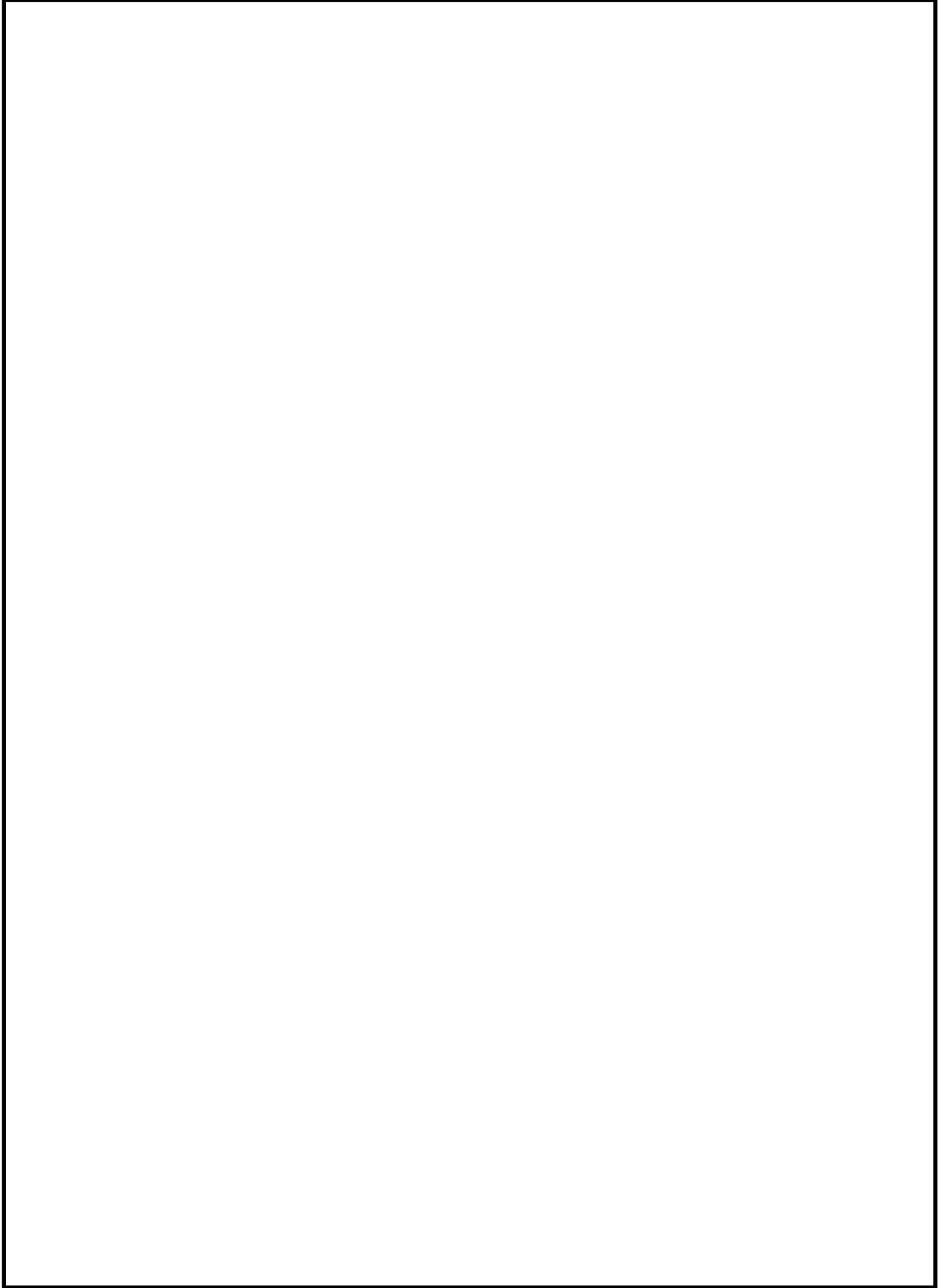




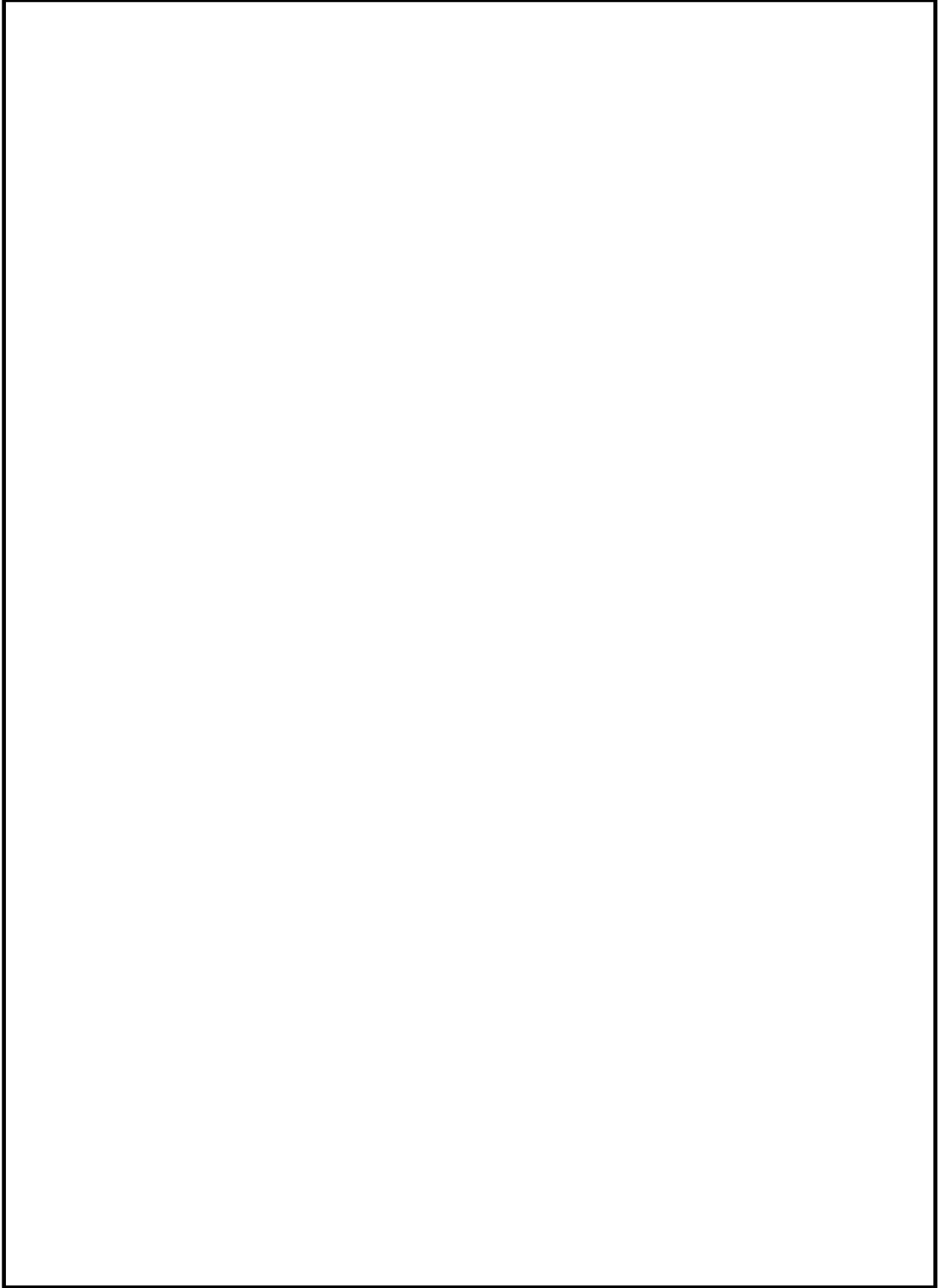


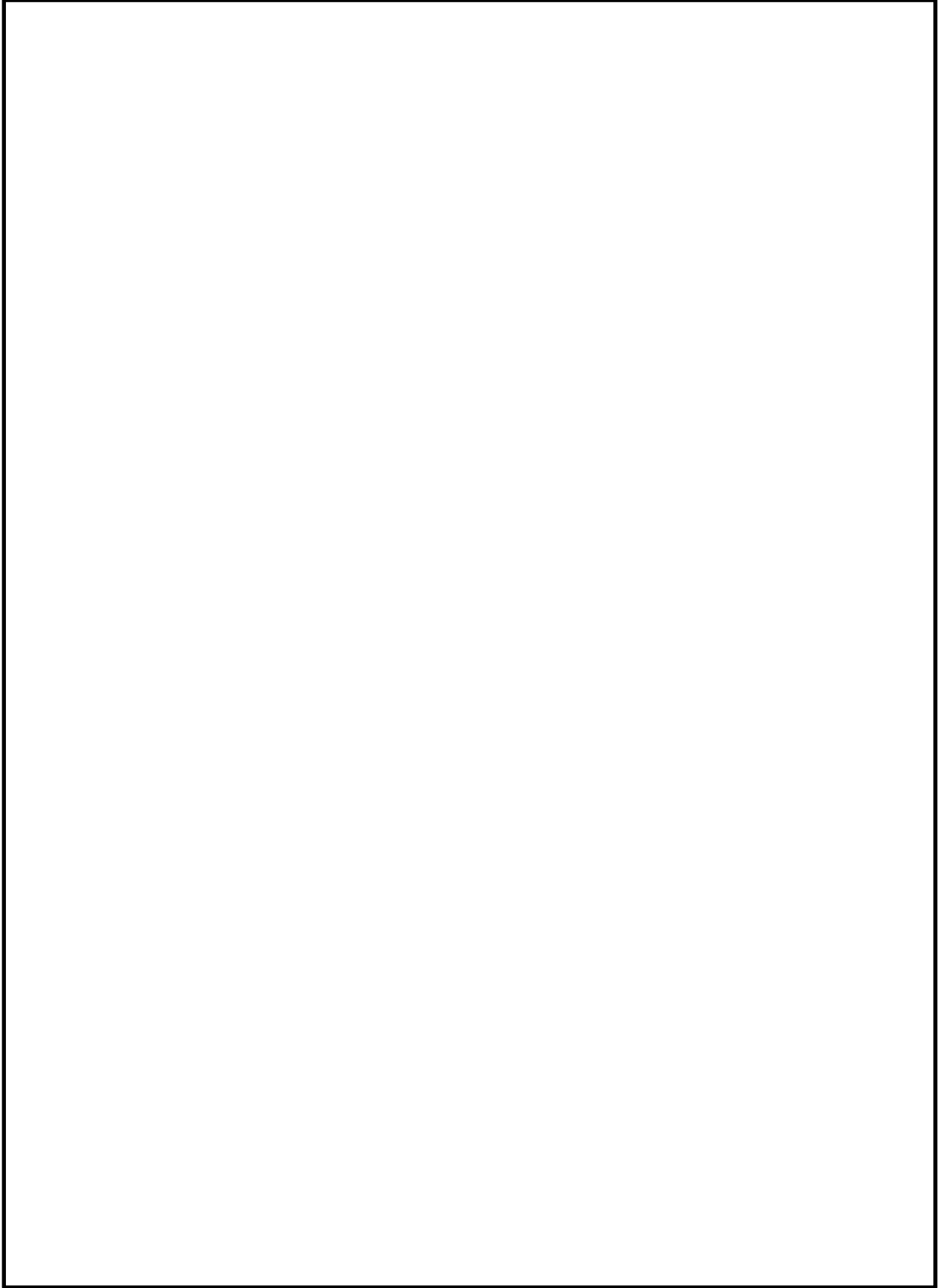


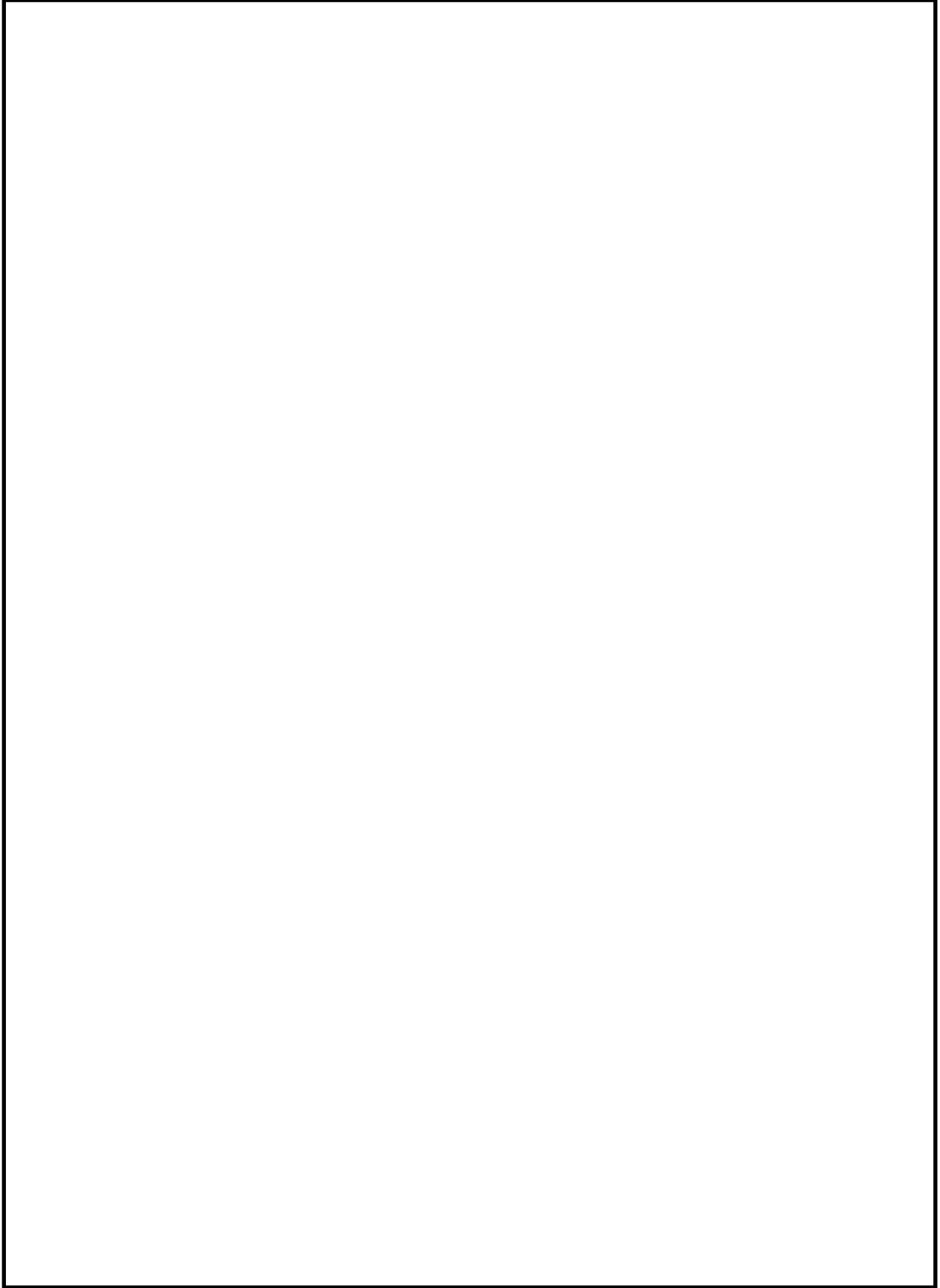


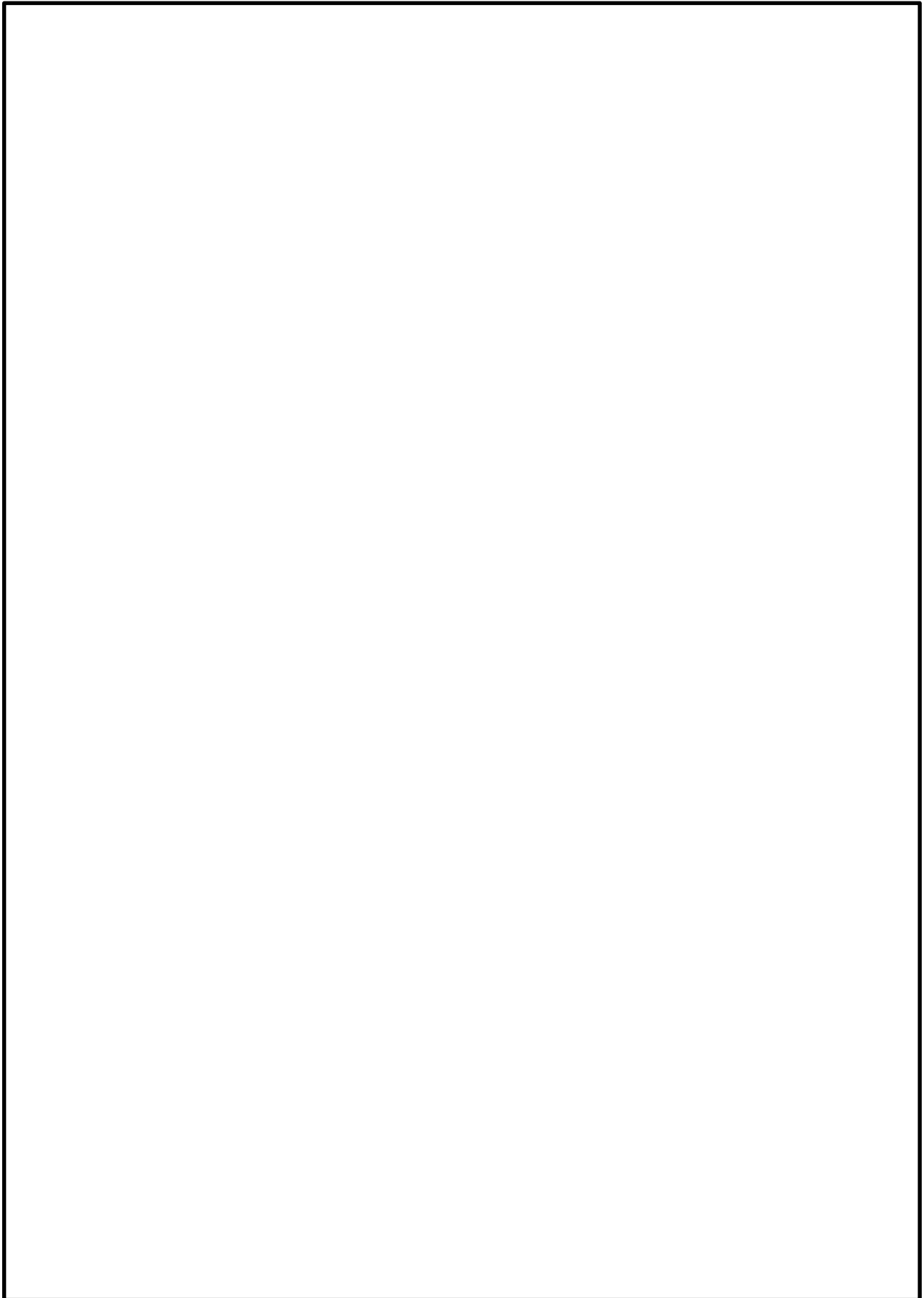


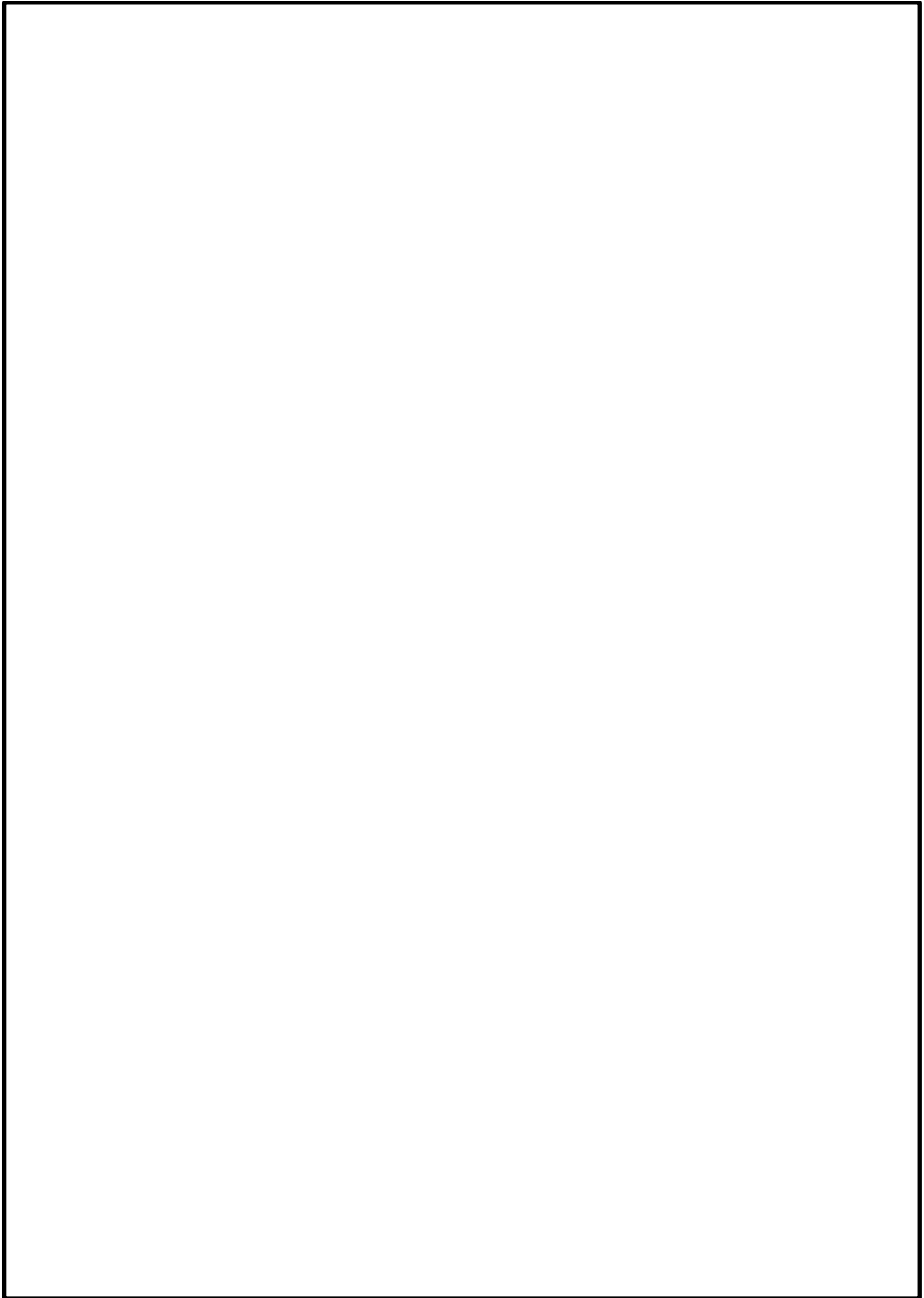


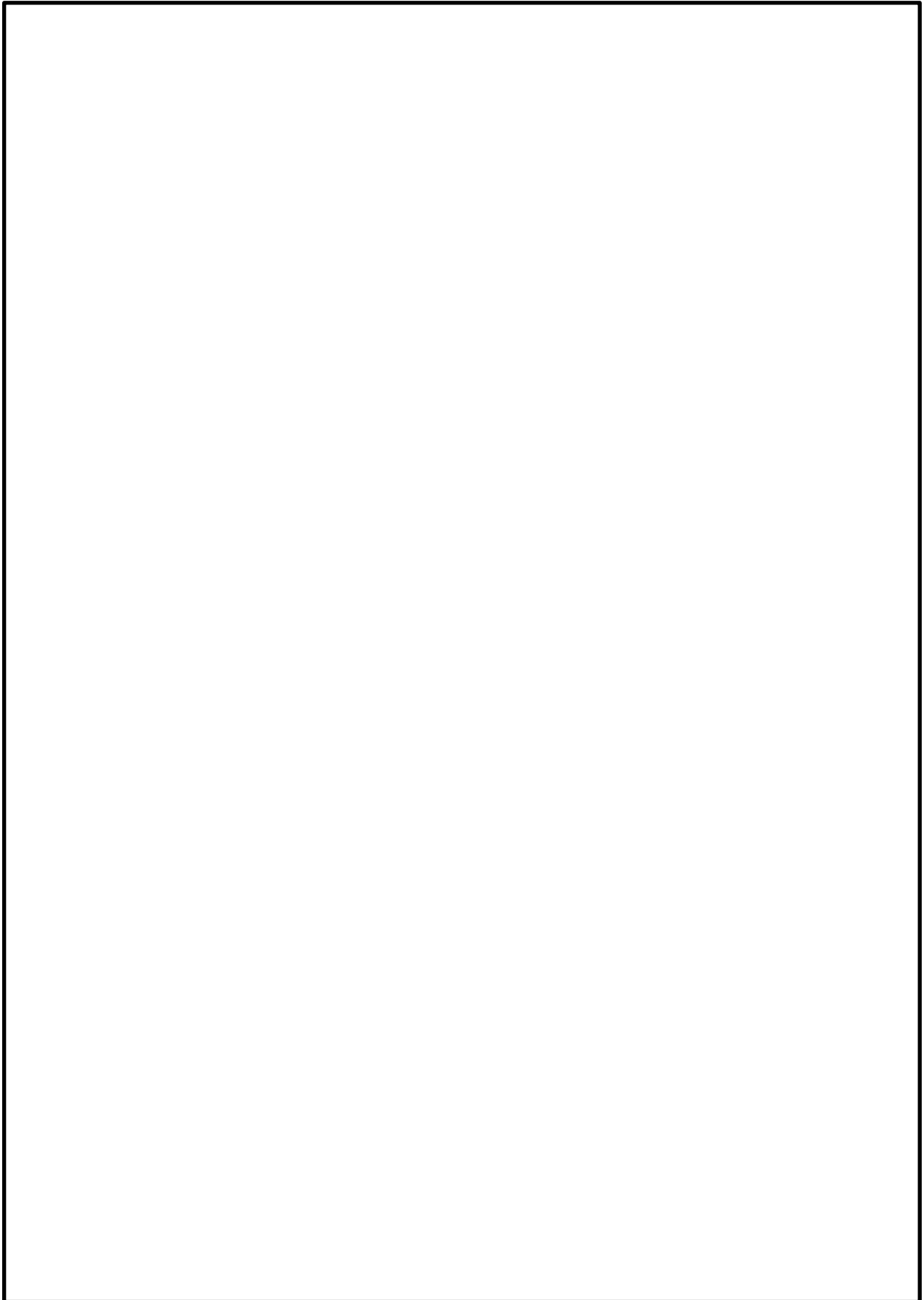


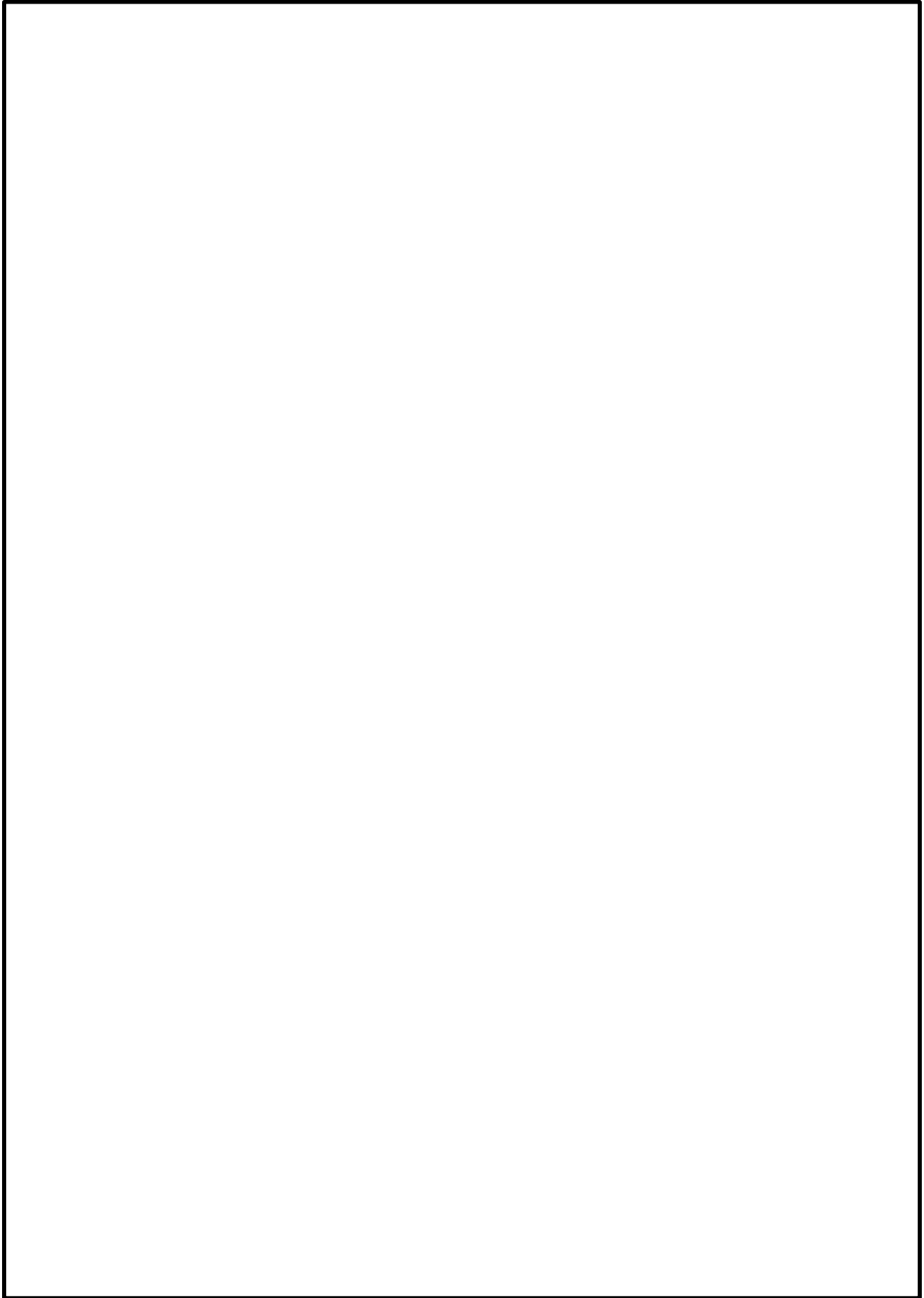


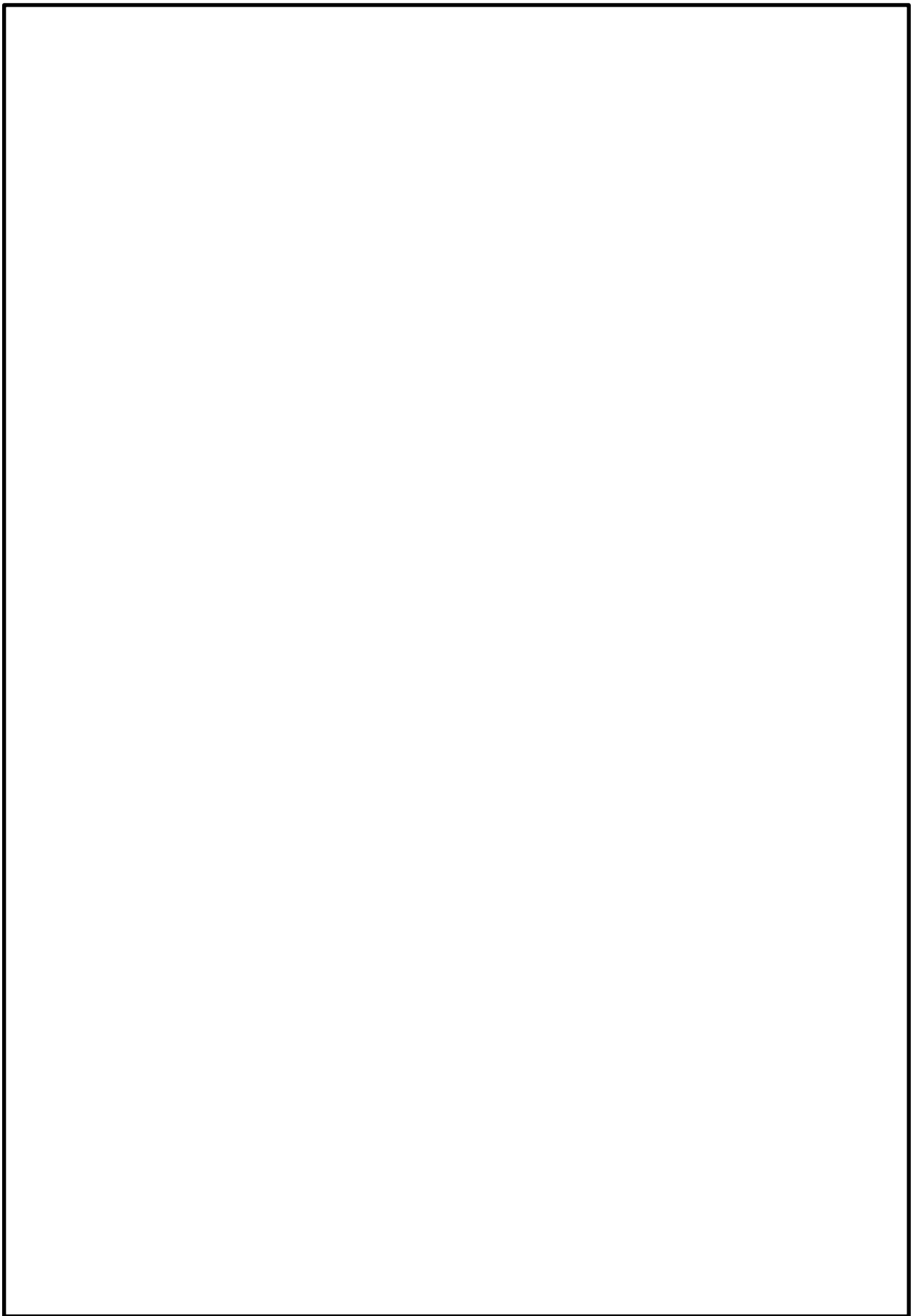




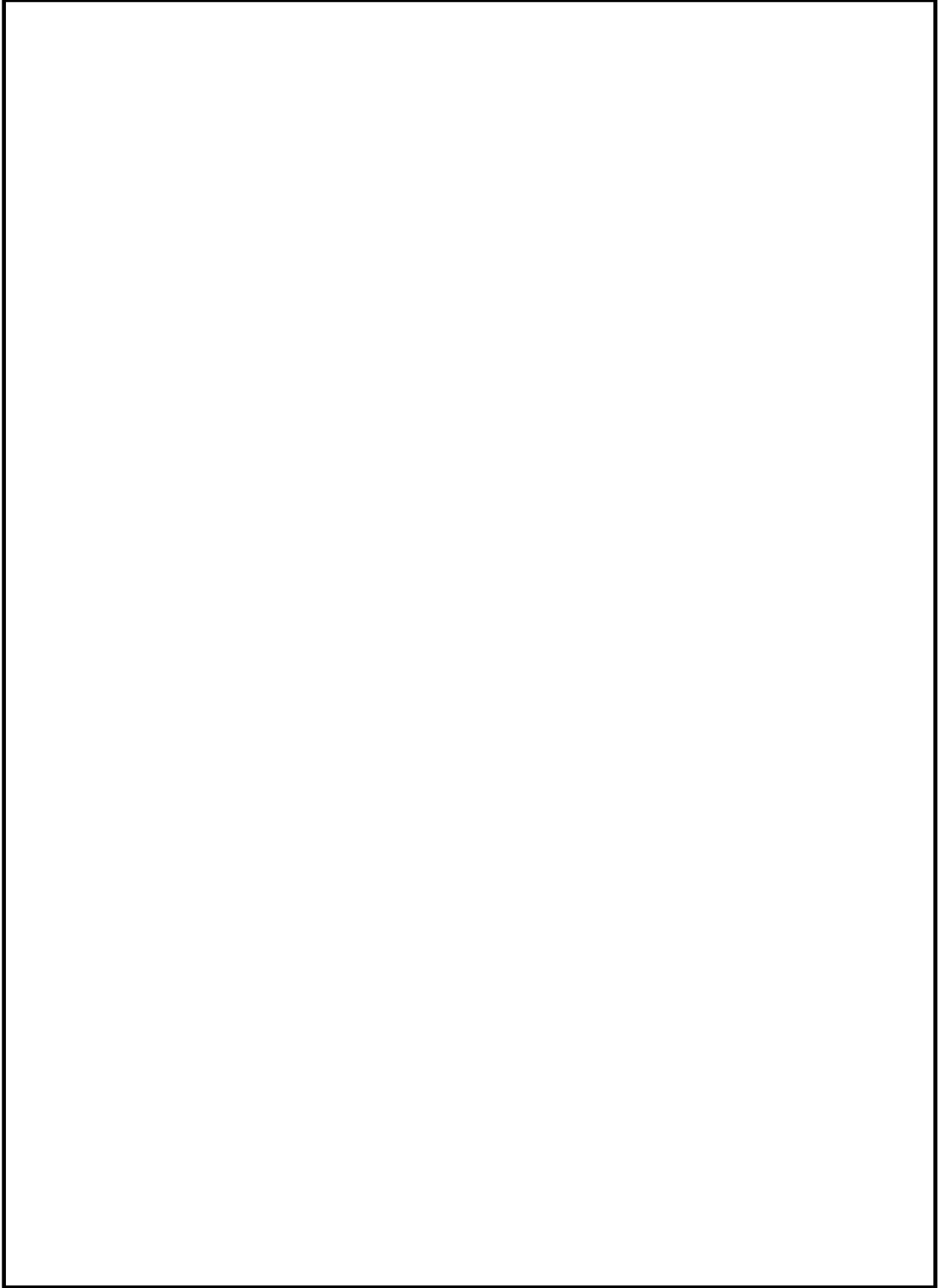












別紙 2  
その他エリアの火災感知器の設置状況について

## 1. 屋外エリア

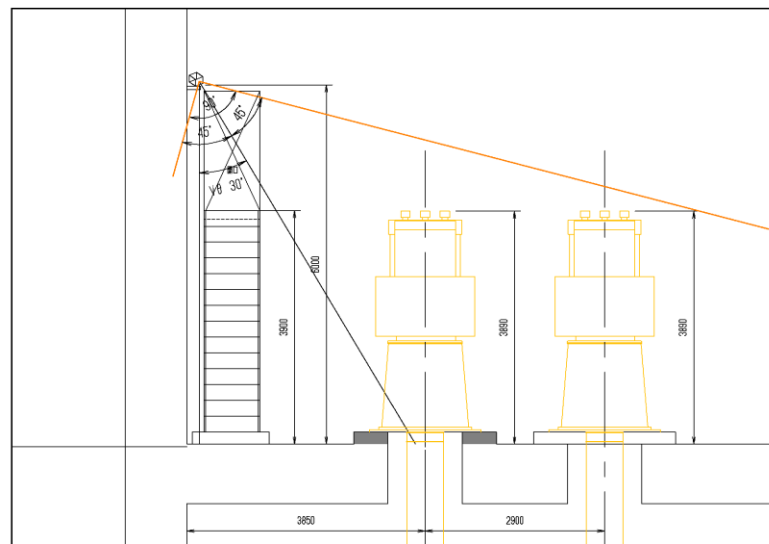
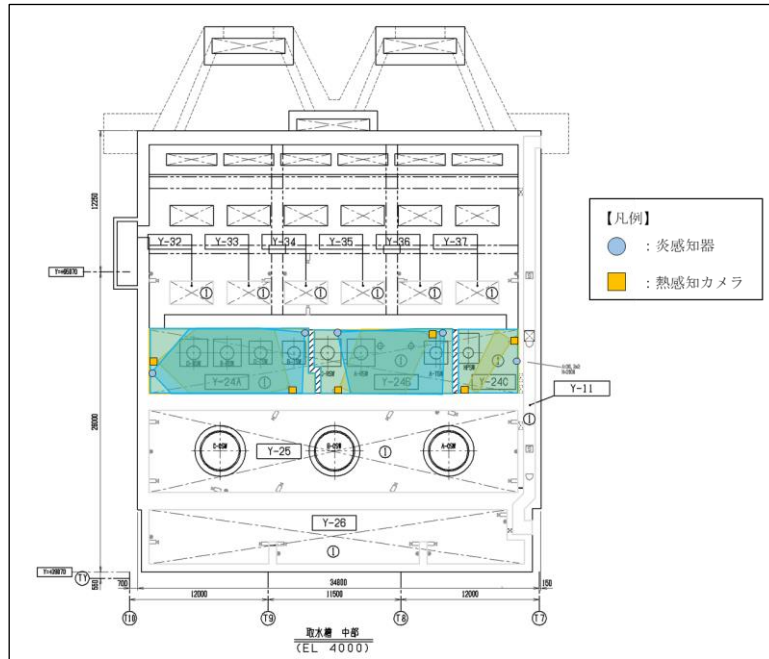
屋外に設置する屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラは、死角となる場所がないように設置する。屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの仕様を表1に、設置個数を表2に示す。また、感知器の配置を図1及び図2に示す。

表1 屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの仕様

項目	炎感知器	熱感知カメラ
検出方式	赤外線	赤外線
監視範囲	45m 以内	100m 以内
視野角度	100 度	90 度

表2 屋外仕様の炎感知器及び熱感知カメラの設置個数

部屋番号	名称	炎感知器 設置個数 (個)	熱感知カメラ 設置個数 (個)
Y-24A	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	2	2
Y-24B	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	2	2
Y-24C	原子炉補機海水ポンプ室 (取水槽)	1	1
Y-39	軽油タンクエリア	3	3



A-A 断面図 1/50

図1 海水ポンプエリアの火災感知器配置

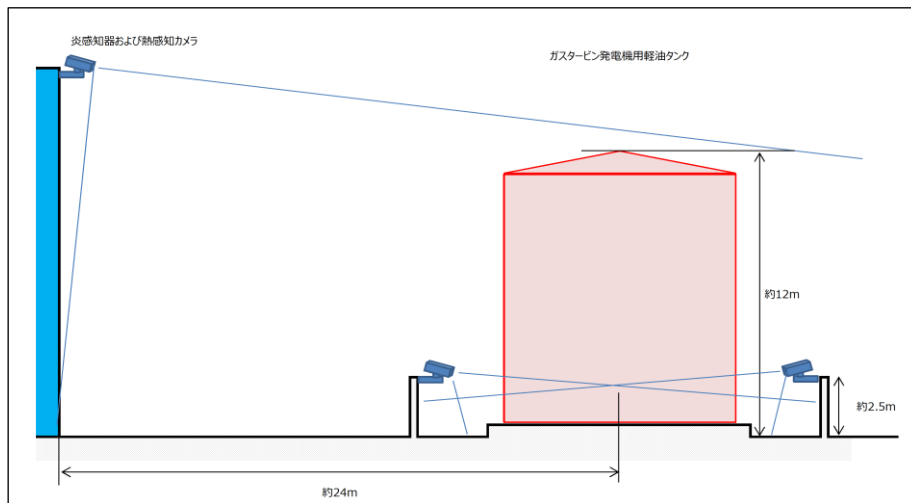
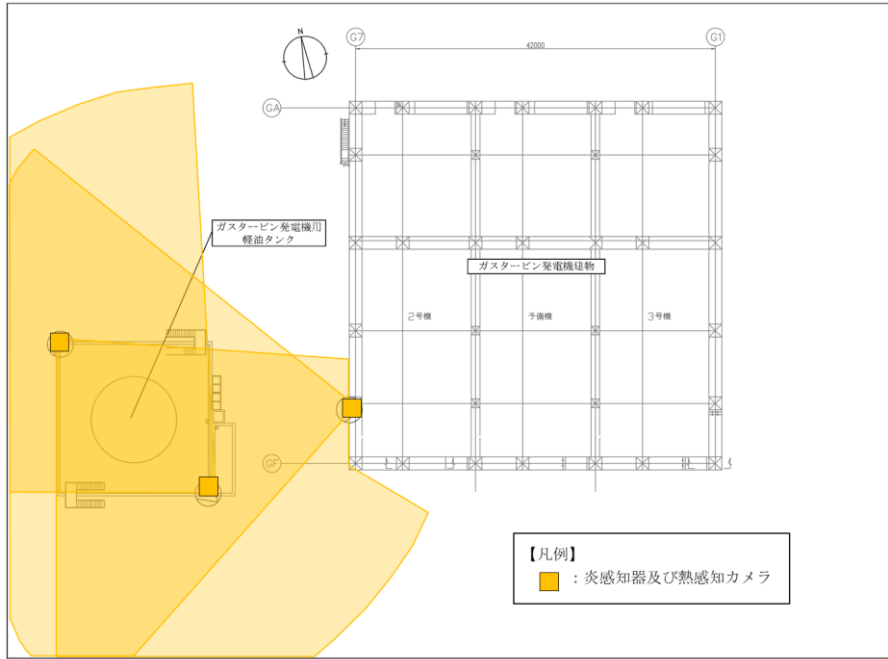


図2 軽油タンクエリアの火災感知器配置

## 2. 主蒸気管室

主蒸気管室に設置する煙吸引式検出設備は、設置対象となる主蒸気管室での火災を模擬した試験により光電式スポット型感知器と同等の感知性能を有していることを確認しており、有効に感知できるよう設置する。

また、異なる感知方式の感知器として、熱感知器（接点式）を消防法施行規則に従い設置する。

煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の仕様を表 3 に、設置個数を表 4 に示す。また、感知器の配置を図 3 に示す。

表 3 煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の仕様

項目	煙吸引式検出設備	熱感知器（接点式）
検出方式	煙感知器	熱感知器
監視範囲	センサ 1 台あたり 100m <sup>2</sup> 以内	定温式感知器と同じ

表 4 煙吸引式検出設備及び熱感知器（接点式）の設置個数

部屋番号	名称	煙吸引式検出設備 設置個数（個）	熱感知器（接点式） 設置個数（個）	面積
R-1F-09	主蒸気管室	8	17	330m <sup>2</sup>
R-1F-26	主蒸気隔離弁用 アキュムレータ室	2	3	74.5m <sup>2</sup>

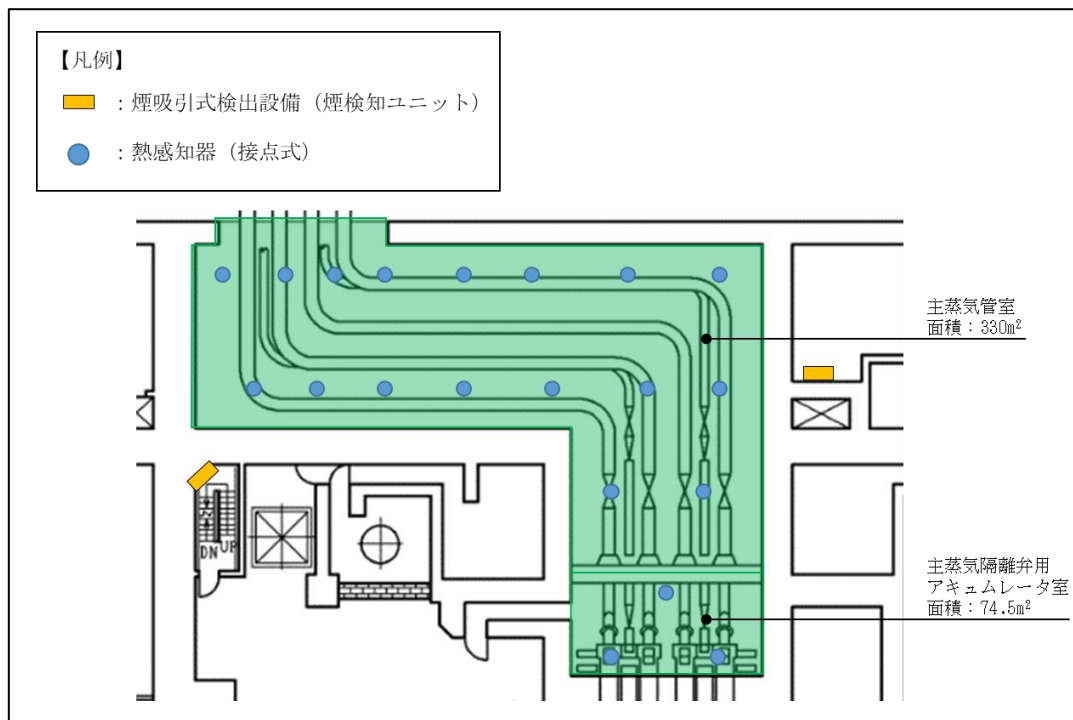


図 3 主蒸気管室の火災感知器配置

### 3. 原子炉建物オペレーティングフロア及びタービン室

原子炉建物オペレーティングフロア及びタービン室は、天井等の高さ 20m 以上の場所であり、消防法施行規則第 23 条第 4 項の適用対象外となるが、いずれの天井等の高さも 20m と同程度であり一定の感知性能が期待されることから、大空間での広く拡散した煙を検知すること並びに平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することが可能である光電分離型煙感知器を火災の早期感知の観点から消防法施行規則に準じてエリア全体を網羅的に監視できるように設置する。

また、原子炉建物オペレーティングフロアは異なる感知方式の感知器として、炎感知器を消防法施行規則に従い設置する。

光電分離型煙感知器及び炎感知器の仕様を表 5 に、設置個数を表 6 に示す。また、感知器の配置を図 4 及び図 5 に示す。

表 5 光電分離型煙感知器及び炎感知器の仕様

項目	光電分離型煙感知器	炎感知器
検出方式	煙感知器	赤外線
監視範囲	光軸の水平距離が 14m 以下	45m 以内
視野角度	—	90 度
感知器の種別	1 種	—

表 6 光電分離型煙感知器及び炎感知器の設置個数

部屋番号	名称	光電分離型煙感知器		炎感知器 設置個数 (個)
		設置個数 (個)	設置高さ (天井等の高さ)	
R-1F-09	原子炉建物オペレーティングフロア	6	16.6m (20.5m)	4
R-1F-26	タービン室	11	16.8m (20.7m)	—

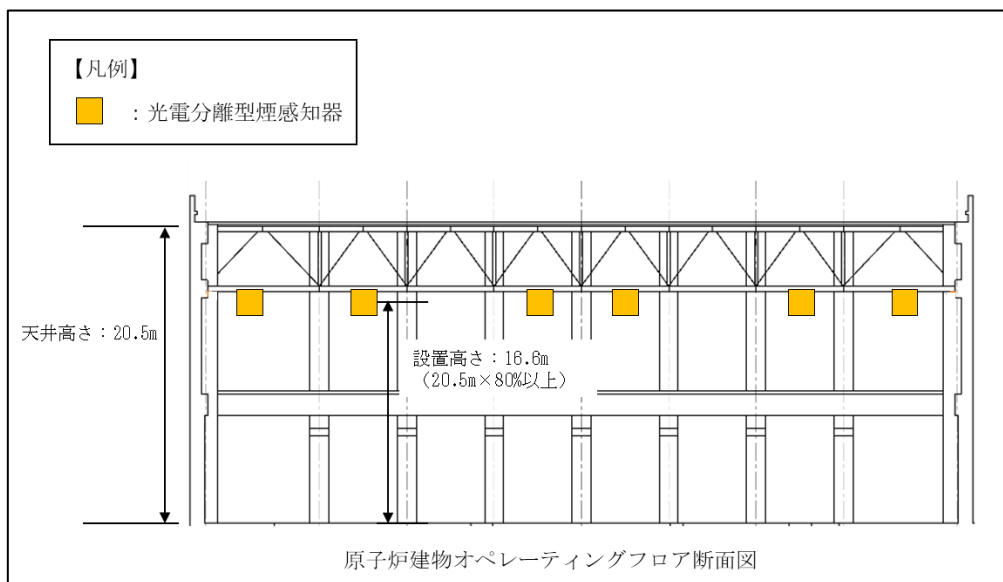
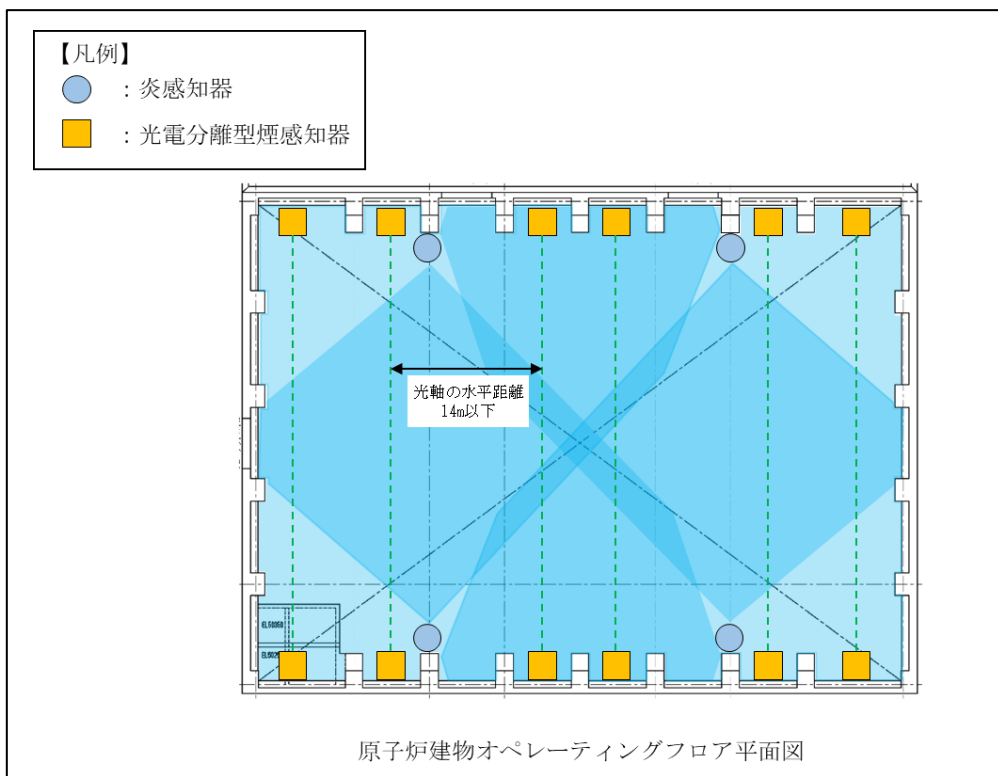


図4 原子炉建物オペレーティングフロアの火災感知器配置



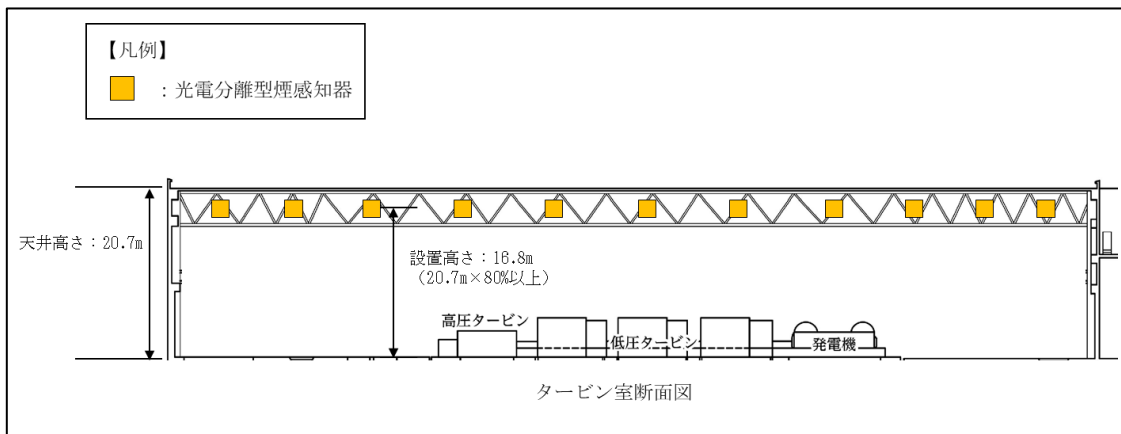
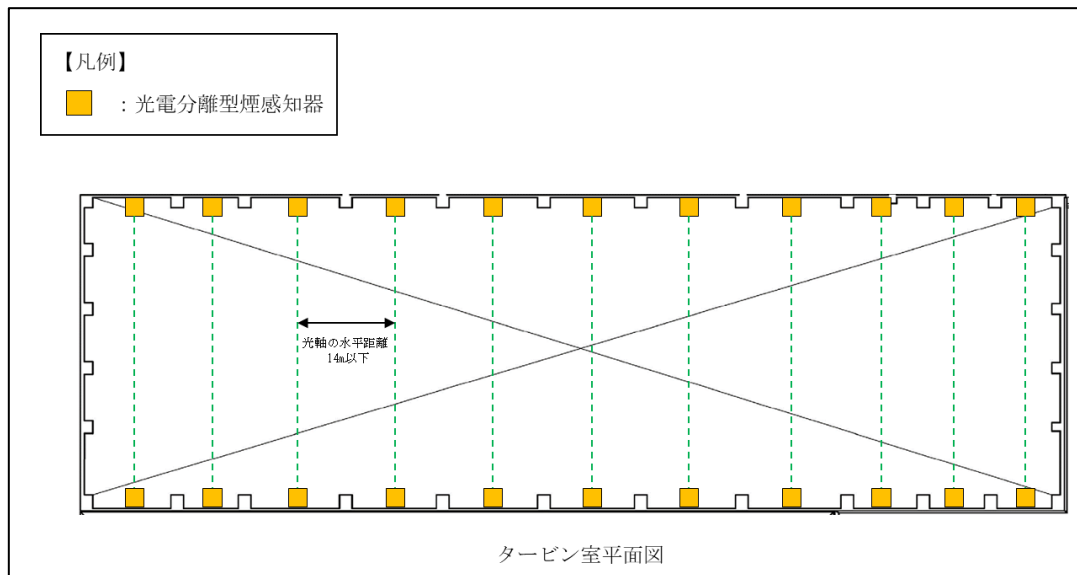


図5 タービン室の火災感知器配置